

令和 6 年度

秋 田 県 水 防 計 画

〔資 料 編〕

秋 田 県

目 次

第1章 水 防 施 設

1－1	水防管理団体倉庫一覧表	1
1－2	県管理倉庫一覧表	5

第2章 重要水防区域

2－1	国土交通省直轄管理区間重要水防箇所評定基準、秋田県重要水防区域評定基準	6
2－2	国土交通省重要水防箇所一覧表	
	能代河川国道事務所管内 重要水防箇所別調書	7
	秋田河川国道事務所管内 重要水防箇所別調書	14
	湯沢河川国道事務所管内 重要水防箇所別調書	23
2－3	秋田県重要水防区域一覧表	
	鹿角支部管内	38
	北秋田支部管内	39
	山本支部管内	44
	秋田支部管内	48
	由利支部管内	51
	仙北支部管内	55
	平鹿支部管内	59
	雄勝支部管内	62

第3章 水位観測所

3－1	県所管水位観測所	64
3－2	国土交通省所管水位観測所	81

第4章 雨量観測所

4－1	消防機関設置雨量観測所	88
4－2	気象庁所管雨量観測所	89
4－3	県所管雨量観測所	90

第5章 予報及び警報

5－1	直轄河川洪水予報発表形式	94
5－2	直轄河川洪水予報伝達系統図	97
5－3	秋田県管理河川洪水予報発表形式	100
5－4	秋田県管理河川洪水予報伝達系統図	101
5－5	秋田県管理河川水位到達情報通知発表形式	102
5－6	直轄河川水防警報伝達系統図	106
5－7	秋田県管理河川水防警報、水位到達情報通知の伝達系統図	109
5－8	直轄河川水防警報発表形式	110

5-9	秋田県管理河川水防警報の発表形式	111
第6章 水防作業及び工法		
6-1	水防工法一覧表	114
6-2	本県の河川に適していると思われる水防工法	118
第7章 隣接市町村に対する水防警報		
7-1	隣接市町村に対する水防警報	125
第8章 ダム一覧表		
8-1	秋田県内ダム一覧表	128
第9章 水防報告		
9-1	水防活動報告書様式(例)	131
第10章 水防協力団体の申請・指定及び運用		
10-1	水防協力団体指定要領	133
10-2	水防協力団体指定申請書様式	135
10-3	水防協力団体協力活動業務計画書	136
10-4	水防協力団体認定書様式	137
10-5	水防協力団体との水防協働活動実施要領	138
10-6	水防協力団体協力活動報告書様式	139
付則資料		
○秋田県水防協議会		
1	秋田県水防協議会委員名簿	140
2	秋田県水防協議会条例	141
○関係法令		
1	水防法	142
2	水防法施行規則	167
3	秋田県水防規則	175
4	水防施設費国庫補助規則	177
5	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(抄)	179
6	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(抄)	179
7	気象業務法(抄)	180
8	気象業務法施行令(抄)	182
9	退職水防団員等報償規程	184
10	水防功労者表彰規則	185

第1章 水 防 施 設

1－1 水防管理団体倉庫一覧表

1. 水防倉庫

水防管理団体管理の水防倉庫は、その重要水防地域内に、次の基準により設置し必要な資材を備えておくものとする。

- (1) 設置場所は、水防活動に便利な所を選ぶものとし、適当な場所がないときには、堤防裏法の定規断面外、その他治水上支障のない所に設置するものとする。
- (2) 常湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、水防管理団体において適当に土砂を備蓄するものとする。

2. 水防管理団体倉庫一覧表

郡市、市町村別

郡市別設置棟数

(棟)

郡市別	市	鹿 角	北秋田	山 本	南秋田	仙 北	雄 勝	合 計
棟 数	60	1	1	6	1	1	1	71

水防管理団体別水防倉庫数

市町村名	棟 数	市町村名	棟 数	市町村名	棟 数
秋 田 市	3	大 仙 市	9	三 種 町	3
能 代 市	4	鹿 角 市	3	五 城 目 町	1
横 手 市	8	北 秋 田 市	2	羽 後 町	1
大 館 市	4	仙 北 市	4	上小阿仁村	1
由利本荘市	10	美 郷 町	1	八 峰 町	2
湯 沢 市	10	小 坂 町	1		
に か ほ 市	3	藤 里 町	1		

水系別・河川別 水防倉庫所在表

米代川水系

市 町 村 名	河 川 名	設 置 場 所
能代市 (4)	常 盤 川	常磐字高森下162
	米 代 川	緑町2-22
	〃	沢口56-4
	〃	飛根字上野130
大館市 (4)	米代川 長木川 下内川 乱 川 花岡川 大森川	字長木川南269-2
	米 代 川	比内町扇田字長岡85-4
	犀 川	比内町大葛字大葛家後87
	米 代 川	岩瀬字下軽石野3-17
鹿角市 (3)	米 代 川	花輪字新田町11-4
	〃	花輪字下川原40
	大 湯 川	十和田毛馬内字上陣場19-5
北秋田市 (2)	米 代 川	鷹巣字北中家下85
	阿 仁 川	米内沢字田ノ沢32-3
小坂町 (1)	小 坂 川	小坂字中前田68-1
藤里町 (1)	藤琴川・粕毛川	大沢字豊田149
上小阿仁村 (1)	小 阿 仁 川	小沢田字向川原72-2

雄物川水系

市 町 村 名	河 川 名	設 置 場 所
秋田市 (3)	雄 物 川	新屋比内町6-63
	太 平 川	太平目長崎字上目長崎212
	岩 見 川	河辺三内字外川原83-31
大仙市 (9)	雄 物 川	大曲あけぼの町
	〃	花館中町
	〃	協和上淀川字中島17-1
	〃	神宮寺字蓮沼21-1
	〃	南外字下木直古川端
	〃	刈和野字愛宕下87-1
	玉 川	北長野字谷地中29-3
	丸 子 川	高梨字田茂木10
	川 口 川	太田町太田字新田中嶋111-1
横手市 (8)	横 手 川	条里一丁目234
	〃	上境字館63-3
	成 瀬 川	増田町萩袋字真当72
	雄 物 川	大森町字大中島248
	〃	雄物川町今宿字鳴田1
	〃	大雄字阿気13-4
	皆 瀬 川	平鹿町浅舞字野々助158-3
	〃	十文字町植田字古川端111-2
湯沢市 (10)	雄 物 川	裏門207-3
	〃	山田字松ノ木
	〃	下関字下本内
	〃	小野字東水口122
	皆 瀬 川	角間字白山下
	〃	岩崎字岩崎105
	〃	川連町字上平城120
	〃	皆瀬字沢梨台35-1
	白 子 川	金谷字樋口123
	高 松 川	相川字須川119-7
仙北市 (4)	玉 川	広久内舟場
	桧 木 内 川	川原寺前
	〃	西野川原
	〃	門屋字漆原88-2
美郷町 (1)	丸 子 川	六郷字押切11
	出 川	
羽後町 (1)	西馬音内川	貝沢字拾三本塚25

子吉川水系

市 町 村 名	河 川 名	設 置 場 所
由利本荘市 (9)	芋 川	松本字上川原
	〃	岩谷町字日渡
	〃	小栗山字小栗山
	石 沢 川	東由利老方字台山
	〃	東由利田代字高戸屋41
	子 吉 川	石脇字田尻
	〃	前郷字前郷
	〃	荒町字向中島
	〃	矢島町矢島町20

その他の水系

市 町 村 名	河 川 名	設 置 場 所
にかほ市 (3)	白 雪 川	樋目野字百目木1-1
	奈 曽 川	関字村ノ上22-3
	〃	本郷字盛160
由利本荘市 (1)	君 ケ 野 川	由利本荘市岩城内道川字新鶴潟
三種町 (3)	三 種 川	鵜川字岩谷子8
	〃	森岳字町尻35
	鹿 渡 川	鹿渡字東二本柳29-3
八峰町 (2)	真 瀬 川	八森字中浜63
	塙 川	峰浜田中字鳥矢場11-1
五城目町 (1)	馬 場 目 川	富津内下山内字奈良崎90-1

1－2 県管理倉庫一覧表

県管理倉庫一覧表

支 部 名	設 置 場 所
鹿角支部	鹿角市花輪字六月田1番地 （鹿角地域振興局庁舎敷地内）
北秋田支部	北秋田市鷹巣字東中岱29-3
山本支部	能代市御指南町1-10 （山本地域振興局庁舎敷地内）
秋田支部	秋田市向浜一丁目2-2
仙北支部	大仙市大曲上栄町13-62 （仙北地域振興局庁舎敷地内）
由利支部	由利本荘市水林366 （由利地域振興局庁舎敷地内）
平鹿支部	横手市赤坂字仁坂105-12
雄勝支部	湯沢市千石町2丁目1-10 （雄勝地域振興局庁舎敷地内）

2-1 国土交通省直轄河川区間重要水防箇所評定基準、秋田県重要水防区域評定基準

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所等で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

令和6年度 重要水防箇所別調査

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和5年度評定(前年度)						距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和6年度評定(当年度)			対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	関連 計画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所			
				堤防(m)			工作物 (箇所)						堤防(m)									工作物 (箇所)		
				A	B		A	B					A	B								A	B	
米代川	2.7	中島 (左)	工作物(橋梁) (1)				1	2.7	中島 (左)	工作物(橋梁) (1)				1		米代川橋梁(JR五能線) 桁下高不足		能代市	ニッ井出張所					
	4.9～ 5.0	中川原 (左)	堤体漏水 (2)		100			4.9～ 5.0	中川原 (左)	堤体漏水 (2)		100			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		能代市						
	4.8～ 6.5	〃	越水・溢水 (3)		2,372			4.8～ 6.5	〃	越水・溢水 (3)		2,372			避難	完成堤 一番低い箇所は5.4k+180m付近		能代市						
	5.8～ 6.1	〃	堤体漏水 (4)		300			5.8～ 6.1	〃	堤体漏水 (4)		300			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		能代市						
	6.5～ 6.6	〃	越水・溢水 (5)	100				6.5～ 6.6	〃	越水・溢水 (5)		100			避難	桧山川合流部 一番低い箇所は6.6k付近		能代市						
	7.6～ 12.0	鶴形 (左)	越水・溢水 (6)		3,146			7.6～ 12.0	鶴形 (左)	越水・溢水 (6)		3,146			避難	完成堤 一番低い箇所は7.6k付近		能代市						
	7.9～ 9.5	〃	堤体漏水 (7)		1,600			7.9～ 9.5	〃	堤体漏水 (7)		1,600			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		能代市						
	9.0	〃	工作物(橋梁) (8)				1	9.0	〃	工作物(橋梁) (8)				1		米代新橋 桁下高不足		能代市						
	9.6	〃	工作物(樋管) (9)			1		9.6	〃	工作物(樋管) (9)		1			積土のう工	門柱高不足(道地排水樋管) S17年設置		能代市						
	10.4～ 10.8	〃	堤体漏水 (10)		400			10.4～ 10.8	〃	堤体漏水 (10)		400			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		能代市						
	13.0	〃	工作物(樋管) (11)			1		13.0	〃	工作物(樋管) (11)		1			積土のう工	門柱高不足・門扉木製 (鶴形用水樋管)S17設置		能代市						
	5.8～ 6.6	吹越 (右)	越水・溢水 (12)		206			5.8～ 6.6	吹越 (右)	越水・溢水 (12)		206			避難	完成堤 一番低い箇所は5.8k+170m付近		能代市						
	7.6～ 8.2	〃	水衝・洗掘 (13)		420			7.6～ 8.2	〃	水衝・洗掘 (13)		420			木流し工	背後地集落有 無堤		能代市						
	7.6～ 7.8	〃	越水・溢水 (14)				198	7.6～ 7.8	〃	越水・溢水 (14)				198	避難	無堤(現地盤HWL以上) 一番低い箇所は7.8k付近		能代市						
	8.8～ 12.0	朴瀬・常盤 (右)	越水・溢水 (15)		2,665			8.8～ 12.0	朴瀬・常盤 (右)	越水・溢水 (15)		2,665			避難	完成堤 一番低い箇所は8.8k+30m付近		能代市						

2－2 重要水防箇所別調査前年度比較表（能代河川国道事務所 その2）

令和6年度 重要水防箇所別調査

河川名	距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和5年度評定(前年度)				距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和6年度評定(当年度)				対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	関連 計画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物 (箇所)					堤防(m)		工作物 (箇所)							
				A	B	A	B				A	B	A	B						
米代川	9.9～ 10.3	朴瀬・常盤 (右)	堤体漏水 (16)		400			9.9～ 10.3	"	堤体漏水 (16)		400		月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		向能代	能代市	二ツ井出張所	
	11.37～ 12.1	"	堤体漏水 (17)		730			11.37～ 12.1	"	堤体漏水 (17)		730		月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"		
	12.3～ 13.1	"	堤体漏水 (18)		800			12.3～ 13.1	"	堤体漏水 (18)		800		月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"		
	15.8～ 16.2	常盤 (右)	越水・溢水 (19)		500			15.8～ 16.2	常盤 (右)	越水・溢水 (19)		500		避難	完成堤 一番低い箇所は15.8k付近		"	"		
	18.6～ 18.7	常盤上流 (右)	水衝・洗掘 (20)		100			18.6～ 18.7	常盤上流 (右)	水衝・洗掘 (20)		100		木流し工	背後県道 民家有り		"	"		
	18.8～ 19.2	"	越水・溢水 (21)		770			18.8～ 19.2	"	越水・溢水 (21)		770		避難	完成堤 一番低い箇所は18.8k+40m付近		"	"		
	15.4～ 19.4	富根 (左)	越水・溢水 (22)		3,077			15.4～ 19.4	富根 (左)	越水・溢水 (22)		3,077		避難	完成堤 一番低い箇所は15.4k付近		"	"		
	16.3～ 17.9	"	堤体漏水 (23)		1,600			16.3～ 17.9	"	堤体漏水 (23)		1,600		月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		二ツ井	能代市		
	18.7～ 19.1	"	堤体漏水 (24)		400			18.7～ 19.1	"	堤体漏水 (24)		400		月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"		
	19.5～ 19.68	"	堤体漏水 (25)		180			19.5～ 19.68	"	堤体漏水 (25)		180		月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"		
	19.8	富根 (左)	工作物(橋梁) (26)				1	19.8	富根 (左)	工作物(橋梁) (26)				1	富根橋 桁下高不足		"	"		
	19.8～ 20.4	"	越水・溢水 (27)		696			19.8～ 20.4	"	越水・溢水 (27)	696			避難	無堤(現地盤HWL以上) 一番低い箇所は20.2k+30m付近		"	"		
	21.0～ 26.0	切石 (左)	越水・溢水 (28)		4,539			21.0～ 26.0	切石 (左)	越水・溢水 (28)		4,539		避難	完成堤 一番低い箇所は21.0k+160m付近		"	"		

2－2 重要水防箇所別調書前年度比較表（能代河川国道事務所 その3）

令和6年度 重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和5年度評定(前年度)			地区名 及び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和6年度評定(当年度)			対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	関連 計画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村	出張 所
				工作物 (箇所)					工作物 (箇所)								
				堤防(m)	A	B			堤防(m)	A	B						
米代川	25.8	切石 (左)	工作物(橋梁) (29)			1	25.8	工作物(橋梁) (29)			1	工法名	米代川橋梁(JR奥羽線上り)		二ツ井	能代市	
	25.9	〃	工作物(橋梁) (30)			1	25.9	工作物(橋梁) (30)			1		桁下高不足		〃	〃	
	27.4～ 28.4	二ツ井左岸 (左)	越水・溢水 (31)		1,054		27.4～ 28.4	越水・溢水 (31)		1,054		避難	完成堤 一番低い箇所は27.4k+120m付近		〃	〃	
	20.0～ 22.4	富田 (右)	越水・溢水 (32)		2,202		20.0～ 22.4	越水・溢水 (32)		2,202		避難	完成堤 一番低い箇所は20.0k+40m付近		〃	〃	
	21.6～ 21.8	〃	水衝・洗掘 (33)	200			21.6～ 21.7	水衝・洗掘 (33)	100			木流し工	根固めブロックの流失 上流部はR4災害対応済み		〃	〃	
	22.0	〃	工作物(樋管) (34)			1	22.0	工作物(樋管) (34)			1	積土のう工	門柱高不足・門扉木製 (富田用水樋管)S28設置		〃	〃	
	26.4	二ツ井右岸 (右)	工作物(橋梁) (35)			1	26.4	二ツ井右岸 (右)	工作物(橋梁) (35)		1		米白橋 桁下高不足		〃	〃	
	26.4～ 27.6	〃	越水・溢水 (36)	696			26.4～ 27.6	越水・溢水 (36)		696		避難	完成堤 一番低い箇所は26.6k+50m付近		〃	〃	
	28.4	〃	工作物(橋梁) (37)			1	28.4	工作物(橋梁) (37)			1		銀杏橋 桁下高不足		〃	〃	
	28.6～ 29.8	二ツ井右岸 (右)	越水・溢水 (38)	1,214			28.6～ 29.8	二ツ井右岸 (右)	越水・溢水 (38)		1,214	避難	完成堤 一番低い箇所は28.6k+60m付近		〃	〃	
	29.7～ 29.9	〃	堤体漏水 (39)	200			29.7～ 29.9	〃	堤体漏水 (39)	200		月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		〃	〃	

2－2 重要水防箇所別調査前年度比較表（能代河川国道事務所 その4）

令和6年度 重要水防箇所別調査

河川名	距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和5年度評定(前年度)						距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和6年度評定(当年度)						対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	関連 計 画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)			工作物 (箇所)						堤防(m)			工作物 (箇所)								
				A	B	A	B	A	B				A	B	A	B	A	B						
	43.8～ 43.9	南鷹巣 左岸	基礎地盤漏水 (40)		130			43.8～ 43.9	南鷹巣 左岸	基礎地盤漏水 (40)		130			金段工	詳細点検より 基礎地盤漏水のおそれ		鷹巣	北秋田市					
	36.5～ 36.7	今泉 (右)	堤体漏水 (41)		200			36.5～ 36.7	今泉 (右)	堤体漏水 (41)		200			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"					
	38.5～ 42.0	今泉・坊沢・舟場 (右)	基礎地盤漏水 (42)		3,570			38.5～ 42.0	今泉・坊沢・舟場 (右)	基礎地盤漏水 (42)		3,570			金段工	詳細点検より 基礎地盤漏水のおそれ		"	"					
	38.5～ 38.9	今泉 (右)	堤体漏水 (43)		400			38.5～ 38.9	今泉 (右)	堤体漏水 (43)		400			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"					
	39.2～ 39.7	今泉 (右)	堤体漏水 (44)		500			39.2～ 39.7	今泉 (右)	堤体漏水 (44)		500			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"					
	40.0～ 42.0	坊沢・舟場 (右)	堤体漏水 (45)		2,000			40.0～ 42.0	坊沢・舟場 (右)	堤体漏水 (45)		2,000			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"					
米代川	41.1	坊沢 (右)	工作物(橋梁) (46)				1	41.1	坊沢 (右)	工作物(橋梁) (46)				1		坊沢大橋		"	"					
	44.7	鷹巣右岸 (右)	工作物(橋梁) (47)				1	44.7	鷹巣右岸 (右)	工作物(橋梁) (47)				1		鷹巣橋 桁下高不足		鷹巣	北秋田市					
	46.7～ 47.1	"	堤体漏水 (48)		400			46.7～ 47.1	"	堤体漏水 (48)		400			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"					
	54.4～ 55.4	外川原 (左)	越水・溢水 (49)		872			54.4～ 55.4	外川原 (左)	越水・溢水 (49)		872			避難	完成堤 一番低い箇所は54.4k付近		十二所	大館市					
	55.05～ 55.4	"	堤体漏水 (50)		350			55.05～ 55.4	"	堤体漏水 (50)		350			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"					
	55.0	"	工作物(橋梁) (51)				1	55.0	"	工作物(橋梁) (51)				1		外川原橋 桁下高不足		"	"					
	57.4～ 60.4	板沢 (左)	越水・溢水 (52)		3,041			57.4～ 60.4	板沢 (左)	越水・溢水 (52)		3,041			避難	暫々堤 一番低い箇所は57.6k+150m付近		"	"					

令和6年度 重要水防箇所別調査

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和5年度評定(前年度)			地区名 及び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和6年度評定(当年度)			対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	関連 計 画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村	出張 所
				堤防(m)					工作物 (箇所)								
				A	B	A			B	A	B						
米代川	58.2	板沢 (左)	工作物(橋梁) (53)			1	"	工作物(橋梁) (53)			1		新真中橋 桁下高不足		十二所	大館市	鷹巣出張所
	61.5～ 61.6	吉富士 (左)	水衝・洗掘 (54)		100		吉富士 (左)	水衝・洗掘 (54)		100		木流し工	完成堤 H26.3出水で被災		"	"	
	63.3～ 63.4	"	水衝・洗掘 (55)		80		"	水衝・洗掘 (55)		80		木流し工	完成堤 H26.3出水で被災		"	"	
	63.9～ 64.0	"	水衝・洗掘 (56)		90		"	水衝・洗掘 (56)		90		木流し工	完成堤 H25.8出水で被災		"	"	
	64.8～ 66.4	二井田 (左)	越水・溢水 (57)		1,379		二井田 (左)	越水・溢水 (57)		1,379		避難	暫定堤 一番低い箇所は64.8k+30m付近		"	"	
	66.4～ 66.6	二井田 (左)	越水・溢水 (58)	394			二井田 (左)	越水・溢水 (58)		394		避難	暫定堤 一番低い箇所は66.4k+30m付近		"	"	
	66.6～ 68.6	二井田・扇田 (左)	越水・溢水 (59)		2,081		二井田・扇田 (左)	越水・溢水 (59)		2,081		避難	暫定堤 一番低い箇所は66.6k+40m付近		"	"	
	67.2	"	工作物(橋梁) (60)			1	"	工作物(橋梁) (60)			1		米代川第16橋梁 (JR花輪線)桁下高不足		"	"	
	68.2	扇田 (左)	工作物(橋梁) (61)			1	扇田 (左)	工作物(橋梁) (61)			1		扇田橋 桁下高不足		"	"	
	56.6～ 58.0	川口 (右)	越水・溢水 (62)				川口 (右)	越水・溢水 (62)	1,204			避難	完成堤、暫々堤 一番低い箇所は57.6k付近		"	"	
	58.0～ 58.4	川口 (右)	越水・溢水 (63)		418		川口 (右)	越水・溢水 (63)		418		避難	暫々堤 一番低い箇所は58.0k+10m付近		"	"	

2－2 重要水防箇所別調書前年度比較表（能代河川国道事務所 その6）

令和6年度 重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和5年度評定(前年度)			地区名 及び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和6年度評定(当年度)			対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	関連 計 画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物 (箇所)			堤防(m)		工作物 (箇所)						
				A	B				A	B							
				A	B				A	B							
米代川	58.4～ 60.0	川口 (右)	越水・溢水 (64)	1,575			川口 (右)	越水・溢水 (64)	1,575			避難	暫々堤 一番低い箇所は58.6k+180m付近		"	"	鷹巣出張所
	60.2～ 61.0	山田渡 (右)	越水・溢水 (65)	775			山田渡 (右)	越水・溢水 (65)	775			避難	暫定堤 一番低い箇所は60.2k+140m付近		"	"	
	61.0～ 64.2	山田渡・小鉾花 (右)	越水・溢水 (66)		3,289		山田渡・小鉾花 (右)	越水・溢水 (66)	3,289			避難	暫定堤 一番低い箇所は61.2k+190m付近		"	"	
	64.6～ 67.0	山田渡・小鉾花 (右)	越水・溢水 (67)		2,200		山田渡・小鉾花 (右)	越水・溢水 (67)	2,200			避難	暫定堤 一番低い箇所は64.6k+20m付近		"	"	
	66.5～ 66.7	金谷 (右)	堤体漏水 (68)		200		金谷 (右)	堤体漏水 (68)	200			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"	
	67.5～ 68.0	"	堤体漏水 (69)		500		"	堤体漏水 (69)	500			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"	
	小計			8,183	48,430	3	小計		8,083	48,430	3						

2－2 重要水防箇所別調書前年度比較表（能代河川国道事務所 その7）

令和6年度 重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和5年度評定(前年度)			地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定(当年度)			対 策	変更理由等	関連 計画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村 能代市	出 張 所 二ツ井出張所
				堤防(m)		工作物 (箇所)			堤防(m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B		A	B	A	B					
藤琴川		なし															
	小計			0	0	0	0	小計	0	0	0	0					
小猿部川	1.75～	小猿部川	基礎地盤漏水		50		1.75～	小猿部川	基礎地盤漏水		50		詳細点検より			北秋田市	鷹巣出張所
	1.8	(右)	(70)				1.8	(右)	(70)				基礎地盤漏水のおそれ				
	小計			0	50	0	小計			0	50	0					
米代川水系	合計			8,183	48,480	3	合計			8,083	48,480	3					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、①越水・溢水、②堤体漏水、③基礎地盤漏水、④水衝・洗掘

令和6年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定						令和5年度評定						対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	出張 所
				堤防(m)			工作物(箇所)			堤防(m)			工作物(箇所)							
				A	B	730	A	B	730	A	B	730	A	B	730					
雄物川下流	3.4k+100 4.2k	豊巻 左岸	水衝洗掘	1		730				730				730	木流し工 シート張り工			椿川	秋田 市	出張 所
	5.9k 6.4k+70	豊巻 左岸	水衝洗掘	2		500				500				500	木流し工 シート張り工					
	6.6k+10 7.0k+80	小山 左岸	水衝洗掘	3		500				500				500	木流し工 シート張り工					
	10.5k+208 11.6k	小山 左岸	越水(溢水)	4	830					830					避難連絡					
	11.6k 12.1k	小山 左岸	越水(溢水)	5		467				467				467	避難連絡					
	12.1k 13.8k+424	黒瀬 左岸	越水(溢水)	6		2,305				2,305				2,305	避難連絡					
	15.8k+130 16.2k	黒瀬 左岸	越水(溢水)	7	176					176					避難連絡					
	16.6k+279 16.8k+193	黒瀬 左岸	越水(溢水)	8	264					264				264	避難連絡					
	16.8k+264 19.6k	黒瀬 左岸	越水(溢水)	9	2,898					2,898				2,898	避難連絡					
	19.6k 20.4k	黒瀬 左岸	越水(溢水)	10	575					575				575	避難連絡					
	20.4k 20.8k	黒瀬 左岸	越水(溢水)	11	352					352				352	避難連絡					
	20.8k 21.2k+275	黒瀬・女米木 左岸	越水(溢水)	12		536				536				536	避難連絡					
	23.2k+255 25.6k	女米木 左岸	越水(溢水)	13	2,236					2,236				2,236	避難連絡					
	25.6k 26.0k	女米木 左岸	越水(溢水)	14	290					290				290	避難連絡					
	26.0k 26.4k	女米木 左岸	越水(溢水)	15	287					287				287	避難連絡					
	26.4k 27.2k	女米木 左岸	越水(溢水)	16	817					817				817	避難連絡					
	27.2k 27.6k	新波 左岸	越水(溢水)	17	314					314				314	避難連絡					
	27.6k 30.4k	新波 左岸	越水(溢水)	18	3,439					3,439				3,439	避難連絡	暫々堤整備中				
小計				12,478	5,038	0	0		12,478	5,038	0	0		0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和6年度 重要水防箇所別調査

様式－2－2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川	30.4k	新波 左岸	越水(溢水)	424				424				避難連絡	暫々堤整備中		椿 川	秋 田 市	出張 所
	30.8(1)k	新波 左岸	越水(溢水)	424				424				避難連絡	暫々堤整備中				
	31.0k	新波 左岸	越水(溢水)	134				134				避難連絡	暫々堤整備中				
	31.0k	新波 左岸	越水(溢水)	154				154				避難連絡	暫々堤整備中				
	32.0k	新波 左岸	越水(溢水)	154				154				避難連絡	暫々堤整備中				
	32.0k	新波 左岸	越水(溢水)	357				357				避難連絡	暫々堤整備中				
下流	32.2k	新波 左岸	越水(溢水)	357				357				避難連絡	暫々堤整備中		椿 川	秋 田 市	出張 所
	32.2k+230	新波 左岸	越水(溢水)	230				230				避難連絡	暫々堤整備中				
	34.0k+130	新波 左岸	越水(溢水)	160				160				避難連絡	暫々堤整備中				
	34.0k+290	新波 左岸	越水(溢水)	160				160				避難連絡	暫々堤整備中				
小 計				1,069	390	0	0	1,069	390	0	0						
左岸合計				1,069	390	0	0	1,069	390	0	0						
				13,547	5,428	0	0	13,547	5,428	0	0						
				13,547	5,428	0	0	13,547	5,428	0	0						

令和6年度 重要水防箇所別調査

様式－2－2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	開 閉 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川下流	16.8k+317 17.0k	椿川 右岸	越水(溢水) 25	31 31				31 31				避難連絡			椿 川	秋 田 市	出張 所
	17.0k	椿川 右岸	越水(溢水) 26	231 231				231 231				避難連絡					
	17.2k	椿川 右岸	越水(溢水) 27	406 406				406 406				避難連絡					
	17.2k+406	椿川 右岸	越水(溢水) 27	406 406				406 406				避難連絡					
	20.0k+90	種沢 右岸	水衝洗掘 28	540 47				540 47				木流し工 シート張り工					
	20.4k+130	種沢 右岸	越水(溢水) 29	540 540				540 540				避難連絡					
	20.0k+136	種沢 右岸	越水(溢水) 29	540 540				540 540				避難連絡					
	20.8k+315	種沢 右岸	越水(溢水) 30	3,301 3,301				3,301 3,301				避難連絡					
	24.0k+476	種沢 右岸	越水(溢水) 30	3,301 3,301				3,301 3,301				避難連絡					
	26.0k+231	種沢 右岸	越水(溢水) 31	1,051 1,051				1,051 1,051				避難連絡	暫々堤整備中				
27.6k	種沢 右岸	越水(溢水) 31	1,051 1,051				1,051 1,051				避難連絡	暫々堤整備中					
27.6k	左手子 右岸	越水(溢水) 32	718 718				718 718				避難連絡	暫々堤整備中					
28.4k	左手子 右岸	越水(溢水) 33	599 599				599 599				避難連絡						
28.8k	左手子 右岸	越水(溢水) 33	599 599				599 599				避難連絡	暫々堤整備中					
30.8k(3)+340	右岸合計	左手子 右岸	越水(溢水) 34	2,185 2,185				2,185 2,185				避難連絡	暫々堤整備中				
				7,108	2,494	0	0	7,108	2,494	0	0						
				7,108	2,001	0	0	7,108	2,001	0	0						
				20,655	7,922	0	0	20,655	7,922	0	0						
				20,655	7,429	0	0	20,655	7,429	0	0						
雄物川下流合計																	

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和6年度 重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川下流	16.2k+90	黒瀬・椿川 女米木・種沢 川下流	水沢橋 中川橋	35				1				1	桁下余裕高不足 (上流へ架替済)		椿川	秋田 市	茨島出張所
	23.4k+160			36					1			1	桁下余裕高不足				
小 計								0	2								

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和6年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所							
				堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)														
				A	B	A	B	A	B	A	B													
9.2k	10.0k	本荘・岡本 左岸	越水(溢水)		0				765			避難連絡	流下能力精査による		二十六木橋									
11.8k	12.2k	南福田 左岸	越水(溢水)		404				765			避難連絡							明 法					
13.2k+67		黒沢 左岸	基盤漏水		404				404			釜段工												
13.2k+80		黒沢 左岸	基盤漏水		13				13			釜段工												
13.6k+90		黒沢 左岸	基盤漏水		1,972				1,972			釜段工												
15.6k+90					1,795				1,795															
15.4k+120		黒沢 左岸	越水(溢水) (暫定堤)	486				486				避難連絡												
16.0k				486				486																
15.8k		川西 左岸	基盤漏水		236				236			釜段工												
16.0k+47					47				47															
16.0k+117		川西 左岸	越水(溢水) (暫定堤)	1,473				1,473				避難連絡												
17.6k				1,473				1,473																
16.2k+117		川西 左岸	基盤漏水		727				727			釜段工												
17.0k					0				0															
17.6k		川西 左岸	越水(溢水) (暫定堤)		902				902			避難連絡												
18.4k+81					902				902															
18.0k+20		川西 左岸	基盤漏水		1,742				1,742			釜段工												
19.8k					866				866															
18.4k+81		川西 左岸	越水(溢水)		299				299			避難連絡												
18.8k					0				0															
18.8k		川西 左岸	越水(溢水)		219				219			避難連絡												
19.0k					0				0															
19.0k		川西 左岸	越水(溢水)	402				402				避難連絡												
19.4k				402				402																
19.4k		川西 左岸	越水(溢水)		348				348			避難連絡												
19.8k					0				0															
19.8k+135		川西 左岸	越水(溢水) (暫定堤)	162				162				避難連絡												
20.2k				162				162																
20.2k		川西 左岸	越水(溢水)	272				272				避難連絡												
20.4k+64			(無堤)	272				272																
22.4k		吉沢 左岸	越水(溢水) (暫定堤)	234				234				避難連絡												
22.6k				234				234																
22.6k		吉沢 左岸	越水(溢水)	846				846				避難連絡												
23.4k			(無堤)	846				846																
左岸合計				3,875	6,862	0	0	3,875	7,627	0	0													
				3,875	4,027	0	0	3,875	4,792	0	0													

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和6年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 図面番号 及び	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
子吉川	0.2k 0.2k+80	石脇 右岸	基盤漏水	18	80				80			金段工			二十六木橋	由利本荘市	子吉川出張所
	0.2k 0.2k+80	石脇 右岸	堤体漏水	19	80				80			避難連絡					
	0.2k+80 1.4k+6	石脇 右岸	基盤漏水	20	962				962			金段工					
	0.2k+80 1.4k+6	石脇 右岸	堤体漏水	21	962				962			避難連絡					
	3.2k+100 3.5k	石脇 右岸	堤体漏水	22	165				165			避難連絡					
	4.0k+32 5.4k+47	川口 右岸	越水(溢水) (無堤)	23	1,597	1,597		1,597				避難連絡					
	7.4k+22 9.0k+93	二十六木 右岸	基盤漏水	24	1,372				1,372			金段工					
	10.2k+120 10.2k+684	荒町 右岸	基盤漏水	25	564				564			金段工					
	10.2k+443 11.4k+12	荒町 右岸	越水(溢水) (暫定堤)	26	1,258				1,258			避難連絡					
	11.4k+12 11.6k	荒町 右岸	越水(溢水) (暫定堤)	27	153				153			避難連絡					
	13.4k 13.6k	妻屋下・曲沢 右岸	越水(溢水)	28	183				183			避難連絡					
	14.0k+20 14.2k+119	曲沢 右岸	基盤漏水	29	314				314			金段工					
	15.0k 15.8k	前郷 右岸	越水(溢水)	30	828				828			避難連絡					
	15.8k 16.4k+154	前郷 右岸	越水(溢水)	31	762				762			避難連絡					
	16.4k+154 16.6k	久保田 右岸	越水(溢水) (暫定堤)	32	58				58			避難連絡					
	16.6k 16.8k+73	久保田 右岸	越水(溢水) (暫定堤)	33	251				251			避難連絡					
小計				1,597	7,992	0	0	1,597	7,992	0	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和6年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
子吉川	17.4k+160	久保田 右岸	基盤漏水		941				941			釜段工			矢島	由利本莊市	子吉川出張所	
	18.4k+131				941				941									
	19.2k	山本 右岸	越水(溢水) (暫定堤)	2,108				2,108			避難連絡							
	21.4k			2,108				2,108										
小計	22.0k	山本 右岸	越水(溢水)	545				545			避難連絡							
				545				545										
右岸合計				2,653	941	0	0	2,653	941	0	0							
				2,653	941	0	0	2,653	941	0	0							
子吉川合計				4,250	8,933	0	0	4,250	8,933	0	0							
				4,250	7,650	0	0	4,250	7,650	0	0							
				8,125	15,795	0	0	8,125	16,560	0	0							
				8,125	11,677	0	0	8,125	12,442	0	0							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和6年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張 所			
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)										
				A	B	A	B	A	B	A	B									
石沢川	0.0k	石沢川 左岸	基盤漏水 37		1,196				1,196			釜段工 月の輪工			鮎瀬	由利本荘市	子吉川出張所			
	0.2k	石沢川 左岸	越水(溢水) (暫定堤) 38		1,196				1,196			避難連絡								
	0.4k	石沢川 左岸	越水(溢水) (暫定堤) 39		169				169			避難連絡								
	1.2k+25 1.8k	石沢川 左岸	越水(溢水) (無堤) 40	584				584				避難連絡								
	2.0k+127 2.2k	石沢川 左岸	越水(溢水) (暫定堤) 41	128				128				避難連絡								
	2.2k	石沢川 左岸	越水(溢水) (暫定堤) 42	372				372				避難連絡								
	2.4k+144 2.4k+150	石沢川 左岸	基盤漏水 43		6 0				6 0			釜段工								
	2.4k+150 2.6k	石沢川 左岸	基盤漏水 44		15 0				15 0			釜段工								
	左岸合計				1,084	1,586	0	0	1,084	1,586	0	0								
					1,084	1,196	0	0	1,084	1,196	0	0								

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	関連 計 画 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
石 沢 川	1.8k	石沢川 右岸	越水(溢水) (暫定堤) 45		137				137			避難連絡			鮎 瀬	由 利 本 荘 市	子 吉 川 出 張 所
	2.0k	石沢川 右岸	越水(溢水) (暫定堤) 46		137				137			避難連絡					
	2.0k+65	石沢川 右岸	越水(溢水) (暫定堤) 47		65				65			避難連絡					
	2.0k+65 2.6k	石沢川 右岸	越水(溢水) (暫定堤) 47	474	65			474	65			避難連絡					
右岸合計				474	202	0	0	474	202	0	0						
				474	202	0	0	474	202	0	0						
石沢川合計				1,558	1,788	0	0	1,558	1,788	0	0						
				1,558	1,398	0	0	1,558	1,398	0	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

令和6年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防		変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B	工	法					
子吉川	7.6k	二十六木 ・岡本	新二十六木橋 48				1					1		桁下高-洪水時水位が余裕高未満 (桁下余裕高不足)		二十六木橋	由利本荘市	子吉川出張所
	15.2k+170	黒沢・前郷	滝沢川橋梁 49				1					1		桁下高-洪水時水位が余裕高未満 (桁下余裕高不足)		明法		
	16.6k+120	川西 ・久保田	森子橋 50			1								桁下高-洪水時水位が余裕高未満 (桁下余裕高不足)		矢島		
	20.0k+70	川西・山本	長瀬橋 51				1					1		桁下高-洪水時水位が余裕高未満 (桁下余裕高不足)				
小計							10	30				30						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

2-2 「特定の区間」調書（秋田河川国道事務所 その1）

河川名	距離	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
雄物川下流	2.1k～8.0k	割山地区～仁井田地区 右岸	5,900		椿川	秋田市	茨島出張所
合 計			5,900				

2-2 「特定の区間」調書（秋田河川国道事務所 その2）

河川名	距離	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
子吉川			該 当 な し		二十六木橋	由利本荘市	子吉川出張所
支川石沢川			該 当 な し		鮎 瀬		
合 計			0				

2-2 重要水防箇所別調査前年度比較表

(湯沢河川国道事務所 その1)

令和6年度重要水防箇所別調査書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工 法 名	変 更 理 由 等	関連 計画 等	水防警報 象 所	関 連 市 町 村	出張所
				堤 防 (m)		工作物(箇所)		堤 防 (m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川	30. ⁸ ～ 32. ⁰	福部右岸	越(暫々堤)	1	1,342			1,342				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (協和地区)	大曲出張所
	32. ⁰ ～ 37. ⁹	福部右岸	越(暫々堤)	2	5,245			5,245				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (協和地区)	
川	32. ³	清水木	協雄大橋	3			1				1	避難誘導	桁下高不足		神宮寺	大仙市 (協和地区)	
	34. ⁸ ～ 35. ⁰	福部左岸	越(完成堤)		0			221				避難誘導	正手沢樋門		神宮寺	大仙市 (協和地区)	
	36. ² ～ 40. ⁴	強左岸	首越(暫々堤)	4	3,671			3,843				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	
	36. ⁹	強左岸	首福部羅橋	5			1				1	避難誘導	橋長不足、桁下高不足		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	
	41. ⁷ ～ 42. ⁰	湯野右岸	越(無堤)	6	276			276				積土のう工 避難誘導			神宮寺	大仙市 (協和地区)	
	42. ⁰	強右岸	首強首橋	7			1				1	避難誘導	桁下高不足		神宮寺	大仙市 (協和・西仙北地区)	
	42. ⁰ ～ 42. ²	強左岸	首越(暫々堤)	8	270			270				積土のう工 避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	
	42. ⁰ ～ 44. ⁸	岩右岸	越(暫々堤)	9	2,336			2,763				積土のう工 避難誘導	H.W.L堤整備		神宮寺	大仙市 (協和地区)	
	42. ² ～ 43. ¹	寺館大左岸	越(暫々堤)	10	1,093			1,093				積土のう工 避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	
	43. ¹ ～ 43. ³	寺館大左岸	越(暫々堤)	11	215			215				積土のう工 避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	
	43. ³ ～ 47. ⁰	寺館大左岸	越(暫々堤)	12	3,817			3,817				積土のう工 避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	
	45. ⁰ ～ 46. ⁴	中右岸	越(暫々堤)	13	1,518			1,518				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (協和地区)	
	46. ⁴ ～ 46. ⁸	中右岸	越(暫々堤)	14	316			316				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (協和地区)	
	46. ⁸ ～ 47. ⁶	中右岸	越(暫々堤)	15	929			929				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (協和地区)	
	47. ⁰ ～ 48. ⁶	北野左岸	越(暫々堤)	16	1,373			1,373				積土のう工 避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	
	47. ⁶ ～ 48. ⁵	芦右岸	越(暫々堤)	17	1,044			1,044				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (協和地区)	
	48. ⁸ ～ 50. ⁴	北野左岸	越(暫々堤)	18	842	613		842	613			積土のう工 避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	
	小計				24,287	613	1	25,107	613	2	1						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

雄物川 ①

令和6年度重要水防箇所別調査書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工 法 名	変 更 理 由 等	関連 計画 等	水防警報 対 象 観 測 所	関 連 市 町 村	出張所
				堤 防 (m)		工作物(箇所)		堤 防 (m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川	48. ⁸ ～50. ⁴	北野左岸	堤体漏水 (暫々堤)	19	200 0	1,255 642		200 0	1,255 642			積土のう工 避難誘導	H.W.L-1m堤整備 49.0km～49.2km 重点監視区間 流下能力不足		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	大曲出張所
	49. ² ～50. ⁰	刈和野右岸	越 (特殊堤)	20		797 797			797 797			避難誘導			神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	
川	50. ² ～50. ⁷	刈和野右岸	越 (暫々堤)	21	531 531			531 531				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (西仙北地区)	大曲出張所
	50. ⁷ ～52. ⁰	宇留井谷地右岸	越 (暫々堤)	22	1,378 1,378			1,378 1,378				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	52. ⁰ ～52. ⁴	宇留井谷地右岸	越 (暫々堤)	23	402 402			402 402				避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (神岡地区)	大曲出張所
	52. ⁴ ～54. ⁶	神宮寺右岸	越 (暫々堤)	24	2,054 2,054	150 150		2,054 2,054	150 150			避難誘導	H.W.L-1m堤整備		神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	52. ⁶ ～52. ⁸	皆別当左岸	越 (無堤)	25	383 383			383 383				避難誘導	物渡台地区		神宮寺	大仙市 (南外地区)	大曲出張所
	53. ⁵ ～53. ⁹	北樽岡右岸	水衝・洗掘	26	202 0							木流し工	R6年度 新規		神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	54. ⁰ ～55. ⁷	西板戸左岸	越 (暫定)	27	144 144	1,727 1,727		144 144	1,727 1,727			積土のう工 避難誘導	H.W.L堤整備		神宮寺	大仙市 (南外地区)	大曲出張所
	54. ⁶ ～55. ⁷	神宮寺右岸	基礎地盤漏水 (暫定)	28		1,107 1,107			1,107 1,107			釜 段 工			神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	54. ⁷ ～55. ³	神宮寺右岸	越 (暫定)	29	70 0	395 0		70 0	395 0			避難誘導			神宮寺	大仙市 (神岡地区)	大曲出張所
	55. ³ ～56. ⁶	神宮寺右岸	越 (暫堤)	30		1,457 1,457			1,457 1,457			避難誘導			神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	55. ⁷ ～56. ⁶	神宮寺右岸	基礎地盤漏水 (暫々堤)	31	382 0	614 0		200 0	796 0			釜 段 工	詳細点検による基礎地盤漏水の恐れ 55.9km～56.1km 重点監視区間		神宮寺	大仙市 (神岡地区)	大曲出張所
	55. ⁸ ～56. ⁵	樽岡川左岸	越 (無堤)	32	505 505			505 505				避難誘導			神宮寺	大仙市 (南外地区)	
	56. ⁵ ～59. ⁰	南外左岸	基礎地盤漏水 (完成堤)	33	200 200	2,674 2,674		200 200	2,674 2,674			釜 段 工	詳細点検による基礎地盤漏水の恐れ 56.5km～56.7km 重点監視区間		神宮寺	大仙市 (南外地区)	大曲出張所
	56. ⁵ ～59. ⁰	南外左岸	堤体漏水 (完成堤)	34	200 0	2,674 0		200 0	2,674 0			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ 56.5km～56.7km 重点監視区間 流下能力不足		神宮寺	大仙市 (南外地区)	
	56. ⁶ ～59. ⁹	神宮寺右岸	越 (完成堤)	35		1,220 1,220			1,220 1,220			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		神宮寺	大仙市 (神岡地区)	大曲出張所
	58. ⁸ ～59. ¹	南外左岸	越 (完成堤)	36		230 230			230 230			避難誘導	流下能力不足		神宮寺	大仙市 (南外地区)	
	59. ⁰	南外神宮寺	見 橋	37				1				避難誘導	桁下高不足		神宮寺	大仙市 (神岡・南外地区)	雄物川
	小 計				6,651 5,597	14,300 10,004	0 10,004	0 1	14,482 10,004	0 1							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

2-2 重要水防箇所別調書前年度比較表 (湯沢河川国道事務所 その3)

令和6年度重要水防箇所別調書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び左右岸別	評定種別 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防		変更理由等	関連計画等	水防警報 対象観測所	関連市町村	出張所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)		工法名	防					
				A	B	A	B	A	B	A	B							
雄物川	59. ⁰	南宮寺外	見橋38									1	避難誘導			神宮寺	大仙市 (神岡・南外地区)	雄物川
	59. ⁶ ～59. ⁸	神宮寺右岸	水衝・洗掘39	145 0												神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	59. ⁹ ～60. ⁰	神宮寺右岸	水越(完成堤)40													神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	60. ⁰ ～60. ²	神宮寺右岸	水越(完成堤)41													神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	60. ² ～60. ⁶	神宮寺右岸	水越(完成堤)42													神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	60. ⁶ ～60. ⁷	間倉右岸	水衝・洗掘43	108 0												神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	60. ⁶ ～61. ²	間倉右岸	水越(完成堤)44													神宮寺	大仙市 (神岡地区)	
	61. ⁷ ～63. ⁶	花館右岸	水越(完成堤)45													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	62. ¹ ～66. ²	大曲左岸	水越(完成堤)46													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	62. ⁴ ～62. ⁶	大曲左岸	基礎地盤漏水(完成堤)47													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	62. ⁸ ～62. ⁹	大曲左岸	基礎地盤漏水(完成堤)48													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	63. ⁰	大曲左岸	大曲大橋49													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	63. ⁶	大曲右岸	姫神橋50													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	63. ⁶ ～66. ⁰	大曲右岸	水越(完成堤)51													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	65. ²	大曲左岸	大曲花火大橋52													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	66. ⁰ ～67. ⁸	大曲右岸	堤体漏水(完成堤)53													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	66. ⁴ ～67. ⁸	大曲右岸	水越(完成堤)54													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	67. ⁸ ～69. ⁴	大曲右岸	堤体漏水(完成堤)55													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	67. ⁸ ～69. ⁴	大曲右岸	基礎地盤漏水(完成堤)56													大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
小計				253 0	13,119 11,588	0 0	4 0											

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間 (A) として設定しています。

令和6年度重要水防箇所別調書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別 及 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工 法 名	変 更 理 由 等	関連 計画 等	水防警報 対 象 観 測 所	関 連 市 町 村	出張所
				堤 防 (m)		工作物(箇所)		堤 防 (m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川	68. ⁰ ～ 68. ²	大曲右岸	越 (完成堤)	57		198 0			198 0			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	大曲出張所
	68. ⁰ ～ 68. ¹	大曲左岸	基礎地盤漏水 (完成堤)	58		80 0			80 0			釜 段 工	旧河道 1 種側帯計画 有		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	68. ⁵ ～ 68. ⁷	大曲左岸	基礎地盤漏水 (完成堤)	59		150 0			150 0			釜 段 工	旧河道 1 種側帯計画 有		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	69. ² ～ 69. ⁴	大曲右岸	越 (完成堤)	60		301 301			301 301			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	大曲出張所
	70. ² ～ 71. ³	小 中 島	越 (無 堤)	61	2,061 2,061			2,061 2,061				積土のう工 避難誘導			雄物川橋	大仙市 (大曲地区)	
	71. ⁰ ～ 71. ²	角間川第一	越 (完成堤)	62		189 189			189 189			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	大仙市 (大曲地区)	
	71. ³ ～ 71. ⁴	小 中 島	越 (完成堤)	63		136 136			136 136			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	大仙市 (大曲地区)	十文字出張所
	71. ³	小 中 島	大 川 橋	64				1				避難誘導	桁下高不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	71. ⁴	角間川第一	雄物川第1橋梁	65				1				避難誘導	桁下高不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	71. ³ ～ 75. ³	小 中 島	堤 体 漏 水 (暫 堤)	66	200 0	4,017 4,017			200 0	4,017 4,017			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ 72.2km～72.4km 重点監視区間		雄物川橋	横手市 (大森地区)
71. ⁴ ～ 72. ⁵	小 中 島	越 (暫 堤)	67	676 676	487 487			676 676	487 487			積土のう工 避難誘導			雄物川橋	横手市 (大森地区)	
71. ⁶ ～ 74. ⁶	角間川第二	越 (完成堤)	68		3,140 3,140			3,140 3,140	3,140 3,140			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	大仙市 (大曲地区)	
72. ⁵ ～ 74. ⁶	川 西	越 (完成堤)	69		2,234 0				2,234 0			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	大曲出張所
74. ⁶ ～ 75. ²	野 崎	越 (暫 堤)	70	631 631				631 631				積土のう工 避難誘導			雄物川橋	大仙市 (大曲地区)	
74. ⁵ ～ 75. ³	川 西	基礎地盤漏水 (完成堤)	71		700 700				700 700			釜 段 工			雄物川橋	横手市 (大森地区)	十文字出張所
76. ⁰ ～ 76. ²	阿 気	越 (完成堤)	72		266 266				266 266			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
77. ⁰ ～ 77. ⁴	大 森	越 (完成堤)	73		358 358				358 358			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
77. ⁸ ～ 78. ⁰	館 合	越 (完成堤)	74		221 221				221 221			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	大曲出張所
小 計				3,568 3,368	12,477 9,815	0 2		3,568 3,368	12,477 9,815	0 2							

雄物川 ④

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間 (A) として設定しています。

2-2 重要水防箇所別調査前年度比較表 (湯沢河川国道事務所 その5)

令和6年度重要水防箇所別調査書

様式-2-2

河川名	距離	標準	地区名及び左右岸別	評定種別 及図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
					堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)							
					A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川	78. ² ～78. ⁶	館右岸	合	越 (完成堤)	75		185						積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	↑ 十 文 字 出 張 所 ↓
	78. ⁶ ～80. ⁶	大左岸	森	越 (完成堤)	76		2,352						積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	79. ¹ ～79. ⁶	鳥屋場右岸	場	越 (暫堤)	77		185						積土のう工 避難誘導	浸透路長不足 許可工作物		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	79. ⁶	大左岸	森	山城堰 用水樋	78				1				避難誘導			雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	80. ⁰ ～80. ⁸	鳥屋場右岸	場	越 (暫堤)	79	248	347			248	347		積土のう工 避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	80. ⁰ ～82. ⁴	鳥屋場右岸	場	堤体漏水 (暫堤)	80	200 0	1,968 1,621			200 0	1,968 1,621		月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ 82.2km～82.4km 重点監視区間		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	80. ²	大鳥屋場	森	山城堰頭首工	81				1				避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (大森地区)	
	80. ⁸ ～82. ⁴	鳥屋場右岸	場	越 (無堤)	82	48	1,276			48	1,276		避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	81. ² ～83. ⁶	矢左岸	神	越 (完成堤)	83		2,464				2,464		避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	82. ⁴ ～85. ⁰	沼右岸	館	越 (完成堤)	84		2,464				2,464		積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	82. ⁴ ～84. ⁶	沼右岸	館	堤体漏水 (完成堤)	85		2,463				2,463		避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	83. ²	矢沼	神沼	橋	86		2,518 0				2,518 0		避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	83. ⁹ ～84. ²	今左岸	宿	越 (暫堤)	87	284	284			284	284		避難誘導	橋長不足、桁下高不足		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	84. ² ～84. ⁴	今左岸	宿	越 (無堤)	88	293	293			293	293		避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	84. ⁴ ～85. ⁰	今左岸	宿	越 (暫々堤)	89	557	557			557	557		避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	85. ⁰ ～85. ⁷	今左岸	宿	越 (無堤)	90	545	545			545	545		避難誘導			雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
85. ² ～85. ⁶	福地右岸	地	越 (無堤)	91	493	493			493	493		避難誘導	85.2～85.6k震堤区間		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)		
85. ² ～85. ⁴	福地右岸	地	堤体漏水 (無堤)	92	330 0				330 0			避難誘導	85.2～85.6k震堤区間		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)		
86. ⁸ ～87. ⁶	福地右岸	地	越 (完成堤)	93		729				729		積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)		
小計					2,998 2,468	14,487 11,622	1	2	2,998 2,468	14,487 11,622	1	2						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間 (A) として設定しています。

2-2 重要水防箇所別調査前年度比較表 (湯沢河川国道事務所 その6)

令和6年度重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工 法 名	変 更 理 由 等	関連 計画 等	水防警報 対 象 観 測 所	関 連 市 町 村	出張所
				堤 防 (m)		工作物(箇所)		堤 防 (m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川	88. ⁰ ～88. ⁷	鵜の巣 左 岸	越 (完成堤)		687				687			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	羽後町	↑ 十 文 字 出 張 所 ↓
	88. ³² ～89. ⁴	福地 右 岸	堤体漏水 (完成堤)		1,352				1,352			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		雄物川橋	横手市 (雄物川地区)	
	88. ⁷ ～89. ¹	鵜の巣 左 岸	越 (特殊堤)		547				547			避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	羽後町	
	89. ²	鵜の巣 左 岸	越 (完成堤)		135				135			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	羽後町	
	89. ² ～89. ⁶	下川原 左 岸	越 (完成堤)		353				353			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	羽後町	
	91. ⁸ ～92. ²	下川原 左 岸	堤体漏水 (完成堤)		441				441			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		雄物川橋	羽後町	
	92. ⁸ ～93. ²	睦合 右 岸	堤体漏水 (完成堤)		400				400			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		雄物川橋	横手市 (十文字地区)	
	93. ⁰ ～95. ⁴	大久保 左 岸	越 (完成堤)	806	1,526			806	1,526			避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	羽後町	
	93. ¹⁵ ～93. ³⁵	福島 左 岸	堤体漏水 (完成堤)	806	1,526			806	1,526			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		雄物川橋	羽後町	
	93. ²	福島 合	今泉橋		210		1		210		1	避難誘導	桁下高不足		雄物川橋	横手市 (十文字地区)	
	93. ⁹	陸合 右 岸	合下堰用水樋管				1				1	避難誘導	浸透路長不足 ゲート改善 許可工作物		雄物川橋	横手市 (十文字地区)	
	93. ⁰ ～94. ⁰	睦合 右 岸	合越 (完成堤)		1,122				1,122			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		雄物川橋	横手市 (十文字地区)	
93. ⁴ ～93. ⁶	大久保 左 岸	保水衝・洗掘	200	0			200	0			木流し工			雄物川橋	羽後町		
93. ⁹ ～94. ⁰	大久保 左 岸	保水衝・洗掘	120	0			120	0			木流し工			雄物川橋	羽後町		
94. ² ～95. ⁰	白子 右 岸	川越 (暫堤)	667				667				積土のう工 避難誘導			雄物川橋	湯沢市 (湯沢地区)		
94. ⁵ ～95. ¹	大久保 左 岸	保水衝・洗掘		550				550	0		木流し工			雄物川橋	羽後町		
95. ⁰ ～95. ⁸	柳田 右 岸	田越 (暫々堤)	210	604			210	604			積土のう工 避難誘導			雄物川橋	湯沢市 (湯沢地区)		
95. ¹ ～97. ³	柳田 右 岸	堤体漏水 (暫々堤)	200	2,144			200	2,144			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ 96.6km～96.8km 重点監視区間		柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)		
95. ⁵ ～96. ²	羽後 左 岸	越 (暫堤)	158	338			158	338			避難誘導			柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)		
小計				2,361	10,409	2	0	2,361	10,409	2	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

令和6年度重要水防箇所別調書

様式-2-2

河川名	距離	標準	地区名 及左右岸別	評定種別 及図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画等	水防警報 対象箇所	関連 市町村	出張所
					堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
					A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川	95. ⁵ ～95. ⁶	羽後左岸	水衝・洗掘	113	100 0				100 0			木流し工				柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	↑
	95. ⁸ ～96. ⁰	羽後左岸	水衝・洗掘	114	100 0				100 0			木流し工				柳田橋	羽後町	
	95. ⁸ ～96. ⁹	柳田右岸	越水 (暫堤)	115					593 0			積土のう工 避難誘導				柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	96. ² ～96. ⁷	羽後左岸	越水 (無堤)	116	360 360			360 360	84 84			避難誘導				柳田橋	羽後町	
	96. ⁵	羽後左岸	京塚橋	117			1					避難誘導	橋長不足			柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	96. ⁷ ～97. ¹	羽後左岸	越水 (暫々堤)	118		83 83				83 83		避難誘導				柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	96. ⁹ ～97. ²	柳田右岸	越水 (暫々堤)	119	100 0			100 0				避難誘導				柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	97. ¹ ～97. ⁵	羽後左岸	越水 (完成堤)	120		305 305				305 305		積土のう工 避難誘導	流下能力不足			柳田橋	羽後町	
	97. ² ～97. ⁶	柳田右岸	越水 (無堤)	121	50 50			50 50	112 112			避難誘導				柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	97. ⁵ ～98. ⁴	羽後左岸	越水 (暫堤)	122	1,081 1,081			1,081 1,081				積土のう工 避難誘導				柳田橋	羽後町	
雄物川	97. ⁶ ～99. ⁰	柳田右岸	越水 (完成堤)	123	865 865			865 865	397 397			積土のう工 避難誘導	流下能力不足			岩	湯沢市 (湯沢地区)	↑
	97. ⁷	羽後左岸	柳田橋	124			1				1	避難誘導	桁下高不足			柳田橋	湯沢市 (湯沢地区)	
	97. ⁹ ～100. ¹²	柳田右岸	堤体漏水 (暫堤)	125		2,170 0			2,170 0			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ			岩	湯沢市 (湯沢地区)	
	98. ⁴ ～98. ⁷	羽後左岸	越水 (完成堤)	126		294 294			294 294			積土のう工 避難誘導	流下能力不足			岩	羽後町	
	98. ⁷ ～98. ⁸	羽後左岸	越水 (完成堤)	127	90 90			90 90				積土のう工 避難誘導	流下能力不足			岩	羽後町	
	98. ⁸ ～99. ²	山田左岸	越水 (暫堤)	128		356 356			356 356			避難誘導				岩	湯沢市 (湯沢地区)	
	99. ⁰ ～100. ²	柳田右岸	越水 (暫堤)	129	514 514			514 514	689 689			避難誘導				岩	湯沢市 (湯沢地区)	
	99. ⁰ ～101. ¹⁵	山田左岸	堤体漏水 (暫堤)	130		2,057 0			2,057 0			月の輪工				岩	湯沢市 (湯沢地区)	
	99. ² ～99. ⁸	山田左岸	越水 (暫堤)	131		548 548			548 548			避難誘導				岩	湯沢市 (湯沢地区)	
	小計				3,060 2,960	7,888 2,868	1	1	3,060 2,960	7,888 2,868	1	1						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

雄物川 ⑦

令和6年度重要水防箇所別調査書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及左右岸別	評定種別 及図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工法名		変更理由等	関連 計画等	水防警報 対象観測所	関連 市町村	出張所
				堤防 (m)		工作物(箇所)		堤防 (m)		工作物(箇所)								
				A	B	A	B	A	B	A	B							
雄物川	99. ⁸ ～101. ⁹	山田左岸	越(暫堤)	水132	190	1,985		190	1,985			避難誘導			岩館	湯沢市 (湯沢地区)	↑ 十文字出張所 ↓	
	100. ² ～101. ¹	柳田右岸	越(暫堤)	水133	153	1,014		153	1,014			避難誘導			岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
川	100. ⁶ ～100. ⁸	柳田左岸	水衝・洗掘	134	50 0			153	1,014			木流し工	R6年度 新規		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	101. ¹	山田湯沢	文月橋	135			1				1	避難誘導	橋長不足、桁下高不足		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	101. ¹ ～101. ⁹	湯沢右岸	越(完成堤)	水136		752			752			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	101. ⁹ ～102. ⁸	山田左岸	越(暫堤)	水137		301			301			積土のう工 避難誘導			岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	103. ² ～104. ⁰	山田左岸	越(暫堤)	水138		212			212			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	103. ⁶ ～104. ⁰	湯沢右岸	越(完成堤)	水139		180			180			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	104. ⁰ ～104. ²	湯沢右岸	越(完成堤)	水140		167			167			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	104. ⁰ ～104. ⁶	山田左岸	越(暫堤)	水141		235			235			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	104. ⁶ ～105. ⁰	山田左岸	越(暫堤)	水142	203	185		203	185			積土のう工 避難誘導			岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	104. ⁸ ～104. ⁹	湯沢右岸	水衝・洗掘	143	100 0			203	185			木流し工	R6年度 新規		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	105. ⁰ ～105. ²	山田左岸	越(暫堤)	水144	177			177				積土のう工 避難誘導			岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	105. ²	山田湯沢	上宿橋	145			1					避難誘導	桁下高不足		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	105. ² ～106. ⁰	酒田左岸	越(暫堤)	水146	198	379		198	379			積土のう工 避難誘導			岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	105. ⁸ ～105. ⁹	湯沢右岸	水衝・洗掘	147	50 0			198	379			木流し工	R6年度 新規		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	106. ² ～106. ³	湯沢右岸	水衝・洗掘	148	50 0							木流し工	R6年度 新規		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	106. ⁹	酒田三関	山田頭首工	149			1				1	避難誘導	流下能力不足		岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	107. ⁰ ～107. ⁸	三関右岸	越(暫堤)	水150	590	203		590	203			積土のう工 避難誘導			岩館	湯沢市 (湯沢地区)		
	小計				1,761 1,511	5,613 5,613	2 1	1,511 5,613	203 203						岩館	湯沢市 (湯沢地区)		

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

雄物川 ⑧

令和6年度重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	令和4年度評定				令和3年度評定				対策水防 工 法 名	変 更 理 由 等	関連 計画 等	水防警報 対 象 観 測 所	関 連 市 町 村	出張所
				堤 防 (m)		工作物(箇所)		堤 防 (m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川	107. ⁰ ～107. ⁶	酒 左 岸	越 (暫堤)	水 151	608 608			608 608				積土のう工 避難誘導			岩 館	湯沢市 (湯沢地区)	← 十 文 字 出 張 所 →
	107. ⁶ ～108. ⁴	酒 左 岸	越 (暫堤)	水 152		771 771			771 771			積土のう工 避難誘導			岩 館	湯沢市 (湯沢地区)	
	107. ⁸ ～108. ⁰	三 右 岸	越 (暫堤)	水 153		198 198			198 198			積土のう工 避難誘導			岩 館	湯沢市 (湯沢地区)	
	107. ⁹	酒 三	酒 蒔 橋	154			1					避難誘導	桁下高不足		岩 館	湯沢市 (湯沢地区)	
	108. ⁰ ～109. ⁰	三 右 岸	越 (暫堤)	水 155	410 410	630 630		410 410	630 630			積土のう工 避難誘導			岩 館	湯沢市 (湯沢地区)	
	109. ⁰ ～109. ³	三 右 岸	越 (暫堤)	水 156		380 380			380 380			積土のう工 避難誘導			岩 館	湯沢市 (湯沢地区)	
	108. ⁴ ～108. ⁸	雄勝左岸	越 (暫堤)	水 157	388 388			388 388				避難誘導			岩 館	湯沢市 (雄勝地区)	
	108. ⁸ ～109. ⁰	雄勝左岸	越 (暫堤)	水 158	198 198			198 198				避難誘導			岩 館	湯沢市 (雄勝地区)	
	109. ⁰ ～109. ⁴	雄勝左岸	越 (暫堤)	水 159		171 171			171 171			避難誘導			岩 館	湯沢市 (雄勝地区)	
	112. ⁰	雄勝左岸	岩 館 橋	160			1					避難誘導	桁下高不足		岩 館	湯沢市 (雄勝地区)	
112. ⁰ ～112. ⁴	雄勝右岸	越 (完成堤)	水 161	437 437				437 437			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		岩 館	湯沢市 (雄勝地区)		
小 計					1,604 1,604	2,587 2,587	0 2	2,587 2,587	0 2	1,604 1,604	2,587 2,587						
雄物川合計					46,543 43,636	81,493 63,314	7 15	81,675 63,314	7 15	46,476 44,456	81,675 63,314						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

令和6年度重要水防箇所別調査書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防 工 法 名	変 更 理 由 等	関連 計画 等	水防警報 対 象 観 測 所	関 連 市 町 村	出張所		
				堤 防 (m)		工作物(箇所)		堤 防 (m)		工作物(箇所)									
				A	B	A	B	A	B	A	B								
玉川	0. ⁰ ～ 0. ⁴	玉川右岸下流 右 岸	越 (完成堤)	水 162		259				259			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		野	大仙市 (大曲地区)	大曲出張所	
	0. ⁷ ～ 1. ⁰	玉川左岸下流 左 岸	越 (完成堤)	水 163		248				248			積土のう工 避難誘導			野	大仙市 (大曲地区)		
	0.6	玉川右岸下流 玉川右岸下流	玉 川 橋	164				1					1	避難誘導	桁下高不足		野		大仙市 (大曲地区)
	1.0	玉川右岸下流 玉川右岸下流	玉川 鉄道 橋	165				1					1	避難誘導	桁下高不足		野		大仙市 (大曲地区)
	1. ⁶ ～ 2. ⁸	玉川左岸下流 左 岸	越 (完成堤)	水 166		1,053				1,053				積土のう工 避難誘導	流下能力不足		野		大仙市 (大曲地区)
	1. ⁶ ～ 2. ²	玉川右岸下流 右 岸	越 (完成堤)	水 167		180				180				積土のう工 避難誘導	流下能力不足		野		大仙市 (大曲地区)
	2. ⁰ ～ 2. ²	玉川右岸下流 右 岸	水衝・洗掘		0				200					木流し工	R5年度対策済		野		大仙市 (大曲地区)
	2. ² ～ 2. ⁴	玉川右岸下流 右 岸	越 (暫堤)	水 168		225				225				積土のう工 避難誘導			野		大仙市 (大曲地区)
	2. ⁴ ～ 3. ²	玉川右岸下流 右 岸	越 (無堤)	水 169	762	762			762					避難誘導			野		大仙市 (大曲地区)
	3. ² ～ 3. ⁸	玉川右岸上流 右 岸	越 (暫堤)	水 170		609				609				積土のう工 避難誘導			野		大仙市 (大曲地区)
	3. ⁸ ～ 4. ²	玉川右岸上流 右 岸	越 (暫堤)	水 171		206				206				積土のう工 避難誘導			野		大仙市 (大曲地区)
	5. ⁴ ～ 5. ⁶	玉川左岸上流 左 岸	水衝・洗掘	172	103									木流し工	R6年度 新規		野		大仙市 (大曲地区)
	6. ⁶ ～ 6. ⁷	玉川左岸上流 左 岸	水衝・洗掘		0				100		0			木流し工	R5年度対策済		野		大仙市 (大曲地区)
	6. ⁶ ～ 7. ⁰	玉川左岸上流 左 岸	越 (無堤)	水 173	190				190					避難誘導			野		大仙市 (大曲地区)
	7. ⁰ ～ 9. ²	高瀬 左 岸	越 (無堤)	水 174	2,072				2,072					避難誘導			野		大仙市 (中仙地区)
	8.3	高瀬 左 岸	水衝・洗掘	175		50					50			木流し工			野		大仙市 (中仙地区)
玉川 合計				3,127 3,024	2,830 2,780	0	2	3,324 3,024	2,830 2,780	0	2								

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

玉川 ①

令和6年度重要水防箇所別調査書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号		令和6年度評定				令和5年度評定				対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
			及	評定種別	堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
					A	B	A	B	A	B	A	B						
丸子川	0.0 ～1.0	丸子川左岸	越水(完成堤)	176		952				952			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	大曲出張所
	0.0 ～0.9	丸子川左岸	堤体漏水(完成堤)	177		952				952			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	0.0 ～0.9	丸子川左岸	基礎地盤漏水(完成堤)	178		863	0			863	0		金段工	詳細点検結果による基礎地盤漏水の恐れ		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	1.0 ～1.2	丸子川左岸	越水(完成堤)	179		216				216			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	0.0 ～1.0	丸子川右岸	越水(完成堤)	180		1,030				1,030			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	1.0 ～1.2	丸子川右岸	越水(完成堤)	181		130				130			積土のう工 避難誘導	流下能力不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
丸子川合計																		
横手川	0.0 ～0.2	横手川左岸	越水(完成堤)	182	0 0	4,054 2,328	0 0	0 0	0 0	4,054 2,328	0 0		積土のう工 避難誘導	流下能力不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	大曲出張所
	0.2	横手川藤木下橋	183					1				1	避難誘導	桁下高不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	0.2 ～1.2	横手川左岸	越水(暫堤)	184		373 373				373 373			積土のう工 避難誘導			大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	0.0 ～1.2	横手川左岸	堤体漏水(暫堤)	185		1,096 566				1,096 566			月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	0.3 ～0.6	横手川右岸	水衝・洗掘	186		230 0				230 0			木流し工			大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
	0.6	横手川藤木上橋	187					1				1	避難誘導	桁下高不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
横手川	0.6	横手川藤木上側橋	188					1				1	避難誘導	桁下高不足		大曲橋	大仙市 (大曲地区)	
小計					0 0	1,856 1,096	0 0	3 0	0 0	1,856 1,096	0 0	3						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫堤 HWL以上の堤防》

《暫々堤 HWL未満の堤防》

丸子・横手川 ①

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

令和6年度重要水防箇所別調査書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	令和6年度評定			令和5年度評定			対策水防 工 法 名	変 更 理 由 等	関連 計画 等	水防警報 対 象 観 測 所	関 連 市 町 村	出張所	
				堤 防 (m)			堤 防 (m)									
				A	B	工作物(箇所)	A	B	工作物(箇所)							
皆瀬川	雄94.8 ～0. ¹	弁左岸	天越 (無堤)	191	215			215		避難誘導			岩崎橋	湯沢市 (湯沢地区)	↑ 十文字出張所 ↓	
	0. ² ～0. ⁴	弁左岸	天水衝・洗掘	192	215			215		木流し工	R6年度 新規		岩崎橋	湯沢市 (湯沢地区)		
	1. ⁰ ～1. ²	弁左岸	天越 (完成堤)	193					216	積土のう工 避難誘導	流下能力不足		岩崎橋	湯沢市 (湯沢地区)		
	0. ⁹ ～6. ²	岩左岸	崎堤体漏水 (完成堤)	194	200	5,050		200	5,050	月の輪工	詳細点検結果による堤体漏水の恐れ 2.7km～2.9km 重点監視区間		岩崎橋	湯沢市 (湯沢地区)		
	6. ¹	岩古	十文字大橋	195	200	4,834		200	4,834	避難誘導	橋長不足、桁下高不足		岩崎橋	湯沢市 (湯沢地区)		
	6. ⁸ ～6. ⁹	柳右岸	原水衝・洗掘	196	500					1	木流し工	R6年度 新規	岩崎橋	横手市 (湯沢地区)		
	7. ⁴ ～成0. ⁰	増田右岸	田越 (無堤)	197	1,492			1,492		避難誘導	7.4～成瀬川0.0kまで在来堤有り		岩崎橋	横手市 (増田地区)		
	8. ⁴ ～成0. ⁰	戸左岸	波越 (無堤)	198	550			550		避難誘導	8.5～成瀬川0.0kまで在来堤有り		岩崎橋	横手市 (増田地区)		

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

令和6年度重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別 及図面番号	令和6年度評定			令和5年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画等	水防警報 対象観測所	関連 市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)	堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B		A	B	A							B
成瀬川	0. ⁰ ～0. ⁵	増田右岸	越水 (暫々堤)	199	284	293	284	293		積土のう工 避難誘導			岩崎橋	横手市 (増田地区)	↑ 十字出張所 ↓	
	0. ⁰ ～0. ⁸	成瀬川左岸	越水 (無堤)	200	1,297	293	1,297	293		避難誘導	0.0～0.8kまで在来堤有り		岩崎橋	横手市 (増田地区)		
	0.4～2. ⁰	成瀬川右岸	基礎地盤漏水 (完成堤)	201	200	1,414	200	1,414		釜段工	詳細点検による基礎地盤漏水の恐れ 1.7km～1.9km 重点監視区間		岩崎橋	横手市 (増田地区)		
	1. ⁸ ～3. ²	成瀬川左岸	越水 (無堤)	202	1,344		1,344			避難誘導	1.8～3.2kまで在来堤有り		岩崎橋	横手市 (増田地区)		
	2. ⁰ ～2. ²	成瀬川右岸	基礎地盤漏水 (完成堤)	203		212	157	212		釜段工	詳細点検による基礎地盤漏水の恐れ		岩崎橋	横手市 (増田地区)		
	2. ⁰ ～3. ²	成瀬川右岸	越水 (暫堤)	204		1,008		1,008		積土のう工 避難誘導			岩崎橋	横手市 (増田地区)		
	3. ⁰ ～3. ²	成瀬川右岸	基礎地盤漏水 (完成堤)	205	186	1,008	186	1,008		釜段工	詳細点検による基礎地盤漏水の恐れ 3.0km～3.2km 重点監視区間		岩崎橋	横手市 (増田地区)		
成瀬川合計				3,311 3,125	2,927 2,772	0 0	3,311 3,125	2,927 2,772	0 0							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長 《暫堤 HWL以上の堤防》 《暫々堤 HWL未満の堤防》

白抜きは、危険水位設定箇所

※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間(A)として設定しています。

2-2 重要水防箇所別調書前年度比較表 (湯沢河川国道事務所 その15)

令和6年度重要水防箇所別調書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号		令和6年度評定			令和5年度評定			対策水防		変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対 象 観測所	関連 市町村	出張所
			堤防 A	堤体漏水 (完成堤)	堤防 (m)	工作物 (箇所)		堤防 (m)	工作物 (箇所)		工 法	名					
						B	A		B	A							
大納川	0.0 ～ 1.2	大納川 左岸		206		1,174 1,174				1,174 1,174					雄物川橋	横手市 (大森地区)	十文字出張所
	大納川合計					0 0	1,174 1,174	0 0	0 0	0 0	1,174 1,174	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
 白抜きは、危険水位設定箇所
 ※ 堤防詳細点検において「堤体漏水」及び「基礎地盤漏水」に対して対策が必要な区間のうち、200m区間を重点監視区間（A）として設定しています。

大納川 ①

番 号		水系名	河 川 海岸名	担当水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長					関連計画等	摘 要
						位 置		左右岸 の区分	評定基準	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は陸揚 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法				
										A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)									
		市町村	大字	字		種別	A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)												
1	米代川	鹿角市	十和田 ～ 八幡平	末広 ～ 掟	両岸	堤体 漏水 水衝	20,000 20,000								8,000	氾濫、溢水、 河岸欠壊	土のう積 木流し					
2	米代川	鹿角市	十和田	毛馬内 ～ 大湯	両岸	水衝		10,000 10,000							7,000 7,000	河岸欠壊	木流し					
3	米代川	鹿角市	花輪 ～ 十和田	鶴田 ～ 二本柳	両岸	洗掘		7,000 7,000							2,000 2,000	河岸欠壊	木流し					
4	米代川	鹿角市	花輪	鶴田 ～ 上台	両岸	洗掘		5,000 5,000							2,500 2,500	河岸欠壊	木流し					
5	米代川	鹿角市	花輪	下夕町 ～ 産土神	両岸	越水 (溢水) 水衝		2,000 2,000							2,000 2,000	家屋浸水	土のう積					
6	米代川	鹿角市	花輪	玉内	両岸	堤防 断面		2,000 2,000							500 500	氾濫	土のう積					
7	米代川	鹿角市	八幡平	野尻 ～ 白欠	両岸	水衝 洗掘		2,500 2,500							2,500 2,500	河岸欠壊	木流し					
8	米代川	鹿角市	八幡平	長瀬 ～ 永田	両岸	水衝		6,000 6,000							1,000	河岸欠壊	木流し					
9	米代川	鹿角市 ～ 小坂町	十和田 ～ 小坂	毛馬内 ～ 野口	両岸	水衝 洗掘		15,000 15,000							7,000 2,500	河岸欠壊	木流し					
10	米代川	鹿角市	八幡平	夏井	両岸	水衝		3,000 3,000							1,000 1,000	河岸欠壊	木流し					
11	米代川	鹿角市	八幡平	椋内	両岸	水衝		2,500 2,500							1,500 1,500	河岸欠壊	木流し					
12	米代川	鹿角市	十和田	毛馬内	両岸	水衝 洗掘		5,000 5,000							2,500 2,500	河岸欠壊	木流し					
13	米代川	小坂町	小坂	小坂	両岸	水衝		4,000 4,000							1,000 1,000	河岸欠壊	木流し					
14	米代川	小坂町	小坂	砂子沢	両岸	水衝		3,000 3,000							1,000 1,000	河岸欠壊	木流し					
15	米代川	小坂町	小坂	濁川	両岸	水衝 洗掘		3,000 3,000							3,000	河岸欠壊	木流し					
計	15 箇所							20,000 20,000	70,000 70,000	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	34,500 34,000							

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 北秋田支部

番 号	水系名	河 川 海 岸 名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域						特に警戒を要する延長				関連計画等	摘 要				
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要			対策水防工法			
					市町村	大字			字	A (m)								B (m)	工作物	
																			A (箇所)	B (箇所)
1	米代川	米代川	大館市	大館市水防団第17分団	大館市	葛原	右岸	水衝		900				900	河岸決壊	木流し				
2	米代川	米代川	大館市	大館市水防団第17分団	大館市	十二所	左岸	洗掘		300				100	河岸決壊	木流し				
3	米代川	米代川	大館市	大館市水防団第18分団	大館市	軽井沢	右岸	溢水		600				400	耕地冠水	積み土嚢				
4	米代川	米代川	大館市	大館市水防団第18分団	大館市	大滝	右岸	水衝		150				150	河岸決壊	木流し				
5	米代川	米代川	大館市	大館市比内水防団第1分団 大館市水防団第11・12分団	大館市	犀田 中山	両岸	溢水		1,500 1,000				1,300 500	耕地冠水	積み土嚢	市立病院・特別養 護老人ホーム			
6	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 阿仁支団第1分団	北秋田市	阿仁銀山	右岸	溢水		800		1		400	耕地冠水	積み土嚢				
7	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 阿仁支団第1分団	北秋田市	阿仁水無	右岸	溢水		1,000		2		200	耕地冠水	積み土嚢				
8	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 阿仁支団第1分団	北秋田市	阿仁水無	左岸	溢水		500		1		500	河岸決壊	木流し				
9	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 阿仁支団第5分団	北秋田市	阿仁小渕	右岸	越水		100		1		50	耕地冠水	積み土嚢				
10	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 阿仁支団第4分団	北秋田市	吉田	左岸	洗掘		500		1		500	河岸決壊	木流し				
11	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第4分団	北秋田市	五味堀	右岸	越水		500				300	家屋浸水	積み土嚢				
12	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第4分団	北秋田市	神成	左岸	越水		200				200	家屋浸水	積み土嚢				
13	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第4分団	北秋田市	阿仁前田	左岸	越水		400				400	家屋浸水	積み土嚢				
14	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第4・5分団	北秋田市	阿仁前田	両岸	越水		700 500				500 200	家屋浸水	積み土嚢				
15	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第3分団	北秋田市	桂瀬	右岸	越水		700				100	耕地冠水	積み土嚢				
16	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第3分団	北秋田市	浦田	左岸	越水		600				100	耕地冠水	積み土嚢				
17	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第3分団	北秋田市	桂瀬	右岸	洗掘		700				700	河岸決壊	木流し				
18	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第1分団	北秋田市	柳田	左岸	越水		1,500				500	耕地冠水	積み土嚢				
19	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第1分団	北秋田市	本城	左岸	洗掘		300				300	河岸決壊	木流し				
20	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 合川支団第2分団	北秋田市	木戸石	両岸	越水		1,700 50		1		1,700 50	耕地冠水	積み土嚢				

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 北秋田支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工作物	新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法			
					市町村	大字			字	A (m)							B (m)		
21	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 合川支団第2分団	北秋田市	増沢	左岸	越水		2,200					2,200	耕地冠水	積み土嚢		
22	米代川	羽根山沢川	北秋田市	北秋田市水防団 合川支団第3分団	北秋田市	羽根山	両岸	越水		800 800					600 600	耕地冠水	積み土嚢		
23	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 第4分団	上小阿仁村	南沢	左岸	越水		800					300	耕地冠水	積み土嚢		
24	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 第4分団	上小阿仁村	小田瀬	右岸	越水		1,000					700	耕地冠水	積み土嚢		
25	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 第4分団	上小阿仁村	大林	左岸	越水		400					400	耕地冠水	積み土嚢		
26	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 第1分団	上小阿仁村	鴨沢	両岸	越水		500 500					500 500	耕地冠水	積み土嚢		
27	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 機動分団	上小阿仁村	福館向	右岸	越水		1,000					500	耕地冠水	積み土嚢		
28	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 機動分団	上小阿仁村	小沢田	左岸	越水		2,000					2,000	耕地冠水	積み土嚢		
29	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 機動分団	上小阿仁村	堂川	両岸	越水		500 1,000					500 1,000	耕地冠水	積み土嚢		
30	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 第2分団	上小阿仁村	羽立	右岸	溢水		300					300	耕地冠水	積み土嚢		
31	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 機動分団	上小阿仁村	大阿瀬	左岸	溢水		800					800	耕地冠水	積み土嚢		
32	米代川	小阿仁川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 第2分団	上小阿仁村	長信田	右岸	越水		100					100	耕地冠水	積み土嚢		
33	米代川	小阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 合川支団第4分団	北秋田市	杉山田 三里	両岸	越水		7,000 6,500					7,000 6,500	耕地冠水	積み土嚢		
34	米代川	小阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 合川支団第3分団	北秋田市	羽根山	両岸	堤体漏水	2,300 2,300						2,300 2,300	堤防決壊	シート張り		
35	米代川	仏杜川	上小阿仁村	北秋田市水防団 合川支団第5分団	上小阿仁村	大岱	両岸	溢水		2,500 2,500					2,000 2,000	耕地冠水	積み土嚢		
36	米代川	五反沢川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 第3分団	上小阿仁村	上五反沢	右岸	溢水		100					100	耕地冠水	積み土嚢		
37	米代川	五反沢川	上小阿仁村	上小阿仁村水防団 第3分団	上小阿仁村	中五反沢	右岸	溢水		500					500	耕地冠水	積み土嚢		
38	米代川	小又川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第6分団	北秋田市	楳森田	両岸	溢水		600 600					460 460	耕地冠水	積み土嚢		
39	米代川	小又川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第4分団	北秋田市	巻瀬	右岸	水衝		100					25	河岸決壊	木流し		
40	米代川	小又川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第4分団	北秋田市	細越	両岸	溢水		350 200					350 100	耕地冠水	積み土嚢		

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 北秋田支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要	
					位 置			左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要			対策水防工法
					市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
41	米代川	小楢川	北秋田市	北秋田市水防団 阿仁支団第11分団	北秋田市	阿仁小楢	小楢	右岸	溢水		500		1		500	耕地冠水	積み土嚢			
42	米代川	小楢川	北秋田市	北秋田市水防団 阿仁支団第11分団	北秋田市	阿仁小楢	小楢	右岸	溢水		100		1			河岸決壊	木流し			
43	米代川	今泉川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第2分団	北秋田市	今泉	今泉	両岸	越水		600 600				600 600	耕地冠水	積み土嚢			
44	米代川	蟹沢川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第3分団	北秋田市	坊沢	蟹沢	両岸	溢水		1,200 1,200				1,000 1,000	耕地冠水	積み土嚢			
45	米代川	前山川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第2分団	北秋田市	前山	前山	両岸	越水		800 800				500 500	耕地冠水	積み土嚢			
46	米代川	前山川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第2分団	北秋田市	前山	前山	両岸	越水		500 500				500 500	耕地冠水	積み土嚢			
47	米代川	小猿部川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第9分団	北秋田市	七日市	妹尾館	右岸	越水		1,000				500	耕地冠水	積み土嚢			
48	米代川	小猿部川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第7分団	北秋田市	脇神	堂ヶ岱	左岸	水衝		150				150	河岸決壊	木流し			
49	米代川	旧小猿部	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第7分団	北秋田市	脇神	小ヶ田	右岸	溢水		1,500				1,000	耕地冠水	積み土嚢			
50	米代川	小森川	大館市	大館市比内水防団 第5分団	大館市	比内町 小坪沢	小坪沢	両岸	洗掘		400 400				400 400	河岸決壊	木流し			
51	米代川	小森川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第7分団	北秋田市	脇神	藤株	両岸	越水		2,300 2,300				1,200 1,000	耕地冠水	積み土嚢			
52	米代川	品類川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第9分団	北秋田市	七日市	品類	両岸	溢水		50 100				30 50	耕地冠水	積み土嚢			
53	米代川	綴子川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第4分団	北秋田市	綴子	綴子	右岸	溢水		100					耕地冠水	積み土嚢			
54	米代川	綴子川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第4分団	北秋田市	綴子	田中	両岸	越水	3,000 2,000					1,500 1,000	家屋浸水 耕地冠水	積み土嚢			
55	米代川	谷地川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第4分団	北秋田市	綴子	大堤	両岸	溢水		1,000 1,000				500 500	家屋浸水	積み土嚢			
56	米代川	摩当川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第6分団	北秋田市	栄	摩当	両岸	溢水		500 200				500 200	耕地冠水	積み土嚢			
57	米代川	摩当川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第6分団	北秋田市	栄	摩当	両岸	越水		800 800					耕地冠水	積み土嚢			
58	米代川	糠沢川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第5分団	北秋田市	綴子	大畑	両岸	洗掘		500 500				300 300	河岸決壊	木流し			
59	米代川	糠沢川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第5分団	北秋田市	綴子	糠沢	両岸	溢水		700 700				500 500	耕地冠水	積み土嚢			
60	米代川	早口川	大館市	大館市田代水防団 第4分団	大館市		本郷	右岸	溢水		500				200	耕地冠水	積み土嚢			

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 北秋田支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法		
					市町村	大字			字	A (m)	B (m)	A (箇所)							
61	米代川	早口川	大館市	大館市田代水防団 第1分団	大館市	早口	左岸	溢水		500				300	家屋浸水	積み土嚢			
62	米代川	岩瀬川	大館市	大館市田代水防団 第8分団	大館市	大石渡	両岸	溢水		160 160				160 160	耕地冠水	積み土嚢			
63	米代川	岩瀬川	大館市	大館市田代水防団 第8分団	大館市	田茂の木	右岸	溢水		150				50	耕地冠水	積み土嚢			
64	米代川	岩瀬川	大館市	大館市田代水防団 第3分団	大館市	下岩瀬	左岸	水衝		100				50	河岸決壊	木流し			
65	米代川	引欠川	大館市	大館市水防団 第15・16分団	大館市	大抜出川	両岸	越水		2,850 2,850				2,850 2,850	耕地冠水	積み土嚢			
66	米代川	板戸川	大館市	大館市比内水防団 第5分団	大館市	比内町 八木橋	両岸	溢水		600 600				600 600	耕地冠水	積み土嚢			
67	米代川	山田川	大館市	大館市水防団 第9・10分団	大館市	川口	両岸	溢水		500 500				500 500	耕地冠水	積み土嚢			
68	米代川	長木川	大館市	大館市水防団 第7・8分団	大館市	茂内	両岸	溢水		1,200 2,700				1,200 2,700	耕地冠水	積み土嚢			
69	米代川	長木川	大館市	大館市水防団 第3・4分団	大館市	片山	両岸	洗掘		500 500				500 500	河岸決壊	木流し			
70	米代川	長木川	大館市	大館市水防団 第5・6分団	大館市	沼館	両岸	越水		1,700 1,400				1,700 1,400	耕地冠水	積み土嚢			
71	米代川	下内川	大館市	大館市水防団 第22・24分団	大館市	陣馬	右岸	水衝		200					河岸決壊	木流し			
72	米代川	下内川	大館市	大館市水防団 第5・6分団	大館市	長面	右岸	越水		200				200	家屋浸水	積み土嚢			
73	米代川	下内川	大館市	大館市水防団 第5・6分団	大館市	松峰	両岸	堤体漏水		1,100 1,100				1,100 1,100	堤防決壊	木流し			
74	米代川	下内川	大館市	大館市水防団 第5・6分団	大館市	松木	右岸	水衝		100					河岸決壊	木流し			
75	米代川	下内川	大館市	大館市水防団 第5・6分団	大館市	沼館	左岸	越水		1,000				200	家屋浸水	積み土嚢			
76	米代川	乱川	大館市	大館市水防団 第5・6分団	大館市	商人留	両岸	溢水		200 500				200 500	耕地冠水	積み土嚢			
77	米代川	乱川	大館市	大館市水防団 第5・6分団	大館市	釈迦内	両岸	溢水	100 100					100 100	家屋浸水	積み土嚢			
78	米代川	大森川	大館市	大館市水防団 第19・23分団	大館市	粕田	両岸	堤体漏水		200 200				100 100	堤防決壊	木流し			
79	米代川	花岡川	大館市	大館市水防団 第19・23分団	大館市	花岡	両岸	溢水		500 500				500 500	家屋浸水	木流し			
80	米代川	犀川	大館市	大館市比内水防団 第3分団	大館市	比内町独結	両岸	洗掘		50 50				50 50	河岸決壊	木流し			

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 北秋田支部

番 号	水系名	河 川 海 岸 名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要	
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法			
					市町村	大字			字	A (m)	B (m)	A (箇所)								B (箇所)
81	米代川	犀川	大館市	大館市比内水防団 第2分団	大館市	比内町独鈷	独鈷	右岸	溢水		300				耕地冠水	積み土嚢				
82	米代川	犀川	大館市	大館市比内水防団 第1分団	大館市	比内町扇田	館下	右岸	溢水		100				耕地冠水	積み土嚢		福祉保健セン ター		
83	米代川	犀川	大館市	大館市比内水防団 第1分団	大館市	比内町扇田	森下才川	左岸	堤体漏水		500				河岸決壊	木流し				
84	米代川	炭谷川	大館市	大館市比内水防団 第2分団	大館市	比内町独鈷	炭谷	左岸	溢水		600				家屋浸水	積み土嚢				
85	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第3分団	北秋田市	浦田	白坂	右岸	越水		600				耕地冠水	積み土嚢				
86	米代川	谷地川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第4分団	北秋田市	綴子	掛泥	両岸	溢水	1,800 1,800					家屋浸水 耕地冠水	積み土嚢				
87	米代川	米代川	大館市	大館市水防団 第18分団	大館市		大滝	左岸	溢水	150					家屋浸水	積み土嚢				
88	米代川	犀川	大館市	大館市比内水防団 第2分団	大館市	比内町 新館	駒橋	両岸	越水		300 300				家屋浸水	積み土嚢				
89	米代川	長木川	大館市	大館市水防団 第9分団	大館市		山田渡	左岸	越水	100					家屋浸水 耕地冠水	積み土嚢				
90	米代川	大茂内川	大館市	大館市水防団 第7・8分団	大館市		大茂内	両岸	越水	2,000 2,000					家屋浸水 耕地冠水	積み土嚢				
91	米代川	小瀬郷川	北秋田市	北秋田市水防団 鷹巣支団第7・8分団	北秋田市	鷹巣	脇神～七日 市	右岸	越水		5,500				家屋浸水 耕地冠水	積み土嚢				
92	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第1分団	北秋田市	米内沢		左岸	堤体漏水	2,800					堤防決壊	月の輪				
93	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第4分団	北秋田市		五味堀	左岸	越水		500				耕地冠水	積み土嚢				
94	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 阿仁支団第1分団	北秋田市		吉田	左岸	越水		500				道路・耕地冠水	積み土嚢				
95	米代川	阿仁川	北秋田市	北秋田市水防団 森吉支団第5分団	北秋田市		小瀬	右岸	越水		800				耕地冠水	積み土嚢				
計	95 箇所									8,450 4,400	53,510 58,110	0 0	2 7	0 0	47,500 45,345					

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 山本支部

重 要 水 防 区 域																	特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要
番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法				
					市町村	大字			字	A (m)	B (m)	A (箇所)						B (箇所)			
1	米代川	藤琴川	藤里町	第5分団	藤 里	藤 琴	寺屋布	両岸	越水(溢水)		300 1000				300 1,000	耕地冠水	土のう積				
2	米代川	藤琴川	藤里町	第5分団	藤 里	藤 琴	坊 中	右岸	越水(溢水)	500					500	冠水	土のう積				
3	米代川	藤琴川	藤里町	第1分団	藤 里	藤 琴	馬 坂	両岸	越水(溢水)		1200 1200				1,200 1,200	冠水	土のう積				
4	米代川	藤琴川	藤里町	第1分団	藤 里	藤 琴	藤 琴	左岸	越水(溢水) 堤体漏水	1200					1,200	破堤冠水	土のう積 杭 打				
5	米代川	藤琴川	藤里町	第1分団	藤 里	藤 琴	鳥谷湯	左岸	堤体漏水		1500				1,500	破堤	土のう積 杭 打				
6	米代川	藤琴川	能代市	ニツ井 第6分団	能 代	ニツ井町 荷上場		左岸	越水(溢水)	2300					2,300	冠水	土のう積				
7	米代川	小比内川	藤里町	第1分団	藤 里	藤 琴	小比内	両岸	越水(溢水)		1040 1040				200 200	冠水	土のう積				
8	米代川	内川	能代市	ニツ井 第4分団	能 代	ニツ井町 小 街		左岸	越水(溢水)		200				200	冠水	土のう積				
9	米代川	内川	能代市	ニツ井 第5分団	能 代	ニツ井町 仁 船	河原田	左岸	越水(溢水)		200				200	冠水	土のう積				
10	米代川	内川	能代市	ニツ井 第5分団	能 代	ニツ井町 仁 船	小 街 道	右岸	越水(溢水)	700					400	冠水	土のう積	県単河川 改良			
11	米代川	比井野川	能代市	ニツ井 第1分団	能 代	ニツ井町 薄 井		両岸	堤体漏水	300 300					200 200	冠水	土のう積				
12	米代川	種梅川	能代市	ニツ井 第7分団	能 代	ニツ井町 梅 内		両岸	越水(溢水)		700 700				400 400	冠水	土のう積				
13	米代川	種梅川	能代市	ニツ井 第7分団	能 代	ニツ井町 種		両岸	越水(溢水)	1000 1000					500 500	冠水	土のう積				
14	米代川	常盤川	能代市	能代 第12分団	能 代	常 盤	山 谷	両岸	越水(溢水)		300 300				300 300	冠水	土のう積				
15	米代川	常盤川	能代市	能代 第12分団	能 代	常 盤	苅橋～魔面	右岸	越水(溢水)	600					600	冠水	土のう積	県単河川 改良			
16	米代川	檜山川	能代市	能代 第9分団	能 代	檜 山		両岸	堤体漏水	5600 5600					2,600 2,600	冠水	土のう積				
17	米代川	悪土川	能代市	能代 第14・16分団	能 代	悪 土		両岸	堤体漏水		2000 2000				800 800	冠水	土のう積				
18	米代川	阿仁川	能代市	ニツ井 第2分団	能 代	ニツ井町 下田平		両岸	堤体漏水		300 300				100 100	冠水	土のう積				
19	米代川	湯の沢川	藤里町	第5分団	藤 里	湯の沢		両岸	堤体漏水		100 100				100 100	冠水	土のう積				
20	米代川	寺沢川	藤里町	第1分団	藤 里	寺 沢		左岸	堤体漏水		200				100	破堤冠水	土のう積				

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 山本支部

番 号	水系名	河 川 海 岸 名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤 防			工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	特に警戒を要する延長			特 要 摘 要
					市町村	大字	字		A (m)	B (m)	A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)		延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法	
21	米代川	長場内川	藤里町	第4分団	藤 里	長場内		左岸	越水(溢水)			300				200	冠水	土のう積	
22	米代川	稻毛川	藤里町	第3分団	藤 里	真 土		右岸	越水(溢水)			800				500	冠水	土のう積	
23	米代川	薄井沢川	藤里町	第3分団	藤 里	矢 坂		両岸	堤体漏水			300 300				200 200	破堤冠水	土のう積	
24	米代川	院内沢川	藤里町	第2分団	藤 里	大 沢		両岸	越水(溢水)			300 300				200 200	冠水	土のう積	
25	米代川	大沢川	藤里町	第2分団	藤 里	大 沢		両岸	堤体漏水			3000 1000				1000 1000	破堤冠水	土のう積	
26	米代川	濁川	能代市	ニツ井 第4分団	能 代	ニツ井町 仙ノ台		両岸	越水(溢水)			300 200				300 200	冠水	土のう積	
27	米代川	天内川	能代市	能代 第12分団	能 代	常 盤	天 内	両岸	越水(溢水)			300 300				300 300	冠水	土のう積	
28	米代川	久喜沢川	能代市	能代 第15分団	能 代	朴 瀬	築法師	両岸	越水(溢水)			2000 2000				1000 1000	冠水	土のう積	
29	馬場目川	三種川	三種町	八竜 第1分団	三 種	川 尻		両岸	越水(溢水)	200 200						200 200	冠水	土のう積	
30	馬場目川	三種川	三種町	山本 第3分団	三 種	森 岳	木戸沢	両岸	越水(溢水)			200 200				200 200	冠水	土のう積	
31	馬場目川	三種川	三種町	山本 第1分団	三 種	森 岳		両岸	越水(溢水)	3150 3150						1950 1950	冠水	土のう積	広域河川改修
32	馬場目川	三種川	三種町	山本 第2分団	三 種	森 岳	泉八日	両岸	越水(溢水)	2500 2500						2500 2500	冠水	土のう積	広域河川改修
33	馬場目川	三種川	三種町	琴丘 第8分団	三 種	落 合		両岸	越水(溢水)	350 350						300 300	冠水	土のう積	
34	馬場目川	糸流川	三種町	琴丘 第3分団	三 種	高屋敷		両岸	堤体漏水	500 500						500 500	冠水	土のう積	
35	馬場目川	鹿渡川	三種町	琴丘 第1分団	三 種	鹿 渡		両岸	堤体漏水	2000 2000						2000 2000	冠水	土のう積	
36	馬場目川	鯉 川	三種町	琴丘 第2分団	三 種	鯉 川		両岸	堤体漏水	150 150						150 150	冠水	土のう積	県単河川改良
37	馬場目川	種沢川	三種町	琴丘 第5分団	三 種	種 沢		右岸	堤体漏水			300					冠水	土のう積	
38	馬場目川	西又川	三種町	琴丘 第9分団	三 種	勝 平		両岸	堤体漏水	300 300						200 200	冠水	土のう積	県単河川改良
39	馬場目川	小又川	三種町	琴丘 第7分団	三 種	二本杉		両岸	堤体漏水	1000 1000						200 200	冠水	土のう積	
40	馬場目川	添畑川	三種町	山本 第7分団	三 種	長 面		両岸	堤体漏水	800 800						300 300	冠水	土のう積	

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覧表

水防支部名 山本支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要	
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法			
					市町村	大字			字	A (m)	B (m)	A (箇所)								B (箇所)
41	馬場目川	谷地沢川	三種町	山本 第8分団	三 種	達 子	両岸	堤体漏水		300				200	冠水	土のう積				
42	馬場目川	仁助川	三種町	山本 第6分団	三 種	志戸橋	両岸	堤体漏水		100				100	破堤冠水	土のう積				
43	馬場目川	金光寺川	三種町	山本 第1分団	三 種	森 岳	両岸	堤体漏水		200				300	冠水	土のう積				
44	馬場目川	鵜川川	三種町	山本 第6分団	三 種	割 道	両岸	堤体漏水		300				300	冠水	土のう積				
45	馬場目川	鵜川川	三種町	山本 第5分団	三 種	外 岡	右岸	堤体漏水		100				100	冠水	土のう積				
46	真瀬川	真瀬川	八峰町	第13分団	八 峰	八 森 立 石	右岸	越水(溢水)		100				100	冠水	土のう積				
47	塙 川	塙 川	八峰町	第6分団	八 峰	峰浜橋	両岸	越水(溢水)		500				500	冠水	土のう積				
48	塙 川	塙 川	八峰町	第7分団	八 峰	峰浜橋	左岸	越水(溢水)		200				200	冠水	土のう積				
49	塙 川	塙 川	八峰町	第3分団	八 峰	峰浜田中	両岸	堤体漏水	900					900	冠水	土のう積				
50	塙 川	塙 川	八峰町	第1分団	八 峰	峰浜高野野	両岸	堤体漏水		500				500	冠水	土のう積				
51	竹生川	竹生川	能代市	能代 第13分団	能 代	竹 生	両岸	堤体漏水		300				300	冠水	土のう積				
52	竹生川	竹生川	能代市	能代 第13分団	能 代	比八田	両岸	堤体漏水	350	350				350	冠水	土のう積				
53	竹生川	竹生川	能代市	能代 第17分団	能 代	竹 生	両岸	堤体漏水		500				400	冠水	土のう積				
54	水沢川	水沢川	八峰町	第1分団	八 峰	峰浜水沢	左岸	堤体漏水		200				200	冠水	土のう積				
55	水沢川	水沢川	八峰町	第4分団	八 峰	峰浜水沢	左岸	堤体漏水		200				200	冠水	土のう積				
	1総河川	28 箇所							10,400	14,540	0	0	0	0	15,400					
	2総河川	27 箇所							8,700	11,540	0	0	0	0	12,300					
									1,600	14,100	0	0	0	0	12,950					
									1,600	14,000	0	0	0	0	12,850					
計									12,000	28,640	0	0	0	0	28,350					
									10,300	25,540	0	0	0	0	25,150					

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覧表

水防支部名 山本支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要	
					位 置			左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工作物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要			対策水防工法
					市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
A		八森海岸	八峰町	第10分団	八 峰	八 森	浜 田	浸食 高潮		3,100					1,500	家屋耕地流失	消波直立護岸 ブロック			
B		峰浜海岸	八峰町	第3分団	八 峰	峰浜沼田 ～水沢		浸食 高潮		5,600					200	耕地流失	消波直立護岸 ブロック			
C		浅内海岸	能代市	能代 第11分団	能 代	浅 内		浸食 高潮		8,000					500	家屋流失	消波ブロック			
D		八竜海岸	三種町	八竜 第7分団	三 種	釜 谷		浸食		6,300					700	耕地流失	消波ブロック			
計			4 箇所							23,000					2,900					

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 秋田支部

番号		水系名	河川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				関連計画等	摘 要		
						位 置		市町村	大字	字	左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は陸間 (箇所)	延長 (m)			予想される 危険概要	対策水防工法
													A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
	1	馬場目川	馬場目川	五城目町	第7分団	五城目町	馬場目	杉沢恋地	左岸 右岸	越水(溢水)		3,400	3,400				400	冠水	土のう積				
	2	馬場目川	馬場目川	五城目町	第6分団	五城目町	馬場目	寺庭	左岸 右岸	越水(溢水)		2,300	2,300				300	冠水	土のう積				
	3	馬場目川	馬場目川	五城目町	第5分団	五城目町	馬場目	帝釈寺	左岸 右岸	越水(溢水)		1,400	1,400				500	冠水	土のう積				
	4	馬場目川	馬場目川	五城目町	第2・3分団	五城目町	高崎	久保	左岸 右岸	越水(溢水)		1,200	1,200				100	冠水	土のう積				
	5	馬場目川	馬場目川	五城目町	第1分団	五城目町	五城目		左岸 右岸	越水(溢水)		1,500	1,500				300	冠水	土のう積	県単河川改良			
	6	馬場目川	馬場目川	八郎潟町	第6分団	八郎潟町	川崎	嘉美	左岸 右岸	越水(溢水)		1,500					500	冠水	土のう積				
	7	馬場目川	馬場目川	八郎潟町	第7分団	八郎潟町	一	上屋根	左岸 右岸	越水(溢水)		700					700	冠水	土のう積				
	8	馬場目川	馬場目川	八郎潟町	第1分団	八郎潟町	一	一日市	左岸 右岸	越水(溢水)		2,800					1,000	冠水	土のう積				
	9	馬場目川	富津内川	五城目町	第8・9分団	五城目町	富津内		左岸 右岸	越水(溢水)		6,000	6,000				200	河川断面狭小 のため冠水	土のう積				
	10	馬場目川	富津内川	五城目町	第8・9分団	五城目町	富津内	下山内	左岸 右岸	越水(溢水)		1,500	1,500				300	冠水	土のう積				
	11	馬場目川	内川川	五城目町	第10・11分団	五城目町	内川	湯ノ又	左岸 右岸	越水(溢水)		3,000	3,000				300	冠水	土のう積				
	12	馬場目川	井川	井川町	第7分団	井川町	施田	中ノ目	左岸 右岸	越水(溢水)		2,500	2,500				100	冠水	土のう積	ほ場整備関連			
	13	馬場目川	井川	井川町	第8分団	井川町	井内	屋布台	左岸 右岸	越水(溢水)		1,100	1,100				200	冠水	土のう積				
	14	馬場目川	豊川	潟上市	昭和支団 第10分団	潟上市	豊川	塔田	左岸 右岸	越水(溢水)		800	800				600	河川断面狭小 のため冠水	土のう積				
	15	馬場目川	豊川	潟上市	昭和支団 第11分団	潟上市	豊川	小泉新所	左岸 右岸	越水(溢水)		1,600	1,600				400	堤防決壊氾濫	土のう積				
	16	馬場目川	豊川	潟上市	飯田川支団 第1分団	潟上市	下虻川	土場向	左岸 右岸	水衝部		100					100	堤防法尻決壊	木流し工				
	17	馬場目川	馬路川	秋田市	金足分団	秋田市	金足	岩瀬	左岸 右岸	水衝部	5,600 5,400						600 600	堤防法尻決壊	木流し工	広域河川改修			
	18	馬場目川	西部承水路	大潟村	大潟村水防団	大潟村	西部	承水路	左岸 右岸	水衝部		2,000					400	堤防法尻決壊	木流し工				
	19	馬場目川	赤沢川	井川町	第6分団	井川町	八田大倉	縄手内	左岸 右岸	水衝部		1,500 1,500					500 500	堤防法尻決壊	木流し工	ほ場整備関連			
	20	雄物川	旭川	秋田市	旭川・保戸野・秋田 旭・秋田中央分団	秋田市	旭川		左岸 右岸	越水(溢水)		7,000 7,000						冠水	土のう積				

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 秋田支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				関連計画等	摘 要
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工作物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は陸開 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法			
					市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
18	雄物川	岩見川	秋田市	河辺第2分団	秋田市	河辺戸島	豊成	左岸 右岸	越水(溢水)		1,400					堤防法尻決壊	土のう積			
19	雄物川	岩見川	秋田市	河辺第3分団	秋田市	河辺岩見	東	左岸 右岸	越水(溢水)		2,000	2,000			700	堤防法尻決壊	土のう積			
20	雄物川	新波川	秋田市	雄和第1分団	秋田市	雄和大正寺	萱ヶ沢	左岸 右岸	越水(溢水)		2,300	2,300				河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
21	雄物川	新波川	秋田市	雄和第1分団	秋田市	雄和大正寺	梵天野	左岸 右岸	越水(溢水)		3,000	2,500			700	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
22	雄物川	草生津川	秋田市	外旭川分団	秋田市	外旭川	外旭川	左岸 右岸	越水(溢水)		2,500	3,800			1,100	河川断面狭小 のため冠水	土のう積	広域河川改修		
23	下浜鮎川	下浜鮎川	秋田市	下浜分団	秋田市	下浜	田中	左岸 右岸	越水(溢水)		4,500	5,000			1,000	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
24	下浜鮎川	下浜鮎川	秋田市	下浜分団	秋田市	下浜	羽 川	左岸 右岸	越水(溢水)		800	800				河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
25	雄物川	太平川	秋田市	下北手・秋田東・秋田 中央・牛島・城東分団	秋田市	太 平		左岸 右岸	越水(溢水)		8,000	8,000			1,000	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
26	雄物川	猿田川	秋田市	仁井田分団	秋田市	仁井田	福 島	左岸 右岸	越水(溢水)		5,000	5,000			900	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
27	雄物川	八田川	秋田市	太平分団	秋田市	太 平	八 田	左岸 右岸	越水(溢水)		2,200	2,800			700	河川断面狭小 のため冠水	土のう積	広域河川改修		
28	雄物川	梵字川	秋田市	河辺第2分団	秋田市	河辺和田	黒 沼	左岸 右岸	越水(溢水)		2,150	2,150				河川断面狭小 のため冠水	土のう積	広域河川改修		
29	雄物川	神内川	秋田市	河辺第1分団	秋田市	河辺奥出	奥 出	左岸 右岸	越水(溢水)		2,700	2,700			1,000	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
30	雄物川	三内川	秋田市	河辺第3分団	秋田市	河辺三内	砂子淵	左岸 右岸	越水(溢水)		700	700				河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
31	雄物川	平尾鳥川	秋田市	雄和第3分団	秋田市	雄和平尾鳥	竹ノ花	左岸 右岸	越水(溢水)		2,200	2,200			500	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
32	滝川	滝川	男鹿市	第8分団	男鹿市	男鹿中	山 田	左岸 右岸	越水(溢水)		3,500	3,500			300	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
33	滝川	滝川	男鹿市	第8分団	男鹿市	男鹿中	浜間口	左岸 右岸	越水(溢水)		500	500			200	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
34	比詰川	比詰川	男鹿市	第3分団	男鹿市	船川港	比 詰	左岸 右岸	越水(溢水)		2,500	2,500			300	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			
35	鮎川川	鮎川川	男鹿市	第7分団	男鹿市	五里合	谷 地	左岸 右岸	越水(溢水)		2,000	2,000			200	河川断面狭小 のため冠水	土のう積			

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覧表

水防支部名 秋田支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要	
					位 置			左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要			対策水防工法
					市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
36	雄物川	新城川	秋田市	下新城分団	秋田市	下新城		越水(溢水)		5,000 5,000					2,000 2,000	河川断面狭小 のため冠水	土のう積	広域河川改修		
計	河川	36 箇所							5,600 5,400	89,850 91,250	0 0	0 0	0 0	0 0	12,700 12,100					
1	日本海	浜間口 海岸	男鹿市	第8分団	男鹿市	男鹿中	浜間口	侵食		3,700					2,500	家屋耕地流失				
2	日本海	門前海岸	男鹿市	第2分団	男鹿市	船川港	小 浜	侵食		700					500	家屋耕地流失				

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 由利支部

番 号	水系名	河 川 海 岸 名	担 当 水 防 管 理 団 体 名	水 防 分 団 名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				開 運 計 画 等	摘 要
					位 置			左 右 岸 の 区 分	評 定 基 準 種 別	堤 防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工 事 施 工 中 又 は 陸 間 (箇所)	延長 (m)	予 想 さ れ る 危 険 概 要	対 策 水 防 工 法		
					市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
1	子吉川	子吉川	由利本荘市	矢島分団 第4部	由利本荘	矢島 元町	新 所	左 岸	水 衝 洗 掘		400 0				家屋耕地流失	土 俵 杭 打				
2	子吉川	子吉川	由利本荘市	矢島分団 第4部	由利本荘	矢島 元町	郷 内	左 岸	越 水		200 0				家屋耕地流失	土 俵 杭 打				
3	子吉川	子吉川	由利本荘市	鳥海分団 第1部	由利本荘	鳥海 伏見	久 保	右 岸	溢 水		0 400				氾濫溢水	土 俵 杭 打				
4	子吉川	芋 川	由利本荘市	大内分団 第2部	由利本荘	西ノ沢		左 岸	越 水		500 0						広域河川 改修工事			
5	子吉川	芋 川	由利本荘市	大内分団 第2部	由利本荘	加賀沢	加賀沢	両 岸	越 水		2,700 3,100						広域河川 改修工事			
6	子吉川	芋 川	由利本荘市	大内分団 第4部	由利本荘	松 本	前 野	両 岸	越 水		700 800				破堤越水	土 俵 杭 打				
7	子吉川	芋 川	由利本荘市	大内分団 第4部	由利本荘	平 嶋	上 野	両 岸	越 水		500 600				破堤越水	土 俵 杭 打				
8	子吉川	芋 川	由利本荘市	本荘分団 第4部	由利本荘	葛 岡	宮ノ越	左 岸	溢 水		600 0				氾濫溢水	土 俵 杭 打				
9	子吉川	赤田川	由利本荘市	本荘分団 第6部	由利本荘	赤 田	百部岡 ～牛寺	両 岸	越 水		1,800 1,900				破堤越水	土 俵 杭 打	県単河川 改良工事			
10	子吉川	小友川	由利本荘市	本荘分団 第3部	由利本荘	大 沢	南 関	両 岸	堤 体 漏 水		1,400 1,000				破堤越水	土 俵 杭 打				
11	子吉川	小友川	由利本荘市	本荘分団 第3分団部	由利本荘	金 山	須 郷	両 岸	堤 体 漏 水		600 700									
12	子吉川	石沢川	由利本荘市	東由利分団 第4部	由利本荘	東由利 蔵	島 田	左 岸	溢 水	500 0					氾濫溢水	土 俵 杭 打	県単河川 改良工事			
13	子吉川	石沢川	由利本荘市	東由利分団 第3部	由利本荘	東由利 老方	下川原	右 岸	溢 水	0 200					氾濫溢水	土 俵 杭 打	県単河川 改良工事			
14	子吉川	祝沢川	由利本荘市	東由利分団 第3部	由利本荘	東由利方	寺 田	両 岸	溢 水	200 100					氾濫溢水	土 俵 杭 打	県単河川 改良工事			
15	子吉川	鮎川	由利本荘市	由利分団 第5部	由利本荘	平 石	平 石	両 岸	溢 水	400 400					氾濫溢水	土 俵 杭 打	県単河川 改良工事			
16	子吉川	田沢川	由利本荘市	矢島支分団 第4分団部	由利本荘	矢島町 元町	大川原	両 岸	溢 水		400 400				氾濫溢水	土 俵 杭 打				
17	子吉川	鯿川	由利本荘市	鳥海分団 第2部	由利本荘	鳥海町 下川内	牛 越	両 岸	溢 水	100 100					氾濫溢水	土 俵 杭 打				
18	子吉川	笹子川	由利本荘市	鳥海分団 第1部	由利本荘	鳥海町 伏見	久 保	右 岸	溢 水		0 100				氾濫溢水	土 俵 杭 打				
19	子吉川	笹子川	由利本荘市	鳥海分団 第2部	由利本荘	鳥海町 栗沢	芦ノ淵	右 岸	溢 水		0 200				氾濫溢水	土 俵 杭 打				
20	子吉川	百宅川	由利本荘市	鳥海分団 第7部	由利本荘	鳥海町 百 宅	中 村	左 岸	堤 体 漏 水		300 0									

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 由利支部

番 号		水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				関連計画等	摘 要
						位 置			左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工作物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法		
21	白雪川	白雪川	にかほ市	第5分団	にかほ	三 森	浜 田	両 岸	越 水		2,100 2,100				300 300	破堤越水	土俵積				
22	白雪川	白雪川	にかほ市	第6分団 第7分団	にかほ	田 狐	石 脇	両 岸	水衝 洗掘		3,900 3,900				500 500	破堤越水	土俵積				
23	衣川	衣川	由利本荘市	本荘分団 第7部	由利本荘	松ヶ崎	荒 町 北 側	左 岸	溢 水		100 0				100 0	氾濫溢水	土俵積				
24	衣川	衣川	由利本荘市	岩城分団 第3部	由利本荘	岩 城 滝 俣	観音前	左 岸	溢 水	200 0					200 0	氾濫?水	土俵積				
25	衣川	蛇川	由利本荘市	岩城分団 第2部	由利本荘	岩 城 上蛇田	御所ノ前	両 岸	溢 水	800 800					800 800	氾濫?水	土俵積				
26	君ヶ野川	君ヶ野川	由利本荘市	岩城分団 第4部	由利本荘	岩 城 内通川	川 向	両 岸	溢 水		200 200				0 0						
27	君ヶ野川	君ヶ野川	由利本荘市	岩城分団 第4部	由利本荘	岩 城 内通川	岩ノ沢	右 岸	溢 水		0 400				0 400	氾濫溢水	土俵積				
28	象潟川	象潟川	にかほ市	第1分団	にかほ	象 潟	弁天島	右 岸	溢 水		0 400				0 400	氾濫溢水	土俵積				
29	二古川	二古川	由利本荘市	岩城分団 第4分団	由利本荘	岩 城 二 古	川 尻	右 岸	溢 水		0 100				0 0						
30	秦魯川	清水川	にかほ市	第2分団	にかほ	横 岡	仲 岡	左 岸	溢 水		600 0				600 0	氾濫溢水	土俵積				
31	秦魯川	清水川	にかほ市	第2分団	にかほ	本 郷	盛	左 岸	溢 水		200 0				200 0	氾濫溢水	土俵積				
32	大沢川	大沢川	にかほ市	第5分団	にかほ	平 沢	書書面	右 岸	溢 水		0 300				0 300	破堤溢水	土俵積				
33	大沢川	大沢川	にかほ市	第5分団	にかほ	平 沢	島ノ子剥	両 岸	溢 水		700 700				700 700	氾濫溢水	土俵積	総合流域 防災対策工事			
34	大沢川	大沢川	にかほ市	第6分団	にかほ	院 内	杉 山	左 岸	溢 水		300 0				300 0	氾濫溢水	土俵積				
35	西目川	西目川	由利本荘市	西目支団 第4分団	由利本荘	西目町 海士剥	海士剥下	右 岸	溢 水		0 500				0 500	氾濫溢水	土俵積				
36	赤石川	赤石川	にかほ市	第4分団	にかほ	金 浦	赤 石	左 岸	溢 水	300 0					300 0	氾濫溢水	土俵積				
37	赤石川	赤石川	にかほ市	第4分団	にかほ	大 竹	下 後	両 岸	溢 水	400 400					400 400	氾濫溢水	土俵積				
計	河川		37 箇所							2,900 2,000	18,200 17,800	0 0	0 0	0 0	9,000 7,000						

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 由利支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工作物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は陸間 (箇所)	予想される 危険概要	対策水防工法			
									A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
A	日本海	岩城海岸	由利本荘市	岩城分団 第5部	市町村	大字	字		浸 食		900				391	家屋耕地流失		海岸浸食対策	
B	日本海	岩城海岸	由利本荘市	岩城分団 第4部		岩 城 内通川			浸 食		375				0	家屋耕地流失			
C	日本海	岩城海岸	由利本荘市	岩城分団 第4分団		岩 城 二 古			浸 食		110				0	家屋耕地流失			
D	日本海	本荘海岸	由利本荘市	岩城分団 第7部		神 沢	神 沢		浸 食		400				0	家屋耕地流失			
E	日本海	本荘海岸	由利本荘市	本荘分団 第7部		芦 川	折 林				1,050				956	家屋耕地流失		海岸浸食対策	
F	日本海	本荘海岸	由利本荘市	本荘分団 第7部		芦 川					150				0	家屋耕地流失			
G	日本海	本荘海岸	由利本荘市	本荘分団 第1部		浜三川	三 川 1 号				250				0	家屋耕地流失			
H	日本海	本荘海岸	由利本荘市	西目分団 第1部		浜三川	三 川 2 号				200				0	家屋耕地流失			
I	日本海	本荘海岸	由利本荘市	西目分団 第1部		浜三川	三 川 3 号				300				0	家屋耕地流失			
J	日本海	西目海岸	由利本荘市	西目分団 第4部		西目町 出 戸	中高屋 1 号				350				350	家屋耕地流失			
K	日本海	西目海岸	由利本荘市	西目分団 第4部		西目町 出 戸	中高屋 2 号				350				350	家屋耕地流失			
L	日本海	西目海岸	由利本荘市	西目分団 第4部		西目町 出 戸	上高屋				350				350	家屋耕地流失			
M	日本海	西目海岸	由利本荘市	西目分団 第14部		西目町 出 戸	出 戸				600				0	家屋耕地流失			
N	日本海	象潟海岸	にかほ市	第3分団		立 石					700				700	家屋耕地流失			
O	日本海	象潟海岸	にかほ市	第3分団		関					200				0	家屋耕地流失			
計	海岸		15 箇所							0	6,285	0	0	0	0	3,097			

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覧表

水防支部名 由利支部

番 号	水系名	河 川 海 岸 名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要	
					位 置			左右岸 の区分	評定基準 種別	堤 防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要			対策水防工法
					市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
あ	子吉川	幸川	由利本荘市	大内支団 第5分団	由利本荘															
い	大沢川	大沢川	にかほ市	第5分団	にかほ	平 沢	鳥の子渚													
う	大沢川	大沢川	にかほ市	第5分団	にかほ	平 沢														
え	大沢川	大沢川	にかほ市	第5分団	にかほ	平 沢	田角森													
計	工 作 物	4 箇所																		

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 仙北支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				開 連 計 画 等	摘 要	
					位 置			左右岸 の区分		評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工 事 施 工 中 又は陸間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要			対策水防工法
					市町村	大字	字	A (m)	B (m)		A (箇所)	B (箇所)									
1	雄物川	大沢川	大仙市	西仙北支団 第7分団	大仙市	円行寺	坂繋	左 岸	越水(溢水)		300			200	冢田畑浸水	土のう積					
2	雄物川	大沢川	大仙市	西仙北支団 第7分団	大仙市	大沢郷宿	円行寺 八木山	左 岸 右 岸	越水(溢水)		3,100 2,000			300	田畑浸水	土のう積					
3	雄物川	大沢川	大仙市	西仙北支団 第7分団	大仙市	大沢郷宿	金剛寺 箱井	左 岸 右 岸	越水(溢水)	3,200 2,500				2,100 2,100	田畑浸水	土のう積					
4	雄物川	土貫川	大仙市	西仙北支団 第2、7分団	大仙市	土川	小杉山	左 岸 右 岸	越水(溢水)	3,500 4,000				900 900	冢田畑浸水	土のう積					
5	雄物川	心像川	大仙市	西仙北支団 第3分団	大仙市	土川	添ノ又	右 岸	越水(溢水)	1,400				500	田畑浸水	土のう積					
6	雄物川	心像川	大仙市	西仙北支団 第2分団	大仙市	土川	今泉	左 岸	越水(溢水)	900				400	田畑浸水	土のう積					
7	雄物川	大滝川	大仙市	西仙北支団 第3分団	大仙市	土川	添ノ又	左 岸 右 岸	越水(溢水)	500 500				300	冢田畑浸水	土のう積					
8	雄物川	棚平川	大仙市	西仙北支団 第7分団	大仙市	大沢郷宿	滝ノ沢	左 岸	越水(溢水)	500				100	冢田畑浸水	土のう積					
9	雄物川	棚平川	大仙市	西仙北支団 第7分団	大仙市	大沢郷宿	尊仏	左 岸 右 岸	越水(溢水)	3,200 700				500	冢田畑浸水	土のう積					
10	雄物川	布又川	大仙市	西仙北支団 第7分団	大仙市	円行寺	布又	左 岸 右 岸	越水(溢水)	100 100					田畑浸水 道路通行止	土のう積					
11	雄物川	布又川	大仙市	西仙北支団 第7分団	大仙市	円行寺	下布又	右 岸	越水(溢水)	1,000					田畑浸水 道路通行止	土のう積					
12	雄物川	楢岡川	大仙市	南外支団 第2分団	大仙市	南 外	田尻	左 岸 右 岸	越水(溢水)	2,800 3,400				400	冢田畑浸水	土のう積					
13	雄物川	楢岡川	大仙市	南外支団 第2分団	大仙市	南 外	金屋	左 岸 右 岸	越水(溢水)	1,700 2,800				300	冢田畑浸水	土のう積					
14	雄物川	楢岡川	大仙市	南外支団 第1分団	大仙市	南 外	田中	左 岸 右 岸	越水(溢水)	500 500				200 500	田畑浸水 道路通行止	土のう積					
15	雄物川	小出川	大仙市	南外支団 第4分団	大仙市	南 外	小出	左 岸 右 岸	越水(溢水)	1,200				600	冢田畑浸水	土のう積					
16	雄物川	西の又川	大仙市	南外支団 第6分団	大仙市	南 外	西の又	左 岸	越水(溢水)	1,400				600	冢田畑浸水	土のう積					
17	雄物川	西の又川	大仙市	南外支団 第6分団	大仙市	南 外	及位	左 岸	越水(溢水)	1,400				600	田畑浸水	土のう積					
18	雄物川	西の又川	大仙市	南外支団 第6分団	大仙市	南 外	落合	左 岸 右 岸	越水(溢水)	400 400				400 400	冢田畑浸水	土のう積					
19	雄物川	玉川	大仙市	中仙支団 第2分団	大仙市	下郷野	遠藤	左 岸	堤体漏水 水衝洗濯	3,300				3,200	冢田畑浸水	川倉 シート張					
20	雄物川	玉川	仙北市	仙北市 第8分団	仙北市	藪田	古川	左 岸	堤体漏水 水衝洗濯	590				590	冢田畑浸水	川倉 シート張					

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 仙北支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				開 連 計 画 等	摘 要
					位 置			左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は陸間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法		
					市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
21	雄物川	玉川	仙北市	仙北市 第8分団	仙北市	白岩 広久内	舟場	左 岸	堤体漏水		800			400	家田畑浸水	土のう積				
22	雄物川	玉川	仙北市	仙北市 第9分団	仙北市	雲然	掟	右 岸	堤体漏水 水衝洗掘		4,000			600	家田畑浸水	川倉 シート張				
23	雄物川	玉川	仙北市	仙北市 第3分団	仙北市	生保内	舟場	左 岸	越水(溢水)		1,000			1,000	下水処理場 田畑浸水	土のう積				
24	雄物川	玉川	仙北市	仙北市 第1分団	仙北市	田沢	下田沢	左 岸 右 岸	堤体漏水		1,000 180			800	田畑浸水	土のう積				
25	雄物川	玉川	仙北市	仙北市 第1分団	仙北市	田沢	見付田	左 岸	堤体漏水		700			300	田畑浸水	土のう積				
26	雄物川	玉川	仙北市	仙北市 第1分団	仙北市	田沢	鏡畑	左 岸	堤体漏水		800			400	田畑浸水	土のう積				
27	雄物川	入見内川	仙北市	仙北市 第9分団	仙北市	西長野	月見堂	右 岸	越水(溢水)		210			210	家田畑浸水	土のう積				
28	雄物川	入見内川	仙北市	仙北市 第9分団	仙北市	西長野	川下田	左 岸 右 岸	越水(溢水)		2,100 2,100			1,000 1,000	家田畑浸水	土のう積				
29	雄物川	桧木内川	仙北市	仙北市 第5分団	仙北市	小山田	高野	左 岸	水衝洗掘		800			700	家田畑浸水	土のう積				
30	雄物川	桧木内川	仙北市	仙北市 第6分団	仙北市	下桧内	下田	右 岸	越水(溢水)		1,000			500	家田畑浸水	土のう積				
31	雄物川	桧木内川	仙北市	仙北市 第6分団	仙北市	上桧内	柗沢	左 岸 右 岸	越水(溢水)		2,600 3,300			700 2,600	家田畑浸水	土のう積				
32	雄物川	桧木内川	仙北市	仙北市 第6分団	仙北市	上桧内	鳥屋森	左 岸	越水(溢水)		300				家田畑浸水	土のう積				
33	雄物川	桧木内川	仙北市	仙北市 第6分団	仙北市	小山田	西下戸沢	左 岸	越水(溢水)		200			100	家田畑浸水	土のう積				
34	雄物川	院内川	仙北市	仙北市 第4分団	仙北市	岡崎	新屋敷	左 岸 右 岸	越水(溢水)		1,500 700			500 200	家田畑浸水	土のう積				
35	雄物川	刺市川	仙北市	仙北市 第4分団	仙北市	梅沢	東田	左 岸	越水(溢水)		600			500	家田畑浸水	土のう積				
36	雄物川	刺市川	仙北市	仙北市 第4分団	仙北市	梅沢	東田	右 岸	越水(溢水)		500				家田畑浸水	土のう積				
37	雄物川	堀内沢川	仙北市	仙北市 第6分団	仙北市	上桧木内	堀内	左 岸 右 岸	越水(溢水)		200 200			200 200	家田畑浸水	土のう積				
38	雄物川	小先達川	仙北市	仙北市 第1分団	仙北市	生保内	小先達	左 岸 右 岸	越水(溢水)		800 800			400	家屋浸水	土のう積				
39	雄物川	福部内川	大仙市	大曲支団 第1分団	大仙市	大曲	須和町	右 岸	越水(溢水)		1,600			400	家屋浸水	土のう積				
40	雄物川	窪堀川	大仙市	大田支団 第1分団	大仙市	太田	東今泉	左 岸 右 岸	越水(溢水)		400 400			400 400	家田畑浸水	土のう積				

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 仙北支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤 防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	特に警戒を要する延長		関連計画等	摘 要
					市町村	大字	字		A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)			延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法	
41	雄物川	川口川	大仙市	大田支団 第3分団	大仙市	太田	三本願	越水(溢水)		1,000 1,000						土のう積	土のう積	
42	雄物川	矢島川	美郷町	美郷町 第2分団	美郷町	本堂城回	吉清水	越水(溢水)		600 600					600 600	田畑浸水	土のう積	
43	雄物川	矢島川	美郷町	美郷町 第1分団	美郷町	浪花	一丈木	越水(溢水)		600 600					300 300	田畑浸水	土のう積	
44	雄物川	赤倉川	美郷町	美郷町 第2分団	美郷町	千屋	小森	越水(溢水)		500					300	家田畑浸水	土のう積	
45	雄物川	小友川	大仙市	大曲支団 第5分団	大仙市	内小友	館前	越水(溢水)		1,000 1,000					500	家田畑浸水	土のう積	
46	雄物川	出川	美郷町	美郷町 第9分団	美郷町	仙南	野荒町	越水(溢水)		100 145					0 0	田畑浸水	土のう積	
47	雄物川	土熊沢川	仙北市	仙北市 第6分団	仙北市	下松木内	畑中	越水(溢水)		1,500 1,500					0 0	家田畑浸水	土のう積	
48	雄物川	上総川	大仙市	大曲支団 第1、7分団	大仙市	下深井	南谷地	越水(溢水)		600					0	道家田畑浸水	土のう積	
49	雄物川	斎内川	大仙市	美郷町 第7分団	美郷町	豊川	八丁堀	水衝洗堀		600					0			
50	雄物川	斎内川	大仙市	中仙支団 第4分団	大仙市	栗沢	柏木野	水衝洗堀		400					200	家田畑浸水	土のう積	
51	雄物川	田沢湖	仙北市	中仙支団 第4、5分団	大仙市			水衝洗堀		300					300	家田畑浸水	シート張り	
52	雄物川	田沢湖	仙北市		仙北市	田沢湖潟	蛭居堂	越水(溢水)		50					50	田畑浸水	土のう積	
53	雄物川	田沢湖	仙北市		仙北市	田沢湖潟	一ノ渡	越水(溢水)		150						田畑浸水	土のう積	
54	雄物川	田沢湖	仙北市		仙北市	西木町西明 寺	潟尻	越水(溢水)		350					350	歩道浸水	土のう積	
55	雄物川	田沢湖	仙北市		仙北市	西木町桧木 内	相内潟	越水(溢水)		100					100	家浸水	土のう積	
56	雄物川	田沢湖	仙北市		仙北市	西木町桧木 内	相内潟	越水(溢水)		400					400	歩道浸水	土のう積	
57	雄物川	田沢湖	仙北市		仙北市	田沢湖田沢		越水(溢水)		450					450	田畑浸水	土のう積	
58	雄物川	田沢湖	仙北市		仙北市	田沢湖田沢	潟前	越水(溢水)		150					150	田畑浸水	土のう積	
59	雄物川	田沢湖	仙北市		仙北市	田沢湖田沢	潟前	越水(溢水)		300					300	田畑浸水	土のう積	

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覧表

水防支部名 仙北支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				摘 要
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法	関連計画等	
					市町村	大字			字	A (m)	B (m)	A (箇所)							
60	雄物川	淀川	大仙市	協和支団 第7分団	大仙市	協和	小種	越水(溢水)		3,100 2,720					3,100 2,700	家田畑浸水	土のう積	河川災害復旧等開 運緊急事業	暫定
61	雄物川	淀川	大仙市	協和支団 第7分団	大仙市	協和	下淀川	越水(溢水)		557 1,167					557 1,167	家田畑浸水	土のう積	河川災害関連事業	暫定
62	雄物川	土貫川	大仙市	西仙北支団 第2分団	大仙市	土川	半導寺	越水(溢水)		1,454 2,498					1,454 2,498	家田畑浸水	土のう積	河川災害関連事業	暫定
63	雄物川	楢岡川	大仙市	南外支団 第4、5分団	大仙市	南 外	揚土	越水(溢水)		2,632 1,980					2,632 1,980	家田畑浸水	土のう積	河川災害復旧助成 事業	暫定
64	雄物川	福都内川	大仙市	大曲支団 第2分団	大仙市	大曲	戸蒔						550 550		550 550	家田畑浸水		県単河川 改良事業	
計	64 箇所									0 0	56,832 50,249	0 0	0 0	550 550	0 23,754				

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覧表

水防支部名 平鹿支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘 要	
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別		堤防		工作物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は陸間 (箇所)	予想される 危険概要	延長 (m)			対策水防工法
					市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
1	雄物川	楢岡川	横手市	横手市消防団大森支団 第3分団	横手市	大森町 八沢木	上八沢木	左 岸	水衝 堤体漏水		1,700		1,700		1,150 1,250	河岸決壊 耕地冠水	土のう積			
2	雄物川	楢岡川	横手市	横手市消防団大森支団 第3分団	横手市	大森町 八沢木	太平宮脇	左 岸	水衝 堤体漏水		3,300		3,300		2,300 2,300	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積			
3	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団 第4分団	横手市	山内三又	柏子瀬 松沢	左 岸	洗 掘	2,300 2,300					1,000 1,000	河岸決壊 家屋浸水	木流し 土のう積			
4	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団 第4分団	横手市	山内南郷	山内南郷	左 岸	堤体漏水		900 900				900 900	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積			
5	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団 第4分団	横手市	山内南郷	山内南郷	左 岸	越水 洗掘		1,700 900				1,500 900	家屋浸水 耕地冠水	木流し 土のう積			
6	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団 第4分団	横手市	山内南郷	沢田	左 岸	堤体漏水		500 500				500 500	耕地冠水	土のう積			
7	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団 第4分団	横手市	山内南郷	高林	左 岸	堤体漏水		400 400				400 400	耕地冠水	土のう積			
8	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団 第2分団	横手市	山内平野沢	相野々	左 岸	洗掘		800 800				800 800	河岸決壊	土のう積			
9	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団 第1分団	横手市	山内土洫	岩瀬	左 岸	水衝 堤体漏水		1,500 1,000				1,500 1,000	河岸決壊 耕地冠水	土のう積			
10	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団山内支団 第1分団	横手市	山内土洫	板井沢	左 岸	水衝 越水		1,000 1,000				1,000 1,000	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積			
11	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団 第7分団	横手市	黒川	落合	左 岸	堤体漏水	600 600					600 600	耕地冠水	土のう積			
12	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団 第2分団	横手市	大沢	羽根山 回立	左 岸	水衝 越水		1,200 1,200				1,200 1,200	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積			
13	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団 第1～3分団	横手市	睦成	本郷	左 岸	越水 洗掘		6,000 6,000				2,600 2,800	家屋浸水 耕地冠水	木流し 土のう積			
14	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団 第6分団	横手市	安本		左 岸	堤体漏水		3,300 3,300				500 500	河岸決壊	木流し			
15	雄物川	横手川	横手市	横手市消防団横手支団 第7分団	横手市	黒川	寺村	左 岸	水衝 洗掘		2,600 2,600				500 1,500	堤防決壊 耕地冠水	木流し シート張り			
16	雄物川	厨川	横手市	横手市消防団横手支団 第8分団	横手市	金沢中野		左 岸	洗掘		2,000 2,000				2,000 2,000	河床洗掘	土のう積			
17	雄物川	大戸川	横手市	横手市消防団横手支団 第4,6,7分団	横手市	塚堀、下境 黒川		左 岸	堤体漏水 越水		5,500 5,500				1,000 1,000	家屋浸水 耕地冠水	土のう積			
18	雄物川	頭無川	横手市	横手市消防団横手支団 第5分団	横手市	婦気		左 岸	堤体漏水		500 500				500 500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積			
19	雄物川	頭無川	横手市	横手市消防団横手支団 第4分団	横手市	前郷、赤坂		左 岸	堤体漏水		2,000 2,000				1,000 1,000	家屋浸水 耕地冠水	土のう積			
20	雄物川	皿川	横手市	横手市消防団横手支団 第4分団	横手市	猪岡		左 岸	堤体漏水		500 500				300 300	耕地冠水	土のう積			

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 平鹿支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				摘 要
					位 置			左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法	
					市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)						
21	雄物川	杉沢川	横手市	横手市消防団横手支団 第3分団	横手市	杉沢		堤体漏水		3,900 3,900			1,000 1,000	耕地冠水	土のう積				
22	雄物川	黒沢川	横手市	横手市消防団山内支団 第3分団	横手市	山内小松川	岩瀬	堤体漏水		1,400 1,400			1,400 1,400	家屋浸水 耕地冠水	土のう積				
23	雄物川	黒沢川	横手市	横手市消防団山内支団 第3分団	横手市	山内小松川	落合	溢水		400			400	耕地冠水	土のう積				
24	雄物川	黒沢川	横手市	横手市消防団山内支団 第2分団	横手市	山内平野沢	相野々	水衝		1,700 1,900			500 900	河岸決壊	木流し				
25	雄物川	松川	横手市	横手市消防団山内支団 第3分団	横手市	山内大松川	赤倉	洗 掘		1,400 1,400			800	河岸決壊	木流し				
26	雄物川	松川	横手市	横手市消防団山内支団 第3分団	横手市	山内大松川	落合	越水		2,100 2,100			150 100	家屋浸水 耕地冠水	木流し				
27	雄物川	武道川	横手市	横手市消防団山内支団 第2分団	横手市	山内平野沢	武道	堤体漏水		1,000 1,000			1,000 1,000	河岸決壊	木流し 土のう積				
28	雄物川	武道川	横手市	横手市消防団山内支団 第2分団	横手市	山内平野沢	吉谷地	堤体漏水		500 500			500 500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積				
29	雄物川	武道川	横手市	横手市消防団山内支団 第2分団	横手市	山内平野沢	松沢	水衝 堤体漏水		500 500			500 500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積				
30	雄物川	大納川	横手市	横手市消防団大森支団 第2分団	横手市	大森町猿田	鉢山	堤体漏水		500 500			500 500	耕地冠水	土のう積				
31	雄物川	大納川	横手市	横手市消防団大森支団 第2分団	横手市	大森町猿田	中村	堤体漏水		350 350			350 350	耕地冠水	土のう積				
32	雄物川	大納川	横手市	横手市消防団大森支団 第1・2分団	横手市	大森町 菅生田		堤体漏水		2,500			1,000	耕地冠水	土のう積				
33	雄物川	上溝川	横手市	横手市消防団大森支団 第2・3分団	横手市	大森町上溝	末野	堤体漏水		1,800 1,800			1,000 1,100	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積				
34	雄物川	上溝川	横手市	横手市消防団大森支団 第1・2分団	横手市	大森町	本郷	堤体漏水 越水		3,600 3,600			1,500 1,500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積				
35	雄物川	七滝川	横手市	横手市消防団大森支団 第2分団	横手市	大森町上溝	武道	水衝 堤体漏水		500			300	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積				
36	雄物川	七滝川	横手市	横手市消防団雄物川支団 第1分団	横手市	雄物川町 二井山	水沢	堤体漏水		700 700			700 700	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積				
37	雄物川	七滝川	横手市	横手市消防団大森支団 第2分団	横手市	大森町上溝	穂桑寺	堤体漏水		900 900			300 300	耕地冠水	土のう積				
38	雄物川	七滝川	横手市	横手市消防団大森支団 第2分団	横手市	大森町上溝	横沢	堤体漏水		800 800			800 800	河岸決壊 耕地冠水	土のう積				
39	雄物川	上法寺川	横手市	横手市消防団雄物川支団 第5分団	横手市	雄物川大沢	上法寺	水衝 堤体漏水		3,200 3,200			2,500 2,500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積				
40	雄物川	地竹川	横手市	横手市消防団雄物川支団 第5分団	横手市	雄物川大沢	坂ノ下	堤体漏水		1,800 1,800			1,800 1,800	耕地冠水	木流し 土のう積				

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覧表

水防支部名 平鹿支部

番 号	水系名	河 川 海 岸 名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				開 運 計 画 等	摘 要
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は陸間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法			
41	雄物川	地竹川	横手市	横手市消防団雄物川支団 第5分団	市町村	大字	字	岸 左 右	溢水		900 900				900 900	耕地冠水	土のう積			
42	雄物川	成瀬川	横手市	横手市消防団増田支団 第3分団	市町村	増田町増田	真人	岸 左 右	堤体漏水		700 700				700 700	家屋浸水 耕地冠水	木流し 土のう積			
43	雄物川	狙半内川	横手市	横手市消防団増田支団 第4分団	市町村	増田町狙半内	中村	岸 左 右	堤体漏水 溢水	4,600 4,600					1,300 1,300	家屋浸水 耕地冠水	木流し 土のう積			
44	雄物川	狙半内川	横手市	横手市消防団増田支団 第4分団	市町村	増田町狙半内	小栗山	岸 左 右	堤体漏水 越水		500 500				500 500	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積			
45	雄物川	皆瀬川	横手市	横手市消防団増田支団 第1分団	市町村	増田町戸波	戸波	岸 左 右	溢水		1,000 1,000				1,000 1,000	耕地冠水	土のう積			
46	雄物川	皆瀬川	横手市	横手市消防団増田支団 第1分団	市町村	増田町戸波	戸波	岸 左	越水		200				200	家屋浸水	土のう積			
47	子吉川	坂部川	横手市	横手市消防団大森支団 第3分団	市町村	大森町坂部	金井神	岸 左 右	水衝 堤体漏水		1,000 1,000				1,000 1,000	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積			
48	子吉川	坂部川	横手市	横手市消防団大森支団 第3分団	市町村	大森町坂部	開	岸 左 右	水衝 堤体漏水		800 800				800 800	河岸決壊 耕地冠水	木流し 土のう積			
	雄物川	46 箇所	2 箇所	48 箇所						7,500	65,250	0	0	0	40,750					
	子吉川											7,500	66,550	0	0	0	42,900			
												0	1,800	0	0	0	1,800			
										0	1,800	0	0	0	1,800					
計										7,500	67,050	0	0	0	42,550					
										7,500	68,350	0	0	0	44,700					

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覽表

水防支部名 雄勝支部

番 号	水系名	河 川 海岸名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	特に警戒を要する延長		関連計画等	摘 要
					市町村	大字	字		A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)			延長 (m)	予想される 危険概要		
1	雄物川	雄物川	湯沢市	院内横堀分団	湯沢市	下院内	馬場	両 岸	1,930	1,930					430	家屋浸水 田畑冠水		
2	雄物川	新町川	羽後町	第5分団	羽後町	林崎		左 岸 右 岸		1,100						家屋浸水 田畑冠水		
3	雄物川	西馬首内川	羽後町	第6分団	羽後町	赤沢口		左 岸 右 岸		1,200 1,750					400 700	河岸欠壊 田畑冠水		
4	雄物川	羽後大戸川	湯沢市	山田分団	湯沢市	石塚		両 岸		2,000 2,000						家屋浸水 田畑冠水		
5	雄物川	羽後大戸川	羽後町	第1分団	羽後町	杉宮		両 岸		600 600						家屋浸水 田畑冠水		
6	雄物川	田沢川	羽後町	第2分団	羽後町	田沢		左 岸 右 岸		1,700 800						河岸欠壊 家屋浸水		
7	雄物川	切畑川	湯沢市	山田分団	湯沢市	松岡	切畑	両 岸		1,200 1,200					300 300	家屋浸水 田畑冠水		
8	雄物川	皆瀬川	湯沢市	稲庭分団	湯沢市	稲庭町	稲庭	右 岸		750						田畑冠水		
9	雄物川	皆瀬川	湯沢市	稲庭分団	湯沢市	稲庭町	岩城	左 岸		500					100	堤防欠壊 田畑流出		
10	雄物川	皆瀬川	湯沢市	川連分団	湯沢市	川連町	大館	右 岸		600						家屋浸水		
11	雄物川	皆瀬川	湯沢市	駒形分団	湯沢市	駒形町		左 岸		150						河川埋塞		
12	雄物川	成瀬川	東成瀬村	第2分団	東成瀬村	岩井川	真戸	両 岸		600 600						河岸欠壊 田畑冠水		
13	雄物川	成瀬川	東成瀬村	第3分団	東成瀬村	椿川	谷地	左 岸		4,500					500	河川埋塞		
14	雄物川	大沢川	東成瀬村	第1分団	東成瀬村	田子内	下田	左 岸 右 岸		350 300						家屋浸水 田畑冠水		
15	雄物川	駒形黒沢川	湯沢市	駒形分団	湯沢市	駒形町	東福寺	両 岸	3,000 3,000						1,000 1,000	家屋浸水 田畑冠水		
16	雄物川	白子川	湯沢市	湯沢分団	湯沢市		大島	両 岸	820 820						820 820	家屋浸水 田畑冠水		
17	雄物川	姉倉沢川	湯沢市	湯沢北分団	湯沢市		大森	両 岸	500 500						500 500	家屋浸水 田畑冠水		
18	雄物川	戸沢川	湯沢市	三関分団	湯沢市	関口	本内	両 岸								家屋浸水 田畑冠水		
19	雄物川	戸沢川	湯沢市	三関分団	湯沢市	関口	戸沢	右 岸		800						家屋浸水 田畑冠水		
20	雄物川	立川	湯沢市	三関分団	湯沢市	下関	下関	両 岸		1,400 1,400						家屋浸水 田畑冠水		

2－3 令和6年度 秋田県重要水防区域一覧表

水防支部名 雄勝支部

番 号	水系名	河 川 海 岸 名	担当 水防管理 団体名	水防分団名 (消防)	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長				関連計画等	摘 要
					位 置		左右岸 の区分	評定基準 種別	堤 防		工 作 物		新堤・破堤跡 ・旧河川 (延長m)	工事施工中 又は隣間 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防工法			
市町村	大字	字			A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)												
21	雄物川	高松川	湯沢市	須川分団	湯沢市	相川	須川	越水(溢水)			400	400			400	家屋浸水 田畑冠水	積土のう 木流し			
22	雄物川	宇留院内川	湯沢市	須川分団	湯沢市	宇留院内	龍長	越水(溢水)			1,200	1,200				家屋浸水 田畑冠水	積土のう 木流し			
23	雄物川	役内川	湯沢市	秋ノ宮分団	湯沢市	秋ノ宮	磯	越水(溢水)			2,000	2,000				家屋浸水 田畑冠水	積土のう 木流し			
24	子吉川	石沢川	羽後町	第7分団	羽後町	上到米	古米沢	越水(溢水)			14,000	14,000				家屋浸水 田畑冠水	積土のう 木流し			
	雄物川	23 箇所							6,250	19,650	0	0	0	0	4,020					
									6,250	14,550	0	0	0	0	4,650					
	子吉川	1 箇所							0	14,000	0	0	0	0	0					
									0	14,000	0	0	0	0	0					
									6,250	33,650	0	0	0	0	4,020					
計			24 箇所						6,250	28,550	0	0	0	0	4,650					

第 3 章 水 位 観 測 所

3 - 1 県所管水位観測所（従来型水位観測局）

市 町 村 名	河 川 名	水 防 団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	観 測 所 名	設 置 場 所	観 測 者 名	電 話 番 号
鹿 角 市	米 代 川	1.50	2.00	花 輪	尾去沢字下毛平	鹿角地域振興局建設部	0186 (23)2316
〃	〃	1.50	2.20	末 広	十和田末広	〃	〃
〃	熊 沢 川	0.75	1.35	谷 内	八幡平字 夏井上田表	〃	〃
〃	小 坂 川	1.00	2.00	毛 馬 内 1	十和田瀬田石	〃	〃
〃	大 湯 川	1.50	1.80	毛 馬 内 2	十和田毛馬内	〃	〃
〃	間 瀬 川	1.50	2.00	間 瀬 川	花輪字高市向	〃	〃
〃	福 士 川	0.50	0.65	福 士 川	花輪字下沢田	〃	〃
小 坂 町	古 遠 部 川	1.50	2.00	古 遠 部 川	小坂字新田	〃	〃
〃	小 坂 川	-	-	矢 柄 平	小坂字矢柄平	〃	〃
大 館 市	長 木 川	1.20	2.00	有 浦	有 浦 六 丁 目	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3111
〃	〃	1.20	2.00	餅 田	餅田石刈袋	〃	〃
〃	下 内 川	1.30	1.60	松 峰	松峰村下	〃	〃
〃	〃	0.80	1.00	白 沢	白沢伊勢堂下	〃	〃
〃	引 欠 川	1.50	2.00	小 袴	小袴家の下	〃	〃
〃	犀 川	1.35	2.00	二 井 田	二井田上出向	〃	〃
北 秋 田 市	綴 子 川	1.35	1.85	田 中	綴子柳中	〃	〃
〃	小 猿 部 川	2.00	2.50	脇 神	脇神広砂坂	〃	〃
〃	糠 沢 川	1.50	2.00	大 畑	大畑家下	〃	〃
大 館 市	米 代 川	2.70	3.50	扇 田	扇田本道端	〃	〃
北 秋 田 市	阿 仁 川	2.10	3.00	阿 仁 前 田	阿仁前田下川端	〃	〃
〃	〃	2.50	3.00	米 内 沢	米内沢出向井中島	〃	〃
〃	〃	2.50	3.00	新 田 目	新田目川向	〃	〃
〃	〃	3.00	4.30	木 戸 石	木戸石上務田	〃	〃
〃	小阿仁川	1.80	2.20	三 木 田	三木田	〃	〃
上小阿仁村	小 阿 仁 川	1.60	2.30	杉 花	堂川杉花	〃	〃

市町村名	河川名	水防団 水位	氾濫 水位	観測所名	設置場所	観測者名	電話番号
能代市	檜山川	1.50	1.80	桧山	桧山	山本地域振興局建設部	0185 (52) 6109
〃	悪土川	2.00	2.40	悪土川	下悪土	〃	〃
〃	〃	-	-	松長布	松長布	〃	〃
〃	常盤川	1.30	1.80	常盤	常盤	〃	〃
〃	竹生川	1.60	2.10	竹生	能代市竹生	〃	〃
〃	藤琴川	3.00	3.50	高岩橋	荷上場字町館	〃	〃
〃	比井野川	1.28	1.36	比井野川	字下野川端	〃	〃
〃	阿仁川	2.50	3.00	下田平	麻生字下田平	〃	〃
三種町	三種川	2.50	3.00	森岳	森岳字小中野	〃	〃
〃	〃	2.00	2.30	下岩川	下岩川	〃	〃
藤里町	藤琴川	1.80	2.30	藤琴	藤琴字相の図	〃	〃
八峰町	埴川	1.30	3.80	埴川	高野野字真山	〃	〃
秋田市	太平川	1.60	2.60	太平本町	太平本町	秋田地域振興局建設部	018 (860) 3482
〃	〃	2.00	3.00	牛島	牛島	〃	〃
〃	馬踏川	0.80	1.00	金足堀内	金足堀内	〃	〃
〃	草生津川	1.80	2.80	寺内	寺内	〃	〃
〃	新城川	1.30	1.50	笠岡	下新城笠岡	〃	〃
〃	〃	1.30	1.60	五十丁	上新城五十丁	〃	〃
〃	猿田川	1.40	2.30	仁井田	仁井田	〃	〃
〃	下浜鮎川	1.90	3.00	下浜羽川	下浜羽川	〃	〃
〃	旭川	2.20	2.73	中島	保戸野中町	〃	〃
五城目町	内川川	1.10	1.90	黒土	黒土	〃	〃
〃	馬場目川	2.00	2.60	久保	久保	〃	〃
潟上市	豊川	1.40	1.60	槻木	昭和豊川槻木	〃	〃
井川町	井川	0.80	1.30	施田	施田	〃	〃
秋田市	岩見川	1.20	2.30	坂本	河辺坂本	〃	〃
〃	梵字川	1.20	1.90	和田	河辺和田	〃	〃
〃	新波川	1.30	1.80	新波	雄和新波	〃	〃

市 町 村 名	河 川 名	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	観 測 所 名	設 置 場 所	観 測 者 名	電 話 番 号
秋田市	地蔵川水門	-	-	地蔵川（内）	四ツ小屋	秋田地域振興局建設部	018 (860) 3482
由利本荘市	赤 田 川	1.00	1.50	御 橋	赤田字代官免	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5439
〃	芋 川	3.20	4.30	館 前	内越字家ノ前	〃	〃
〃	衣 川	0.80	1.80	荒 町	松ヶ崎館下川原	〃	〃
にかほ市	白 雪 川	1.50	2.50	中 野	中三地字堰端	〃	〃
〃	大 沢 川	1.50	2.00	院 内	院内字沢田	〃	〃
由利本荘市	子 吉 川	2.00	3.10	立 石	矢島町城内字築館	〃	〃
〃	芋 川	2.00	2.50	見 岫	小栗山字見岫	〃	〃
〃	〃	2.90	3.50	松 本	松本字前野	〃	〃
〃	石 沢 川	1.00	1.60	老 方	東由利老方字下川原	〃	〃
〃	子 吉 川	1.50	2.00	伏 見	鳥海町伏見字久保	〃	〃
〃	笹 子 川	1.50	2.00	檜 ノ 木 平	鳥海町小川字倉隅	〃	〃
〃	鮎 川	1.00	1.60	町 村	町村字小鮎川	〃	〃
大 仙 市	淀 川	1.40	1.90	船 岡	協和船岡	仙北地域振興局建設部	0187 (63) 3111
〃	荒 川	1.60	2.00	荒 川	協和荒川	〃	〃
〃	大 沢 川	-	-	大 沢 郷 宿	大沢郷宿	〃	〃
〃	土 買 川	1.00	1.50	土 川	土川	〃	〃
〃	心 像 川	1.50	2.10	殿 屋 敷	土川	〃	〃
〃	檜 岡 川	2.20	3.50	南 檜 岡	南外南檜岡	〃	〃
仙北市	玉 川	3.70	4.10	岩 瀬	角館町	〃	〃
大 仙 市	〃	3.40	4.00	下 鶯 野	下鶯野	〃	〃
〃	齊内川	1.40	1.70	新 町	長野	〃	〃
仙 北 市	入見内川	1.20	1.30	田 中	角館町雲然	〃	〃
〃	桧木内川	1.40	1.70	宮 田	西木町上桧木内	〃	〃
〃	〃	1.60	2.62	吉 田	西木町桧木内	〃	〃
〃	〃	2.00	2.70	門 屋	西木町小山田	〃	〃
〃	〃	2.10	3.20	赤 平 橋	田沢湖角館東前郷	〃	〃
〃	〃	2.60	3.90	古 城 橋	角館町	〃	〃
大仙市	丸 子 川	2.00	2.30	仙 北 上 郷	払田	〃	〃

市 町 村 名	河 川 名	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	観 測 所 名	設 置 場 所	観 測 者 名	電 話 番 号
大 仙 市	丸 子 川	3.00	3.20	田 茂 木	高梨	仙北地域振 興局建設部	0187 (63)3111
〃	〃	4.00	5.80	昭 代 橋	大曲丸子町	〃	〃
〃	福部内川	1.20	1.60	福 見		〃	〃
〃	〃	-	-	福 部 内 遊 水 池		〃	〃
〃	〃	-	-	福 部 内 水 門 外 水 位		〃	〃
〃	〃	-	-	福 部 内 水 門 内 水 位		〃	〃
〃	窪堰川	1.40	2.10	高 関 上 郷	高関上上郷	〃	〃
〃	川口川	2.60	4.00	板 見 内	板見内	〃	〃
美郷町	矢島川	0.90	1.60	本 堂 城 回	本堂城回	〃	〃
〃	出川	1.90	2.70	金 沢 西 根	金沢西根	〃	〃
横 手 市	横 手 川	1.20	2.00	上 の 橋	羽 黒 町	平 鹿 地 域 振 興 局 建 設 部	0182 (32)6205
〃	〃	1.80	2.50	寺 村	黒川字寺村	〃	〃
〃	〃	1.80	2.50	朝 倉	朝 倉	〃	〃
〃	横手大戸川	2.10	3.40	横 手 大 戸	黒川字余目	〃	〃
〃	成 瀬 川	1.50	2.50	安 養 寺	安 養 寺	〃	〃
〃	上 溝 川	2.00	3.10	町 田	町 田	〃	〃
〃	黒 沢 川	2.00	2.50	相 野 々	相 野 々	〃	〃
〃	横 手 川	2.00	2.50	岩 瀬	土渕字下虫内	〃	〃
〃	松 川	1.25	2.45	大 松 川	大松川	〃	〃
湯 沢 市	戸 沢 川	1.10	1.40	関 口	下関字下本内	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73)6164
〃	白 子 川	1.00	1.40	森	森	〃	〃
〃	雄 物 川	1.20	1.70	下 院 内	下院内上野田	〃	〃
〃	役 内 川	1.00	1.50	横 堀	横 堀	〃	〃
〃	高 松 川	2.00	2.42	三 ツ 村	桑ヶ崎字上川原	〃	〃

市 町 村 名	河 川 名	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	観 測 所 名	設 置 場 所	観 測 者 名	電 話 番 号
湯 沢 市	皆 瀬 川	2.00	2.30	川 連	川連町	雄勝地域振 興局建設部	0183 (73)6164
羽 後 町	西馬音内川	1.35	1.90	元 西	元 西	〃	〃
〃	羽後大戸川	1.70	2.40	大 戸 川 橋	杉宮字西杉宮	〃	〃
東 成 瀬 村	成 瀬 川	1.50	2.50	田 子 内 橋	田子内若宮下	〃	〃

水 位 観 測 所 110 カ 所

(危機管理型水位計)

河 川 名	観 測 所 名	市 町 村 名	設 置 場 所	観 測 者 名	電 話 番 号
米 代 川	ダンブリ橋	鹿 角 市	八幡平字湯瀬 大岩井	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
米 代 川	新八幡平橋	鹿 角 市	八幡平字小豆沢碓	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
米 代 川	松 谷 橋	鹿 角 市	八幡平字永田	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
米 代 川	用 野 目 橋	鹿 角 市	花輪字用野目川向	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
米 代 川	高 屋 橋	鹿 角 市	花輪字後谷地	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
米 代 川	錦 木 橋	鹿 角 市	十和田末広字 神田川原	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
大 湯 川	大 湯 新 橋	鹿 角 市	十和田大湯字 湯の岱二丁目	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
汁 毛 川	坂 の 下 橋	鹿 角 市	十和田山根字森崎	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
根 市 川	寺 坂 橋	鹿 角 市	花輪字大用	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
福 士 川	産土神2号橋	鹿 角 市	花輪字百合沢	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
福 士 川	六 月 田 橋	鹿 角 市	花輪字六月田	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
間 瀬 川	上 台 橋	鹿 角 市	花輪字横長根	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
黒 沢 川	黒 沢 川 橋	鹿 角 市	花輪字月竹沢	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
夜 明 島 川	長 内 橋	鹿 角 市	八幡平字長内	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
熊 沢 川	熊 沢 橋	鹿 角 市	八幡平字熊沢	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
夏 井 川	夏 井 川 橋	鹿 角 市	八幡平字夏井	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316
樫 内 川	樫 内 川 橋	鹿 角 市	八幡平字樫内	鹿角地域振 興局建設部	0186 (23) 2316

小坂町	小坂川	中島橋	小坂鉦山字尾樽部	鹿角地域振興局建設部	0186 (23) 2316
小坂町	荒川	荒川橋	荒谷字荒川	鹿角地域振興局建設部	0186 (23) 2316
小坂町	砂子沢川	真木ノ平橋	小坂字村下	鹿角地域振興局建設部	0186 (23) 2316
小坂町	古遠部川	若木立橋	小坂字若木立	鹿角地域振興局建設部	0186 (23) 2316
大館市	米代川	曲田橋	道目木字下谷地	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
北秋田市	阿仁川	向山橋	阿仁銀山字上新町	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
北秋田市	阿仁川	喜鵲橋	阿仁水無字湯口内	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
北秋田市	羽根山沢川	沢口2号橋	羽根山字家ノ下	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
上小阿仁村	小阿仁川	菊桜岱橋	大林字上村下夕	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
北秋田市	小阿仁川	やしろ大橋	鎌沢字上新田	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
上小阿仁村	仏社川	脇ノ田橋	仏社字田ノ沢	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
上小阿仁村	五反沢川	中五反沢橋	五反沢字伊勢堂岱	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
北秋田市	小又川	平里橋	小又字新田	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
北秋田市	小様川	新小様橋	阿仁小様字小様	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
北秋田市	今泉川	泉流橋	今泉字今泉	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
北秋田市	蟹沢川	蟹沢(BOX)	坊沢字屋敷岱	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116
北秋田市	前山川	前山橋	前山字小館	北秋田地域振興局建設部	0186 (62) 3116

北 秋 田 市	綴 子 川	田 子 ヱ 沢 橋	綴子字家下	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
北 秋 田 市	小 猿 部 川	明 利 又 橋	七日市字赤利又	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
北 秋 田 市	小 猿 部 川	小 猿 部 橋	七日市字上川原	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
北 秋 田 市	旧小猿部川	川口（河川護岸）	脇神字川口下悪戸	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
大 館 市	小 森 川	小坪沢2号橋	比内町小坪沢字金助沢	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
北 秋 田 市	小 森 川	四 渡 橋	小森字四渡	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
北 秋 田 市	品 類 川	品 類 橋	七日市字品類中島	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
北 秋 田 市	谷 地 川	掛 泥 1 号 橋	綴子字掛泥	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
北 秋 田 市	摩 当 川	向 町 橋	栄字摩当	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
北 秋 田 市	糠 沢 川	二 本 杉 橋	綴子字塚ノ岱	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
大 館 市	早 口 川	早口川（河川護岸）	早口字出口	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
大 館 市	岩 瀬 川	越 山 橋	岩瀬字越山向井岱	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
大 館 市	引 欠 川	本 宮 橋	本宮字本田	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
大 館 市	板 戸 川	板戸第3号橋	比内町八木橋字板戸	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
大 館 市	山 田 川	前 田 橋	山田字寺下	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
大 館 市	長 木 川	宮 袋 新 橋	東字寺の沢口	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116
大 館 市	下 内 川	松 原 橋	白沢字松原	北秋田地域振興局建設部	0186 (62)3116

大 館 市	下 内 川	松 木 橋	松木字家下	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116
大 館 市	乱 川	髪 垂 橋	釈迦内字桜下	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116
大 館 市	乱 川	商人留 2 号橋	商人留字商人留	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116
大 館 市	大 森 川	粕 田 橋	花岡町字大森下	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116
大 館 市	花 岡 川	信 正 寺 橋	花岡町字前田	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116
大 館 市	大 茂 内 川	大 茂 内 新 橋	大茂内字館下	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116
大 館 市	大 茂 内 川	大 茂 内 橋	大茂内字諏訪下	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116
大 館 市	犀 川	犀 川 東 橋	比内町独鈷字独鈷	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116
大 館 市	犀 川	犀 川 橋	比内町扇田字白砂	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116
大 館 市	炭 谷 川	沢村（河川護 岸）	比内町独鈷字沢村	北秋田地域振 興局建設部	0186 (62) 3116

能代市	常盤川	大岱	常盤字大岱 (市道大岱橋)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
能代市	種梅川	種	ニツ井町種字上樋ノ口 (県道樋ノ口橋)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
能代市	内川	小掛	ニツ井町小掛字上ミ山 (市道鬼っこ橋)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
能代市	〃	田代	ニツ井町田代字水沢 (県道八兵衛1号橋)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
三種町	三種川	川尻	川尻字熊屋敷 (国道川尻橋上流右岸)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
三種町	鯉川	鯉川	鯉川字鯉川 (国道鯉川橋下流左岸)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
三種町	種沢川	川代	鯉川字川代 (町道川代新橋)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
三種町	鹿渡川	鹿渡	鹿渡字八幡越 (町道八幡越橋)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
三種町	糸流川	浜村	鹿渡字深馬内川端 (町道浜村橋上流右岸)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
三種町	鵜川川	鵜川	鵜川字下笠岡 (町道鵜川6号線1号橋上流左岸)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
三種町	金光寺川	豊岡金田	豊岡金田字カヘラ川 (県道佐渡川橋上流右岸)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
三種町	小又川	砂子沢	上岩川字下砂子沢 (県道砂子沢新橋)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
八峰町	塙川	横内	峰浜塙字横内家下 (町道横内橋上流左岸)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109
八峰町	真瀬川	山内	八森字立石 (県道真瀬橋上流左岸)	山本地域振興局建設部	0185 (52)6109

秋 田 市	旭 川	湯 沢 橋	添川字蓬田	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	太 平 川	広 面 1 号 橋	広面字谷内佐渡	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	太 平 川	新 皿 見 内 橋	太平山谷字上皿見内	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	猿 田 川	館 ノ 下 橋	上北手猿田字館ノ下	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	八 田 川	八 田 橋	太平八田字才ノ崎	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	草 生 津 川	草生津川小橋	外旭川字前谷地	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	新 城 川	槻 ノ 木 橋	下新城岩城字槻ノ木	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	道 川	深 川 橋	上新城道川字深川	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	岩 見 川	芝 野 橋	四ツ小屋字館野	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	岩 見 川	東 橋	河辺岩見字東	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	岩 見 川	新 川 橋	河辺岩見字新川	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	梵 字 川	榊 表 橋	河辺和田字北条ヶ先	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	神 内 川	奥 出 橋	河辺神内字万事神	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	三 内 川	砂 子 渕 橋	河辺三内字岩谷袋	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	岩 見 小 又 川	鵜 養	河辺岩見字後後	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	安 養 寺 川	嘉 右 衛 門 橋	雄和椿川字関田	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	猿 田 川	開 中 道 二 号 橋	卸町	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	猿 田 川	御 茶 屋 橋	仁井田	秋 田 地 域 振 興 局 地 建 設 部	018 (860) 3482

秋 田 市	平 尾 鳥 川	田 向 橋	雄和平尾鳥字田向	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	新 波 川	山 田 1 号 橋	雄和碓田字梵天野	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	新 波 川	下 道 橋	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	繫 川	上 繫 1 号 橋	雄和繫字曾根	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	神 ヶ 村 川	舟 卸 橋	雄和神ヶ村字舟卸	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
五 城 目 町	馬 場 目 川	竜 馬 橋	大川大川下川原	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
五 城 目 町	馬 場 目 川	昭 辰 橋	上町	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
五 城 目 町	馬 場 目 川	中 屋 敷 橋	馬場目平ノ下	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
潟 上 市	馬 踏 川	馬 踏 川 橋	昭和乱橋下畑	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	馬 踏 川	舟 辺 橋	金足片田深田	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
秋 田 市	馬 踏 川	黒 川 橋	金足黒川黒川	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
潟 上 市	豊 川	小 泉	昭和豊川上虻川小泉	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
井 川 町	井 川	井 川 新 橋	北川尻下村	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
五 城 目 町	富 津 内 川	富 田 橋	富津内富田向川原	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
男 鹿 市	比 詰 川	田 中 橋	船川港比詰神田前	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
男 鹿 市	賀 茂 川	賀 茂 川 橋	北浦北浦北浦	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
男 鹿 市	鮪 川 川	五 里 合	五里合谷地中	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
井 川 町	赤 沢 川	八 幡 橋	八田大倉	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482
男 鹿 市	滝 川	杉 下 橋	男鹿中	秋 田 地 域 振 興 局 建 設 部	018 (860) 3482

市町村名	河川名	観測所名	設置場所	観測者名	電話番号
由利本荘市	芋川	日渡橋	平岫	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	芋川	徳沢橋	徳沢	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	芋川	桂川排水樋管	岩谷町	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	小関川	岩瀬橋	中帳	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	石沢川	石沢橋	館	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	石沢川	石田坂橋	東由利法内	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	法内川	細田橋	東由利法内	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	荒沢川	栩木田橋	矢島町七日町	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
にかほ市	白雪川	茜橋	芹田	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
にかほ市	白雪川	立居地橋	樋目野	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	衣川	熊野大橋	岩城亀田亀田町	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	蛇川	下蛇田橋	岩城下蛇田	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
にかほ市	奈曽川	奈曽白橋	本郷	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
にかほ市	清水川	重利田橋	本郷	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
にかほ市	赤石川	大竹大橋	大竹	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
にかほ市	大沢川	田角森2号橋	平沢	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	西目川	中島橋	西目町沼田	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438
由利本荘市	君が野川	高畑橋	岩城内道川	由利地域振興局建設部	0184 (22) 5438

大 仙 市	淀 川	新 田 橋	協和上淀川字千着 前田表	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	〃	日 暮 橋	協和上淀川字横渚	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	荒 川	木ノ目沢橋	協和荒川字横道	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	土 買 川	水 尺 橋	刈和野字水尺川向 大道西	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	心 像 川	新 寺 村 橋	土川字松原	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	栩 平 川	大 場 台 橋	大沢郷宿字大場台	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	檜 岡 川	北 田 橋	南外字北田黒瀬	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	〃	薬 師 堂	南外字薬師堂	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	西 の 又 川	大 和 野	南外字大和野	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	後 川	神 が 岡 橋	神宮寺字館ノ北	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	斉 内 川	斉 内 川 橋	豊川字美濃川	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	〃	川 原	太田町斉内字川原	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
大 仙 市	小 滝 川	谷 地 中 橋	豊川字大宮田	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
仙 北 市	入 見 内 川	熊 堂 橋	角館町西長野熊堂	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
仙 北 市	才 津 川	都 野 橋	田沢湖梅沢字東田	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127
仙 北 市	山 谷 川	安 久 戸 橋	角館町川原下袋	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63)8127

仙 北 市	先 達 川	先 達 新 橋	田沢湖田沢字供養仏	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63) 8127
美 郷 町	丸 子 川	湯 ノ 沢 橋	金沢東根字大石	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63) 8127
大 仙 市	福 部 内 川	東 川 橋 1	東田字東川	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63) 8127
大 仙 市	窪 堰 川	ふ る さ と 橋	太田町国見字窪堰	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63) 8127
大 仙 市	川 口 川	北 川 口	太田町川口字北川口	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63) 8127
大 仙 市	小 友 川	川 原 崎 上 橋	大曲西根字嶋下	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63) 8127
大 仙 市	横 手 川	大 久 保 橋	金沢西根字道東	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63) 8127
大 仙 市	出 川	第二大久保橋	藤木字乙新藤木	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63) 8127
大 仙 市	上 総 川	追 分 橋	藤木字追分	仙 北 地 域 振 興 局 建 設 部	0187 (63) 8127
横 手 市	横 手 川	本 郷 橋	本郷町	平 鹿 地 域 振 興 局 建 設 部	0182 (32) 6210
横 手 市	横手大戸川	お ち あ い 橋	黒川字下共和	平 鹿 地 域 振 興 局 建 設 部	0182 (32) 6210
横 手 市	頭 無 川	丸 柳 橋	赤川字樋掛	平 鹿 地 域 振 興 局 建 設 部	0182 (32) 6210
横 手 市	檜 岡 川	前 田 橋	大森町八沢木字本木	平 鹿 地 域 振 興 局 建 設 部	0182 (32) 6210
横 手 市	大 納 川	菅 生 田 橋	大森町字菅生田	平 鹿 地 域 振 興 局 建 設 部	0182 (32) 6210
横 手 市	上 溝 川	寄 木 1 号 橋	大森町八沢木字中房	平 鹿 地 域 振 興 局 建 設 部	0182 (32) 6210
横 手 市	七 滝 川	和 田 橋	雄物川町二井山字水沢	平 鹿 地 域 振 興 局 建 設 部	0182 (32) 6210
横 手 市	狙 半 内 川	小 栗 山 橋	増田町狙半内字小栗山	平 鹿 地 域 振 興 局 建 設 部	0182 (32) 6210

湯 沢 市	宇留院内川	宇 留 院 内	川前	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	役 内 川	湯 ノ 岱 橋	秋ノ宮	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
羽 後 町	石 沢 川	麓 橋	田代	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	雄 物 川	中 乃 橋	上院内	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
羽 後 町	新 町 川	七 窪 橋	堀内	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
羽 後 町	西馬音内川	西 馬 音 内 橋	西馬音内	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
羽 後 町	羽後大戸川	羽後大戸川橋	床舞	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	羽後大戸川	間 木 ノ 沢 橋	松岡字間木ノ沢	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
羽 後 町	田 沢 川	曲 師 橋	田沢	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	切 畑 川	切 畑 中 橋	松岡字切畑	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	皆 瀬 川	清 水 小 屋 橋	三梨町清水小屋	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	皆 瀬 川	岩 城 橋	稲庭町岩城	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	皆 瀬 川	新 菅 生 橋	皆瀬下菅生	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
東成瀬村	成 瀬 川	真 戸 橋	岩井川	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
東成瀬村	大 沢 川	大 沢 橋	田子内	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	駒形黒沢川	東福寺山根橋	駒形町	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168

湯 沢 市	白 子 川	湯 ノ 原 橋	裏門	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	姉 倉 沢 川	内 沢 橋	杉沢	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	戸 沢 川	戸 沢	関口	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	立 川	堀 ノ 内 橋	上関	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	高 松 川	明 戸 橋	高松	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	山 谷 川	湯沢墓地公園 園 路 橋	字山谷	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	松 沢 川	松 沢 川 3 号 橋 梁	愛宕町	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	寺 田 川	大 沢 田 200地 先 床 止 工	小野字大沢田	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168
湯 沢 市	赤 平 田 川	真 木 1 号 橋	秋ノ宮字真木	雄 勝 地 域 振 興 局 建 設 部	0183 (73) 6168

危機管理型水位計 188箇所

3 - 2 国土交通省所管水位観測所 (従来型水位観測局)

河川国道 事務所	観測所	市町村	河川名	場所	水位			
					水待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位
能代河川 国道	十二所	大館市	米代川	十二所橋 下流	2.50	3.00	6.10	6.40
	鷹巣	北秋田市	〃	鷹巣橋 上流	5.60	6.10	7.80	7.90
	二ツ井	能代市	米代川 藤琴川	比井野	3.00	4.50	6.30	6.80
	向能代	能代市	米代川	能代橋 下流	1.50	1.90	3.00	3.40
	堂ヶ岱	北秋田市	小猿部川	堂ヶ岱橋 下流	1.70	2.70	4.00	4.90
秋田河川 国道	椿川	秋田市	雄物川	黒瀬橋	5.60	6.60	無堤部 8.00 有堤部 9.70	無堤部 8.10 有堤部 9.80
	新屋	〃	〃	新屋水門	3.23	3.80	—	—
	矢島	由利本荘市	子吉川	長泥橋	2.90	4.10	—	—
	明法	〃	〃	滝沢橋	1.50	2.20	4.00	4.70
	二十六木橋	〃	〃	二十六木橋	3.30	4.00	5.60	6.00
	由利橋	〃	〃	由利橋	2.20	2.80	—	—
	鮎瀬	〃	石沢川	鮎瀬橋	2.50	3.40	4.20	4.50
湯沢河川 国道	岩館	湯沢市	雄物川	岩館橋	2.60	3.10	3.20	3.90
	柳田橋	〃	〃	柳田橋	1.40	2.00	3.50	4.20
	岩崎橋	〃	皆瀬川	十文字大橋 上流	1.00	1.70	2.40	2.60
	安養寺	横手市	成瀬川	萱刈場	1.50	2.40	3.50	※ 3.80
	雄物川橋	横手市	雄物川	雄物川橋	2.00	3.00	4.20	4.50
	大曲橋	大仙市	〃	大曲橋	2.50	3.40	6.00	6.20
	神宮寺	〃	〃	岳見橋上流	3.50	5.00	6.10	6.70
	長野	〃	玉川	長野大橋	2.30	2.90	3.70	4.00

※安養寺観測所：氾濫危険水位に記載している水位「3.8m」は特別警戒水位。

水位観測所 20カ所

(危機管理型水位計)

河川国道事務所	観測所	市町村	河川名	場所
能代	下悪戸	能代市	米代川	中嶋
	桧山川合流点	能代市	米代川	悪戸
	荷八田	能代市	米代川	朴瀬
	朴瀬	能代市	米代川	朴瀬
	能代市扇田	能代市	米代川	能代市扇田
	産物	能代市	米代川	産物
	飛根	能代市	米代川	二ツ井町飛根
	常盤	能代市	米代川	二ツ井町飛根
	大林	能代市	米代川	二ツ井町飛根
	外面	能代市	米代川	二ツ井町種
	仁鮎	能代市	米代川	二ツ井町仁鮎
	二ツ井町中心部	能代市	米代川	二ツ井町比井野
	小繫	能代市	米代川	二ツ井町小繫
	麻生下流	能代市	米代川	二ツ井町麻生
	下田平	能代市	米代川	北秋田市今泉

河川国道事務所	観測所	市町村	河川名	場所
能代	今泉	北秋田市	米代川	今泉
	坊沢大橋	北秋田市	米代川	坊沢
	内陸線米代川 橋梁下流	北秋田市	米代川	脇神
	内陸線米代川 橋梁上流	北秋田市	米代川	脇神
	小猿部川合流 点	北秋田市	米代川	脇神
	東鷹巣橋	北秋田市	米代川	鷹巣
	摩当川合流点	北秋田市	米代川	栄
	向黒沢	北秋田市	米代川	綴子
	長坂橋下流	大館市	米代川	長坂
	早口川合流点 下流	大館市	米代川	外川原
	外川原橋	大館市	米代川	外川原
	櫃崎	大館市	米代川	櫃崎
	山田渡	大館市	米代川	立花
	餅田字沖	大館市	米代川	餅田
	根下戸	大館市	米代川	池内

河川国道事務所	観測所	市町村	河川名	場所
能代	犀川合流点	大館市	米代川	池内
	二井田	大館市	米代川	二井田
	中川原	能代市	米代川	中川原
	餅田	大館市	米代川	餅田
	富根	能代市	米代川	二ツ井町飛根
	前山	北秋田市	米代川	前山
	川口	大館市	米代川	川口
秋田	豊巻排水樋管	秋田市	雄物川	豊岩豊巻字中谷地
	下袋排水樋管	秋田市	雄物川	雄和芝野新田下袋
	小山排水樋管	秋田市	雄物川	豊岩小山字神田
	鹿野戸第二排水樋管	秋田市	雄物川	雄和椿川字鹿野戸
	妙法排水樋門	秋田市	雄物川	雄和妙法薊沢
	平尾鳥地区	秋田市	雄物川	雄和平尾鳥西野
	川崎地区	秋田市	雄物川	雄和女米木崎川

	石脇第一排水 樋管	由利本荘市	子吉川	石脇石ノ花
	J R子吉川橋 梁下流	由利本荘市	子吉川	赤沼下
	境川排水樋門	由利本荘市	子吉川	三条岡本
	下下野排水樋 管	由利本荘市	子吉川	宮内字二ノ段
	堀切 排水樋管	由利本荘市	子吉川	南福田
	前田表 排水樋管	由利本荘市	子吉川	黒沢字黒沢
	下野 排水樋管	由利本荘市	子吉川	森子字 八乙女下
	正満 排水樋管	由利本荘市	子吉川	久保田高畠
	山本第二 排水樋管	由利本荘市	子吉川	蟹沢字戸沢見
	山本地区	由利本荘市	子吉川	新上条
	上野地区	由利本荘市	石沢川	上野壱崎

河川国道 事務所	観測所	市町村	河川名	場所
湯沢	協雄大橋	大仙市	雄物川	協和小種
	杉山田樋門	大仙市	雄物川	強首
	強首橋	大仙市	雄物川	協和峰吉川
	白滝川樋門	大仙市	雄物川	協和峰吉川
	寺館 排水樋門	大仙市	雄物川	寺館
	北野目 排水樋門	大仙市	雄物川	北野目
	宇留井谷地 排水樋管	大仙市	雄物川	神宮寺 宇留井谷地
	川口 排水樋管	大仙市	雄物川	南外
	姫神橋	大仙市	雄物川	大曲船場町
	角間川 排水樋管	大仙市	雄物川	角間川町
	大川橋	大仙市	雄物川	内小友
	高瀬樋管	大仙市	雄物川	鍵見内
	権十郎樋管	横手市	玉川	大雄
	湯の島	横手市	雄物川	大森町湯の島

	矢 神 第 一 排 水 樋 管	横 手 市	雄 物 川	雄物川町矢神
	沼 館 橋	横 手 市	雄 物 川	雄物川町沼館
	大 森 揚 水 機 場	横 手 市	雄 物 川	雄物川町今宿
	左 馬 境 排 水 樋 管	横 手 市	皆 瀬 川	十文字町 陸合左馬境
	内 山 排 水 樋 門	羽 後 町	雄 物 川	新町
	大 久 保 排 水 樋 管	羽 後 町	雄 物 川	大久保
	貝 沢 排 水 樋 門	羽 後 町	雄 物 川	貝沢
	京 塚 橋	湯 沢 市	雄 物 川	八幡
	柳 田 第 一 排 水 樋 門	湯 沢 市	雄 物 川	柳田
	横 揚 第 一 排 水 樋 管	湯 沢 市	雄 物 川	上関横揚
	泉 沢 橋	湯 沢 市	雄 物 川	桑崎
	可 成 沢 第 一 排 水 樋 管	湯 沢 市	雄 物 川	小野可成沢
	角 間	湯 沢 市	皆 瀬 川	角間向川原
	戸 波 橋	横 手 市	皆 瀬 川	増田町戸波
	上川原樋管	横 手 市	成 瀬 川	増田町上川原
	成瀬頭首工	横 手 市	成 瀬 川	増田町萩袋

第4章 雨 量 観 測 所

4－1 消防機関設置雨量観測

機 関 名	設 置 場 所	電 話
鹿角広域行政組合消防署 小坂分	鹿角郡小坂町小坂字中前田68-1	0186 (29)2119
鹿角広域行政組合消防署	鹿角市花輪字向畑100-2	0186 (23)5601
能代山本広域市町村圏組合 二ツ井消防署	能代市二ツ井町字中坪41-4	0185 (73)2327
能代山本広域市町村圏組合 二ツ井消防分署	山本郡藤里町粕毛字家の下9-2	0185 (79)1119
能代山本広域市町村圏組合 三種消防署	山本郡三種町川尻字東大堤下23-1	0185 (85)3100
能代山本広域市町村圏組合 能代消防署	能代市緑町2-22	0185 (52)3311
能代山本広域市町村圏組合 八峰消防署	山本郡八峰町峰浜目名瀉字下夕谷地152-3	0185 (76)3119
五城目町消防署	五城目町富津内下山内字奈良崎90-1	018 (852)2028
由利本荘市消防本部 本荘消防	由利本荘市美倉町27-2	0184 (22)0011
大曲仙北広域市町村圏組合 大曲消防署	大仙市大曲栄町13-47	0187 (63)0150
横手市消防本部	横手市条里一丁目1-1	0182 (32)1111
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署	湯沢市表町三丁目3-14	0183 (73)3151
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署 稲川分署	湯沢市川連町字上平城2-1	0183 (42)2330
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署 雄勝分署	湯沢市寺沢字中川原1-2	0183 (52)3080
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署 羽後分署	羽後町西馬音内堀廻字元城下112-5	0183 (62)0119
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署 東成瀬分署	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182 (47)2189
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署 皆瀬分署	湯沢市皆瀬字沢梨台55-1	0183 (46)2101

4-2 気象庁所管雨量観測所

観測所名	所在地	観測所名	所在地
八 森	山本郡八峰町八森字チヨキ47-1	仁 別	秋田市仁別字マンタラメ115-6
藤 里	山本郡藤里町藤琴字大落4-5	鎧 畑	仙北市田沢湖田沢字鎧畑121-1
陣 場	大館市長走字陣場121-5	雄 和	秋田市雄和椿川字山籠49
藤 原	鹿角郡小坂町上向字藤原40-2	角 館	仙北市角館町小勝田鵜の崎45-4
能 代	能代市緑町2-22	田 沢 湖	仙北市田沢湖生保内字宮の後39
鷹 巣	北秋田市旭町4-32	田 沢 湖 高 原	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2-24
大 館	大館市出川字上野30-2	大 正 寺	秋田市雄和新波字寺沢32-8
鹿 角	鹿角市花輪字荒田4-1	大 曲	大仙市四ツ屋字下古道3
脇 神	北秋田市脇神字藁岱21-144	本 荘	由利本荘市埋田字用堰南68
湯 瀬	鹿角市八幡平湯瀬字一羽根45-2	東 由 利	由利本荘市東由利老方字後田70-3
八 幡 平	鹿角市八幡平字熊沢外8国有林 3130林班イ小班	横 手	横手市横手町字大樋18-4
男 鹿 真 山	男鹿市北浦相川字小屋ヶ沢18-4	に か ほ	にかほ市金浦字南金浦12-1
男 鹿	男鹿市脇本脇本字上野62-1	矢 島	由利本荘市矢島町城内字築館451番地
大 潟	南秋田郡大潟村字大潟6	笹 子	由利本荘市島海町上笹子字川合37-1
五 城 目	南秋田郡五城目町上樋口字屋岸123	湯 沢	湯沢市金谷字樋ノ口136
阿 仁 合	北秋田市阿仁水無字畑町東裏143	東 成 瀬	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下36
比 立 内	北秋田市阿仁幸屋渡字山根31	湯 の 岱	湯沢市秋の宮字湯の岱82-2
桧 木 内	仙北市西木町上桧木内字宮田54		
秋 田	秋田市山王7丁目1-4		
岩 見 三 内	秋田市河辺三内字外川原34-1		

4-3 県所管雨量観測所

観測所名	観測者	位置	河川名	観測器の種類
鹿角建設	鹿角地域振興局建設	鹿角市花輪字六月田1番地	—	テレメータ
谷内	〃	鹿角市八幡平字谷内	熊沢川	〃
小坂川	〃	小坂町小坂字湯谷	小坂川	〃
小坂	〃	小坂町小坂字中前田44	—	〃
大湯川	〃	鹿角市十和田大湯字白沢	大湯川	〃
	〃	鹿角市八幡平字熊沢国有林133林班	大沼局	〃
	〃	鹿角市八幡平字湯坂62-19	水沢局	〃
	〃	鹿角市十和田大湯字下の湯51	大湯局	〃
	〃	小坂町十和田湖字大川岱	大川岱局	〃
北秋田建設	北秋田地域振興局建設	北秋田市鷹巣字東中岱	—	テレメータ
米内沢	〃	北秋田市米内沢字出向中島	阿仁川	〃
阿仁前田	〃	北秋田市阿仁前田字下川端	〃	〃
有浦	〃	大館市有浦六丁目	長木川	〃
長走	〃	大館市長走	—	〃
雪沢	〃	大館市雪沢薮ヶ岱	—	〃
浦山	〃	大館市軽井沢字曲谷地	—	〃
大葛	〃	大館市比内町大葛字大葛家後	—	〃
湯ノ岱	〃	北秋田市小森字湯ノ岱	—	〃
岩瀬	〃	大館市岩瀬字羽貫野地中島80-2	—	〃
大野	〃	大館市早口字墓所岱65-3	—	〃
木戸石	〃	北秋田市木戸石字東屋布岱	—	〃
沖田面	〃	上小阿仁村沖田面字野中	—	〃
山本建設	山本地域振興局建設	能代市御指南町	—	テレメータ
八森	〃	八峰町字椿台	真瀬川	〃
藤琴	〃	藤里町藤琴相の図	藤琴川	〃
松長布	山本地域振興局建設	能代市松長布	悪土川	テレメータ
下岩川	〃	三種町下岩川	三種川	〃
上岩川	〃	三種町上岩川字小新沢	三種川	〃
琴丘	〃	三種町鯉川	鯉川	〃
桧山	〃	能代市桧山	桧山川	〃
森岳	〃	三種町森岳	三種川	〃
岩館	〃	八峰町字ノケソリ	—	〃
塙川	〃	八峰町高野野	塙川	〃
比井野川	〃	能代市二ツ井町字下野川端	比井野川	〃
秋田建設	秋田地域振興局建設	秋田市山王四丁目	—	テレメータ

観測所名	観測者	位置	河川名	観測器の種類
水 沢	秋田地域振興局建設部	五城目町水沢	馬場目川	テレメータ
新 波	〃	秋田市雄和新波	新 波 川	〃
太 平 本 町	〃	秋田市太平本町	太 平 川	〃
金 足 堀 内	〃	秋田市金足堀内	馬 踏 川	〃
男 鹿 山	〃	男鹿市戸賀加茂青砂字男鹿山国有林	—	〃
船 川	〃	男鹿市船川港船川字泉台 6 6－1	—	〃
戸 賀	〃	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢 1 5－2	—	〃
若 美	〃	男鹿市角間崎字津木花 1－2	—	〃
秋 田 空 港	〃	秋田市雄和椿川字駒坂台 4－1	安養寺川	〃
大 張 野	〃	秋田市河辺大沢字中島 4 0	岩見川	〃
福 米 沢	〃	男鹿市福米沢字新大門道	西部承水路	〃
五 城 目	〃	南秋田郡五城目町小池字森山下 4 7	馬場目川	〃
北 浦	〃	男鹿市男鹿中間口字千刈田 5 9－2	—	〃
羽 川	〃	秋田市下浜羽川字下山 4 8－3 9	下浜鮎川	〃
下 新 城	〃	秋田市下新城笠岡字堰場 1 6 9	新城川	〃
五 十 丁	〃	秋田市上新城五十丁字小林 2 1 5－7	新城川	〃
由 利 建 設	由利地域振興局建設部	由利本荘市水林	—	テレメータ
小 栗 山	〃	由利本荘市小栗山字森ノ腰	芋 川	〃
笹 子	〃	由利本荘市鳥海町笹子字落合	笹 子 川	〃
川 内	〃	由利本荘市鳥海町川内字泥ノ木台	子 吉 川	〃
老 方	〃	由利本荘市東由利老方字下川原	石 沢 川	〃
中 野	〃	にかほ市中三地字堰端	白 雪 川	〃
見 岫	〃	由利本荘市小栗山字見岫	芋 川	〃
町 村	〃	由利本荘市町村字小鮎川	鮎 川	〃
滝 俣	〃	由利本荘市岩城滝俣字谷地	衣 川	〃
仙 北 建 設 河 川 関 係				
下 鶯 野	仙北地域振興局建設部	大仙市下鶯野字長瀬	玉 川	テレメータ
真 木	〃	大仙市太田町太田字真木	斉 内 川	〃
小 神 成	〃	大仙市太田町斉内字栗木	窪 堰 川	〃
仙 北 建 設	〃	大仙市大曲上栄町	雄 物 川	テレメータ (有線)
南 外 ダ ム	〃	大仙市南外字細越	西ノ又川	テレメータ
宮 田	〃	仙北市西木町上桧木内字寺村	桧木内川	〃
小 山 田	〃	仙北市西木町小山田字石川原	大石沢川	〃
六 郷 東 根	〃	美郷町六郷東根	湯田沢川	〃
仙 北 建 設 砂 防 関 係				
荒 川	〃	大仙市協和荒川字川前	繫 川	テレメータ

観測所名	観測者	位置	河川名	観測器の種類
峰吉川	仙北地域振興局 建設部	大仙市協和峰吉川字南明谷地	雄物川	テレメータ
土川	〃	大仙市土川字半道寺西野	土買川	〃
大沢郷宿	〃	大仙市大沢郷宿字横山	—	〃
大台	〃	大仙市太田町川口字大台	—	テレメータ (有線)
坊田	〃	大仙市南外字坊田	檜岡川	テレメータ
卒田	〃	仙北市田沢湖梅沢字都野	—	〃
西木	〃	仙北市西木	—	テレメータ (有線)
下桧木内	〃	仙北市西木町桧木内字高屋	—	テレメータ
角館	〃	仙北市角館町雲然字田中	—	〃
大曲	〃	大仙市	—	テレメータ (有線)
平鹿建設	平鹿地域振興局 建設部	横手市旭川	—	〃
山内	〃	横手市山内三又	横手川	〃
雄勝川建設 雄勝川建設関係				
雄勝建設	雄勝地域振興局 建設部	湯沢市千石町二丁目	—	テレメータ
秋の宮	〃	湯沢市秋の宮字水無	役内川	〃
三途川	〃	湯沢市高松字大日台	高松川	〃
雄勝建設 雄勝防関関係				
湯沢	〃	湯沢市千石町二丁目	—	テレメータ
雄勝	〃	湯沢市横堀字六郎川原	—	〃
稲川	〃	湯沢市川連町字上平城	—	〃
草ノ台	〃	雄勝郡東成瀬村椿川字草ノ台	—	〃
八乙女	〃	湯沢市高松字八乙女	—	〃
手倉	〃	雄勝郡東成瀬村椿川字中村	—	〃
牛ノ沢	〃	雄勝郡羽後町軽井沢字明通山	—	〃
塩出	〃	羽後町西馬音内堀回字上湯ノ崎	—	〃
作内川	〃	湯沢市石塚字新町	—	〃
ダム関係				
素波里ダム	素波里ダム	山本郡藤里町粕毛	藤琴川	テレメータ
大白岳	〃	〃	〃	〃
駒ヶ岳	〃	〃	〃	〃
萩形ダム	萩形ダム	北秋田郡上小阿仁村南沢	小阿仁川	〃
高穀沢	〃	〃	〃	〃
森吉ダムサイト	森吉ダム	北秋田市砂子沢	小又川	〃
旭川ダム	旭川ダム	秋田市仁別字マンタラメ	旭川	〃
旭又	〃	秋田市仁別字務沢国有林	〃	〃

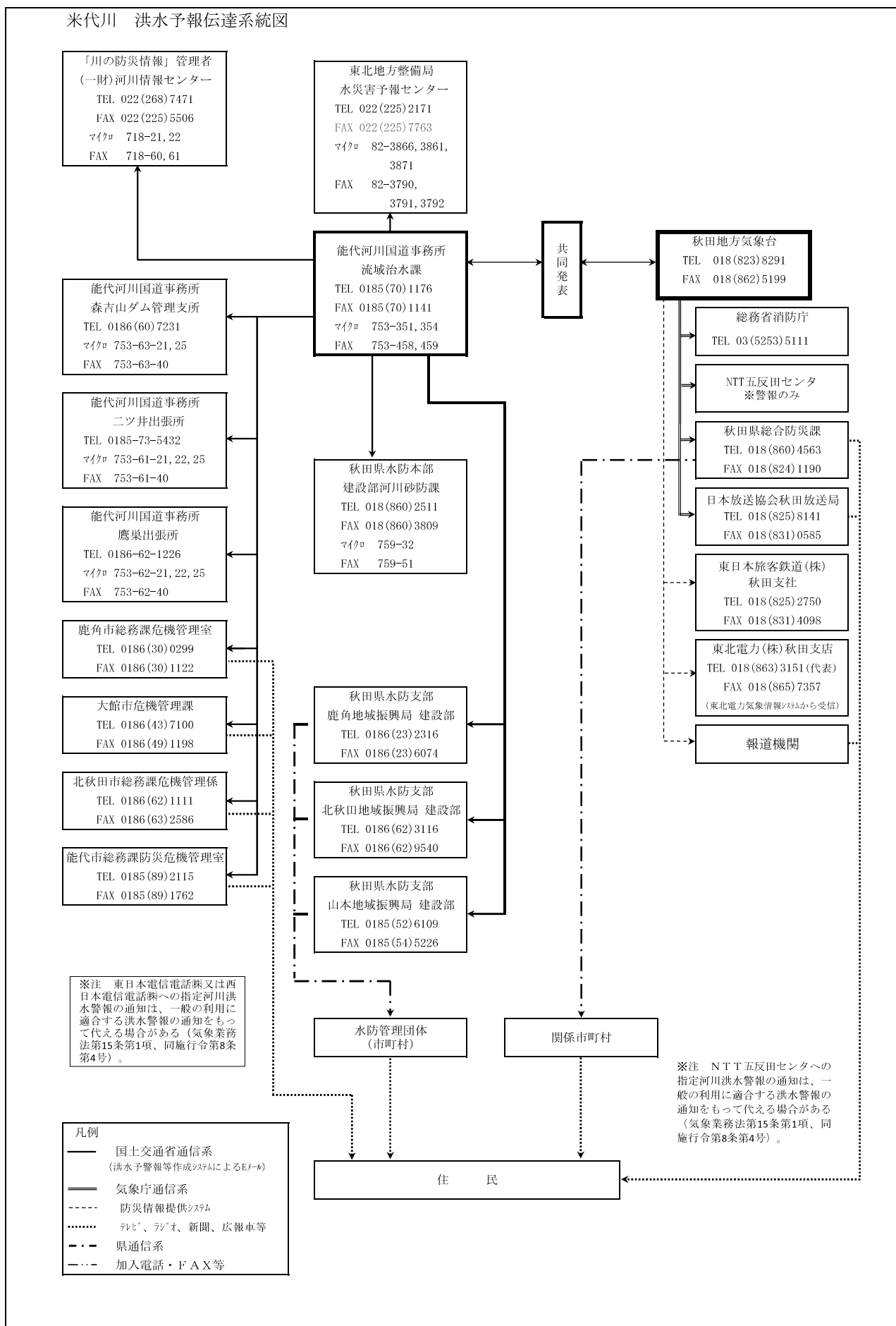
観測所名	観測者	位置	河川名	観測器の種類
皆瀬ダム	皆瀬ダム	湯沢市皆瀬	皆瀬川	テレメータ
秣岳	〃	〃	〃	〃
滝ノ沢	皆瀬ダム	湯沢市皆瀬	皆瀬川	〃
鎧畑ダム	鎧畑ダム	仙北市田沢湖中山	玉川	〃
赤沢	〃	〃	〃	〃
様沢	〃	〃	〃	〃
桐森	〃	〃	〃	〃
水沢ダム	水沢ダム	山本郡八峰町峰浜水沢	水沢川	〃
鰯沢	〃	〃	〃	〃
協和ダム	協和ダム	大仙市協和船岡	淀川	〃
大倉沢	〃	〃	〃	〃
早口ダム	早口ダム	大館市早口	早口川	〃
澄川沢	〃	〃	〃	〃
鳥帽子	〃	〃	〃	〃
岩見ダム	岩見ダム	秋田市河辺三内	三内川	〃
小屋沢	〃	〃	〃	〃
井出の舞沢	〃	〃	〃	〃
山瀬ダム	山瀬ダム	大館市岩瀬	岩瀬川	〃
蒨原	〃	〃	〃	〃
内町沢	〃	〃	〃	〃
大松川ダム	大松川ダム	横手市山内大松川	横手川	〃
外山	〃	〃	〃	〃
砂子沢ダム	砂子沢ダム	小坂町大字小坂字向	小坂川	〃

雨量観測所 124 ヶ所

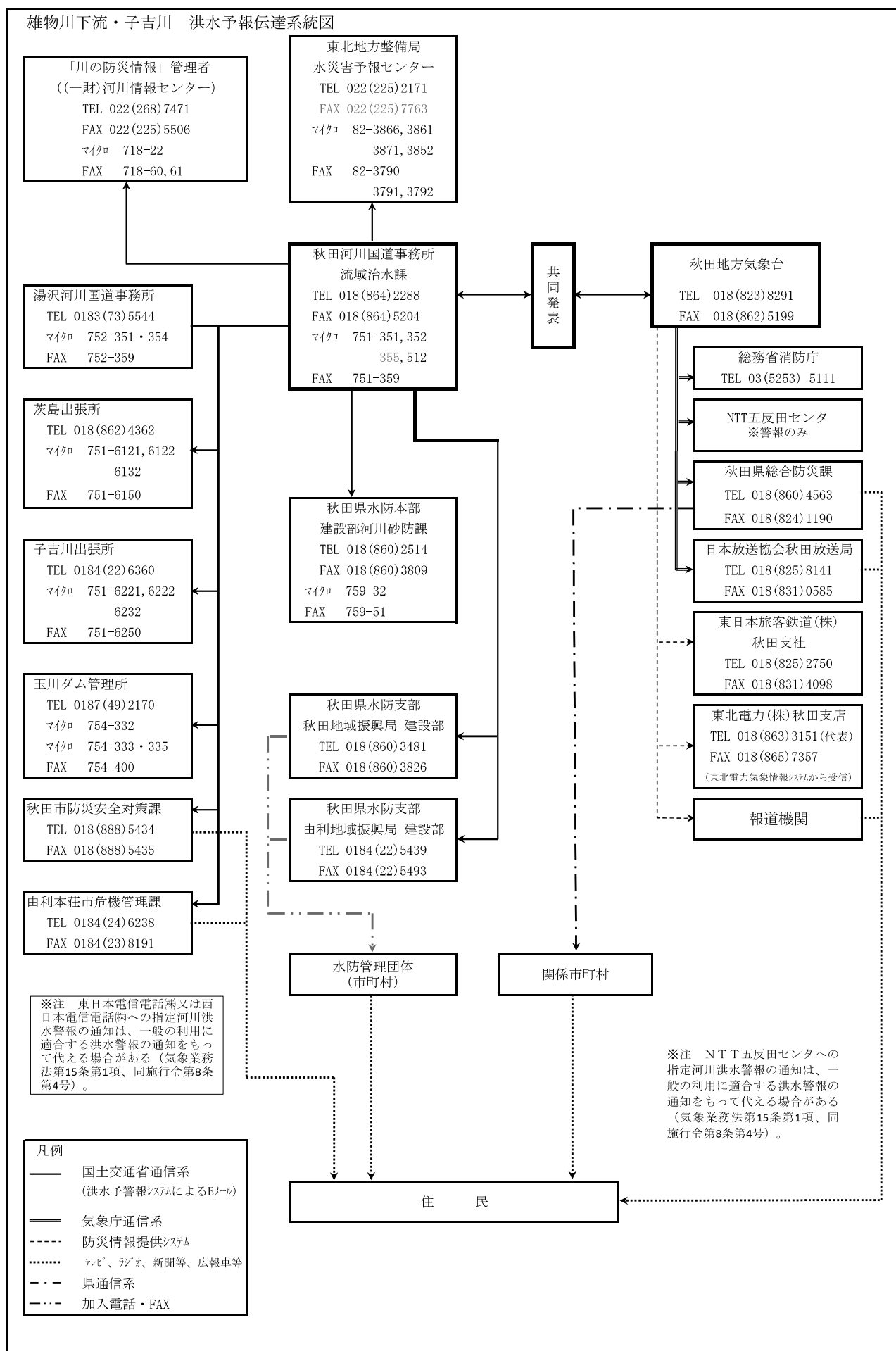
関係者 国土交通省 能代河川国道事務所 秋田地方気象台	→	第1受報者 機関名	→	第2受報者 機関名	→	第3受報者 機関名
正規						
よねしろがわ 米代川氾濫注意情報						
米代川洪水予報第〇号 洪水注意報（発表） 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分 （よねしろがわ・ふたばやし・あきづき・はつたけ・つるぎ） 能代河川国道事務所・秋田地方気象台 共同発表						
（見出し）						
よねしろがわ 【警戒レベル2相当情報[洪水]】米代川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み						
（主 文）						
よねしろがわ すいい 【警戒レベル2相当】米代川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。						
（雨量）						
所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。 今後もこの雨は降り続く見込みです。						
流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量		00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み			
米代川流域	〇〇〇ミリ		〇〇ミリ			
1 ページ						
（水位）						
米代川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。						
観測所名	水位危険度	レベル1 レベル2 レベル3 レベル4				
	水位 (m)又は流量 (m³/s)	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
十二所 水位観測所 （大館市）	00日00時00分の状況 〇〇.X					
	00日01時00分の予測 〇〇.X					
	00日02時00分の予測 〇〇.X					
	00日03時00分の予測 〇〇.X					
	00日04時00分の予測 〇〇.X					
	00日05時00分の予測 〇〇.X					
農業 水位観測所 （北秋田市）	00日00時00分の状況 〇〇.X					
	00日01時00分の予測 〇〇.X					
	00日02時00分の予測 〇〇.X					
	00日03時00分の予測 〇〇.X					
	00日04時00分の予測 〇〇.X					
	00日05時00分の予測 〇〇.X					
ニッ井 水位観測所 （能代市）	00日00時00分の状況 〇〇.X					
	00日01時00分の予測 〇〇.X					
	00日02時00分の予測 〇〇.X					
	00日03時00分の予測 〇〇.X					
	00日04時00分の予測 〇〇.X					
	00日05時00分の予測 〇〇.X					
向能代 水位観測所 （能代市）	00日00時00分の状況 〇〇.X					
	00日01時00分の予測 〇〇.X					
	00日02時00分の予測 〇〇.X					
	00日03時00分の予測 〇〇.X					
	00日04時00分の予測 〇〇.X					
	00日05時00分の予測 〇〇.X					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
 水位のグラフは各水収量を採分したものです。
 水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を採分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

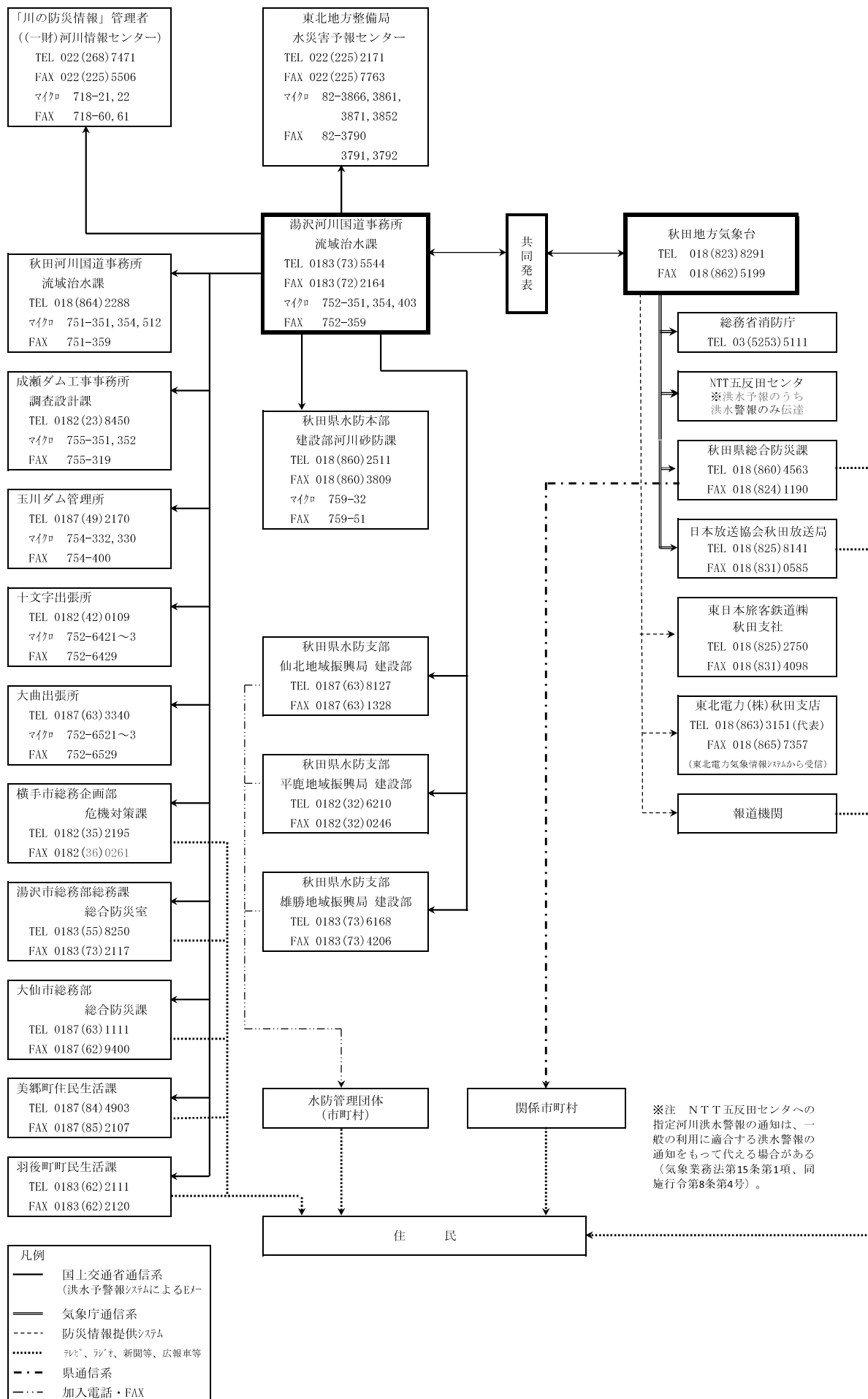
発表者 国土交通省 秋田河川国道事務所 気 象 庁 秋田地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名
正規						
雄物川下流氾濫注意情報						
雄物川下流洪水予報第〇号 洪水注意報（発表） 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分 秋田河川国道事務所・秋田地方気象台 共同発表						
(見出し)						
【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】雄物川下流では、 氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み						
(主 文)						
【警戒レベル2相当】雄物川下流の樺川水位観測所（秋田市雄和樺川）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。						
(雨量)						
所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。 今後もこの雨は降り続く見込みです。						
流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み				
雄物川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ				
(水位)						
雄物川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。						
観測所名	水位危険度	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
	水位(m)又は流量(m3/s)	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
樺川 水位観測所 (秋田県秋田市雄和 樺川)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。 水位のグラフは各水位間を按分したものです。						
水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。						



資料５－２ 直轄河川洪水予報伝達系統図（秋田河川国道事務所）



雄物川上流 洪水予報伝達系統図



太平川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日 〇時〇分
川砂防課・秋田地方気象台 共同発表

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】太平川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

【警戒レベル3相当】太平川の牛島水位観測所（秋田市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫注意水位に達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

〇〇により1時間に△△ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
太平川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

太平川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

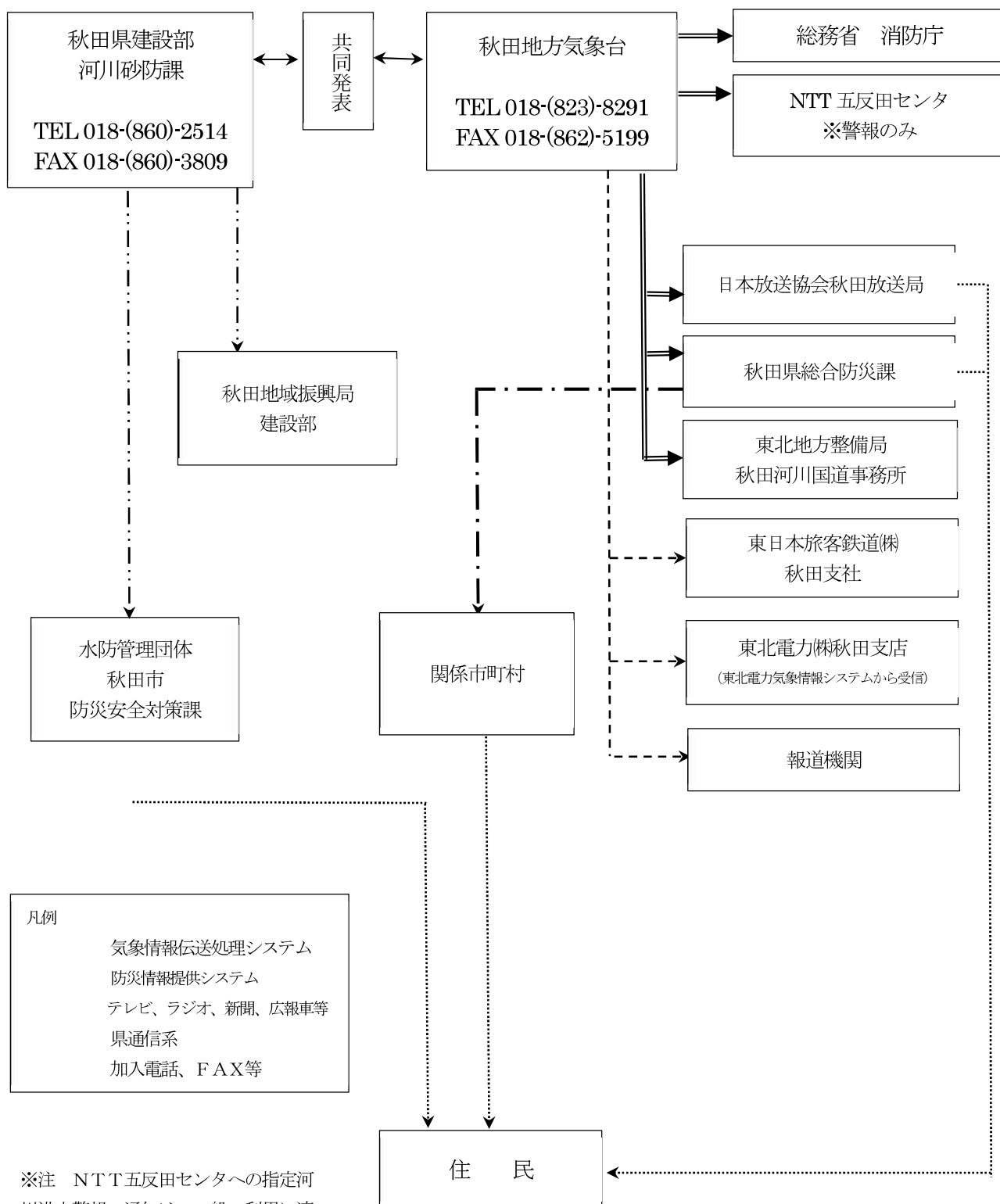
観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
牛島 水位観測所 (秋田市)	00日 0時00分の現況	3.15				
	00日 0時30分の予測	3.17				
	00日 1時00分の予測	3.21				
	00日 1時30分の予測	3.23				
	00日 2時00分の予測	3.25				
	00日 2時30分の予測	3.27				
	00日 3時00分の予測	3.29				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

資料5－4 秋田県管理河川洪水予報伝達系統図（太平川）

太平川洪水予報伝達系統図



※注 NTT五反田センタへの指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)。

〇〇川 氾濫注意情報

第1報

令和 年 月 日
時 分 発 表
秋田県

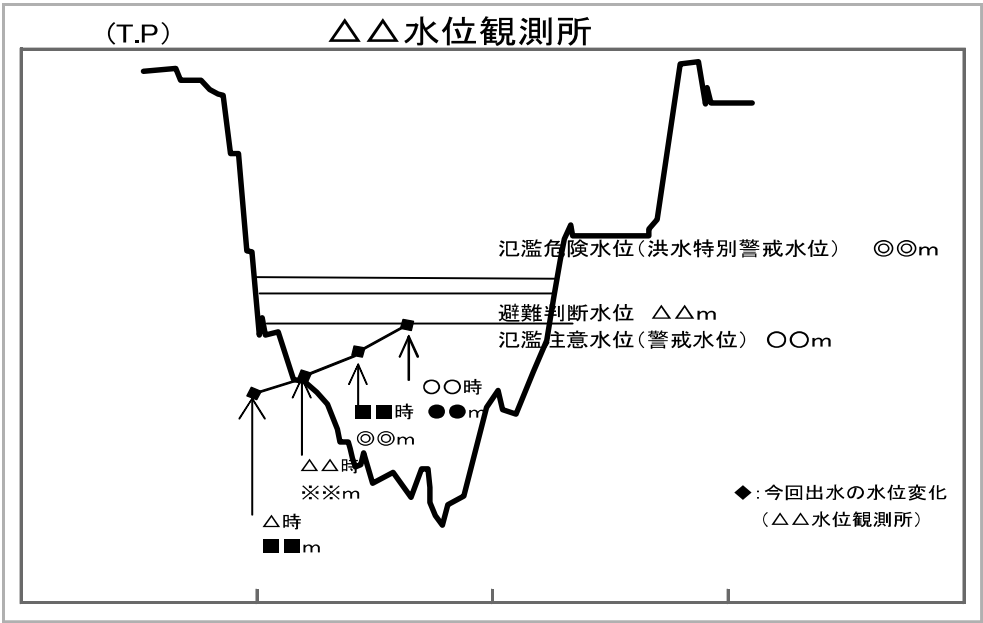
【主文】

〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■■市△△水位観測所で、水防団出動の目安のひとつとなる、氾濫注意水位（警戒水位）〇〇m〔警戒レベル2〕に達しました。

△△水位観測所では、〇〇日〇〇時から〇〇時の1時間に、約〇.〇〇m水位が上昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。
また、△△水位観測所の受け持つ区間（左岸：■■市〇〇字△△～〇〇川合流点、右岸：■■市〇〇字△△～◎◎川合流点）では氾濫のおそれがありますので、各自十分安全確保を図るとともに、市町村長が発する避難情報や河川周囲の状況に留意をお願いします。

（参考）

〇〇川 △△水位観測所（■■市〇〇字△△）
（受け持ち区間は左岸：■■市〇〇字△△～〇〇川合流点、右岸：■■市〇〇字△△～◎◎川合流点まで）
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）： ◎◎m
避難判断水位： △△m
氾濫注意水位（警戒水位）： 〇〇m



【参考】 警戒レベル	
■レベル5	氾濫の発生
■レベル4	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）超過（◎◎m～）
■レベル3	避難判断水位超過（△△m～◎◎m）
■レベル2	氾濫注意水位（警戒水位）超過（※※m～△△m）

（問い合わせ先）
秋田県
TEL:

〇〇川 氾濫警戒情報

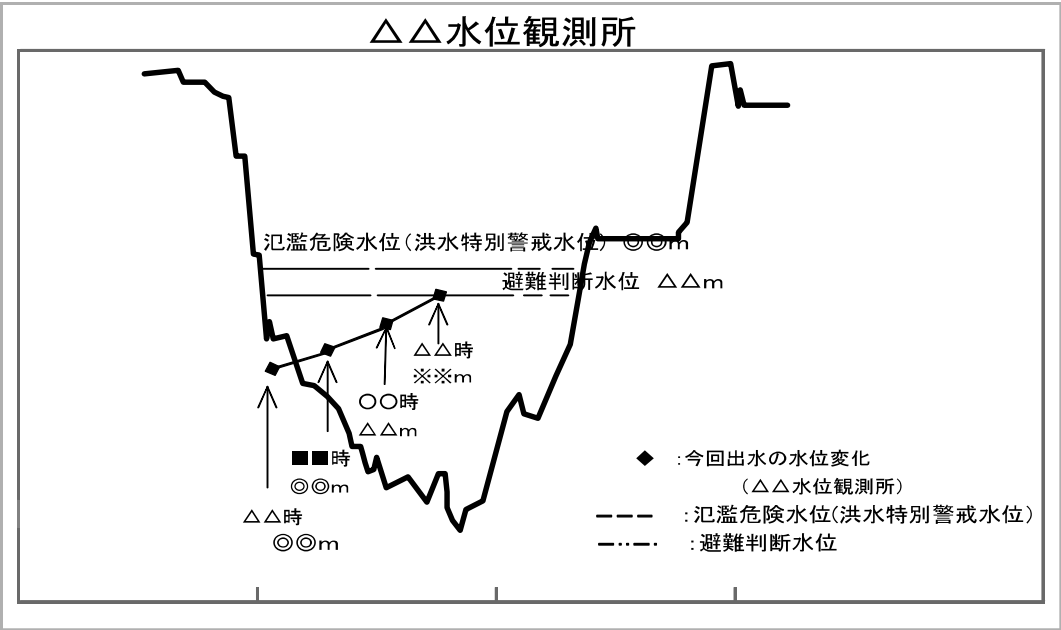
第2報

令和 年 月 日
時 分 発 表
秋田県

【主文】
〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■■市△△水位観測所で、避難準備等の目安のひとつとなる水位である、避難判断水位〔警戒レベル3〕〇〇mに達しました。

△△水位観測所では、〇〇日〇〇時～〇〇時の1時間に、約〇.〇〇m水位が上昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。
また、△△水位観測所の水位が、あと▲.▲m上昇すると、△△水位観測所の受け持ち区間（左岸：■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点、右岸：■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点）のうち、特に堤防の低い箇所では、氾濫のおそれがあります。
本情報は避難準備等の目安の一つとなる情報ですので、■■市長が発する避難情報に十分注意して下さい。

（参考）
〇〇川 △△水位観測所（■■市〇〇字△△）
受け持ち区間は、左岸：■■市〇〇大字△△ } ~〇〇川合流点まで
右岸：■■市〇〇大字△△
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）： ◎◎m
避難判断水位： △△m



【参考】 警戒レベル	（問い合わせ先）
■レベル5 氾濫の発生	秋田県
■レベル4 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 超過（◎◎m～）	TEL:
■レベル3 避難判断水位超過（△m～◎m）	
■レベル2 氾濫注意水位（警戒水位） 超過（※m～△m）	

〇〇川 氾濫危険情報

第3報

令和 年 月 日
時 分 発 表
秋田県

【主文】

〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■市△△水位観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）〔警戒レベル4〕〇〇mに達しました。

△△水位観測所での水位は、さらに上昇する見込みです。

△△水位観測所の受け持ち区間(左岸:■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点、右岸■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点)では“氾濫するおそれ”がありますので、厳重な警戒をし、■■市長からの避難情報に十分注意して下さい。

(参考)

〇〇川

△△水位観測所(■市○○字△△)

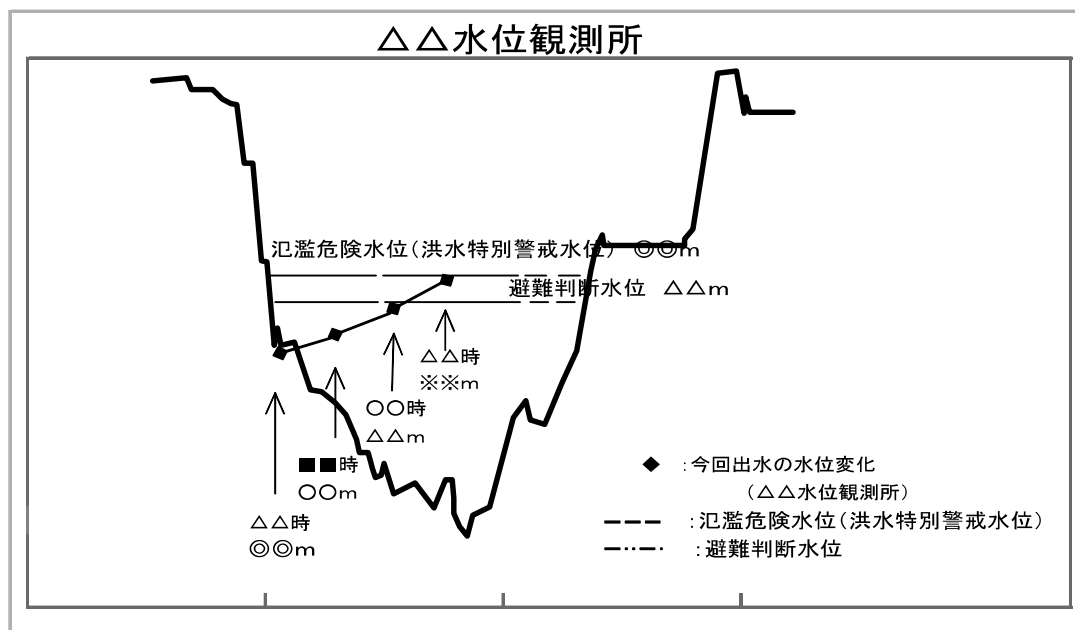
受け持ち区間は、左岸：■■市〇〇大字△△

右岸：■■市○○大字△△

～〇〇川合流点まで

氾濫危險水位(洪水特別警戒水位): ◎◎m

避難判断水位: $\Delta\Delta\text{m}$



【参考】警戒レベル

- レベル5 氾濫の発生
- レベル4 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)
超過(◎◎m~)
- レベル3 避難判断水位超過(△m~◎m)
- レベル2 氾濫注意水位(警戒水位)
超過(※m~△m)

(問い合わせ先)

秋田県
TEL:

〇〇川 氾濫発生情報

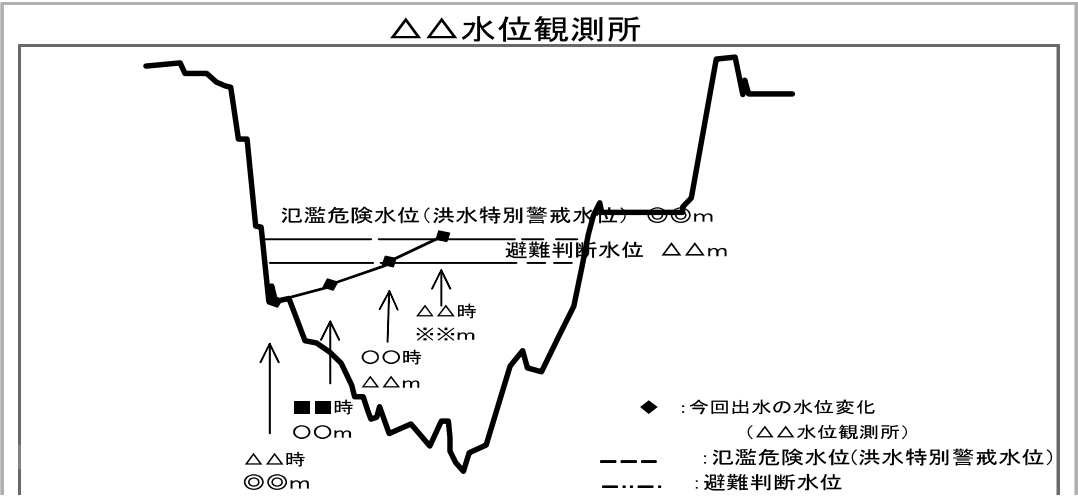
第4報

令和 年 月 日
時 分 発表
秋田県

【主文】
〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■■市□□地区（左岸・右岸）より氾濫し、警戒レベルはレベル5に移行しました。

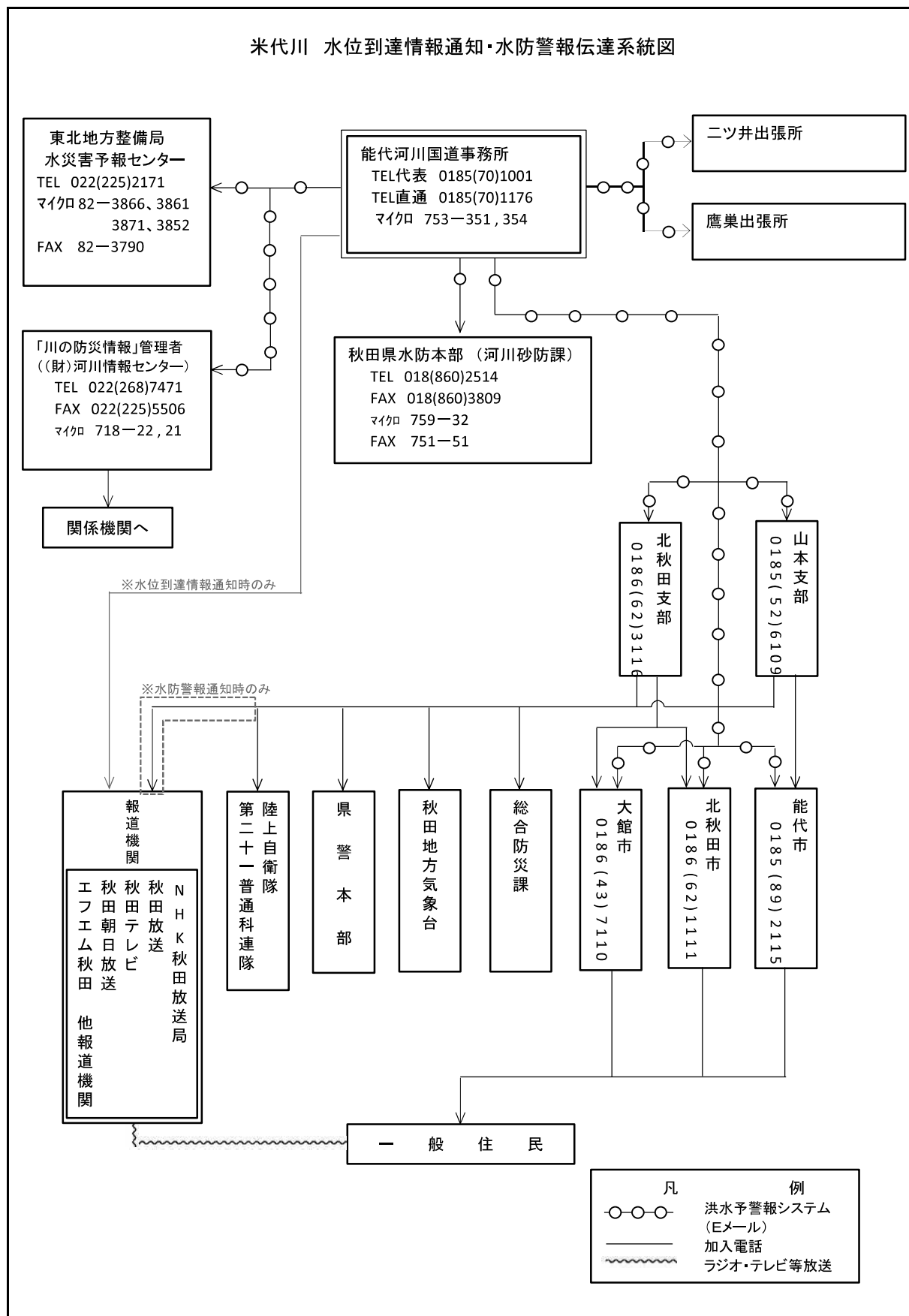
このため、現在、◇◇◇◇◇で浸水しています。
引き続き、高い水位が続く見込みであり、氾濫が拡大するおそれがありますので、氾濫による浸水が予想される地域では、厳重な警戒をして下さい。

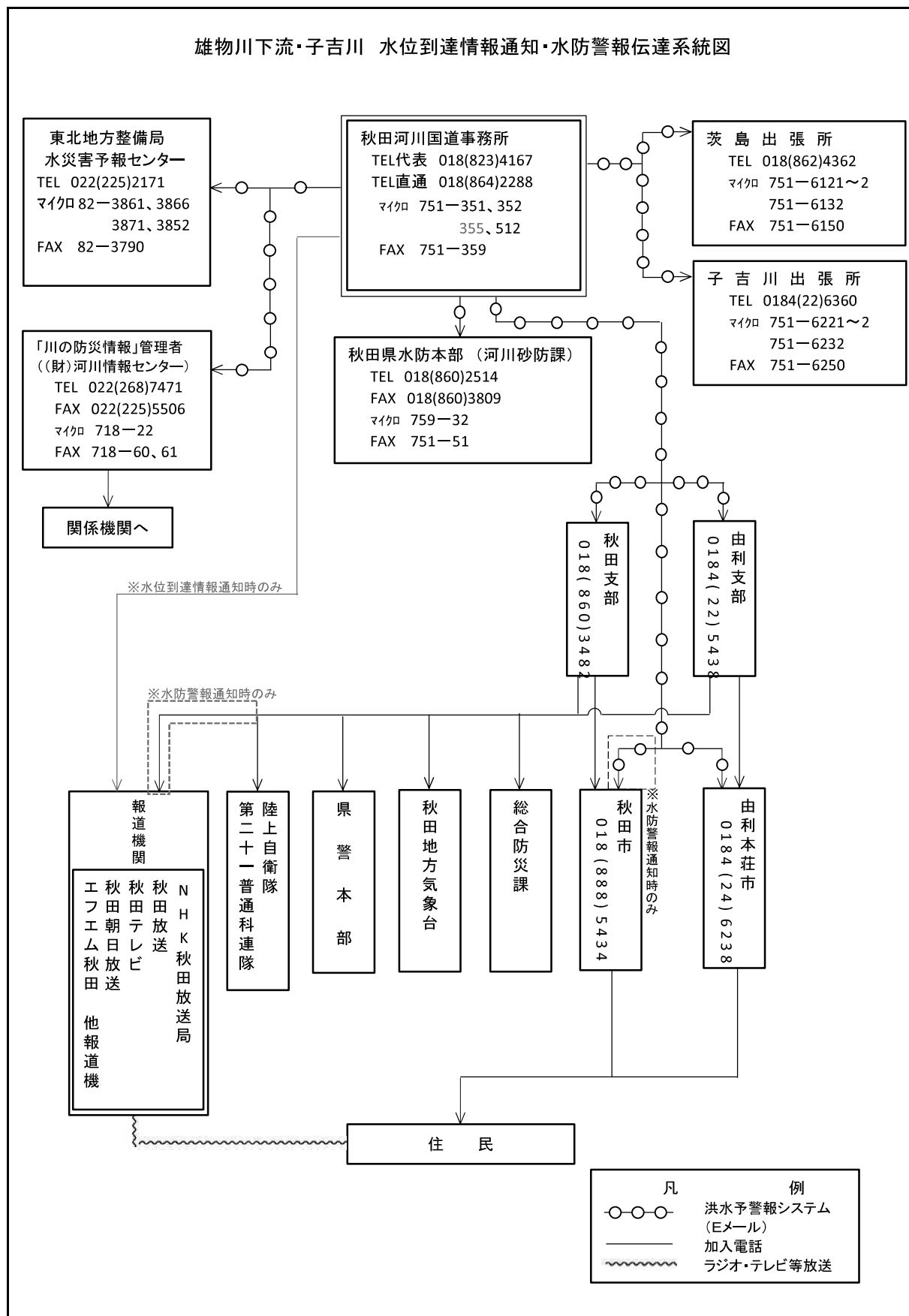
（参考） 〇〇川 △△水位観測所（■■市〇〇字△△）
受け持ち区間は、 左岸：■■市〇〇大字△△ } ~〇〇川合流点まで
右岸：■■市〇〇大字△△
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）： ◎◎m
避難判断水位： △△m

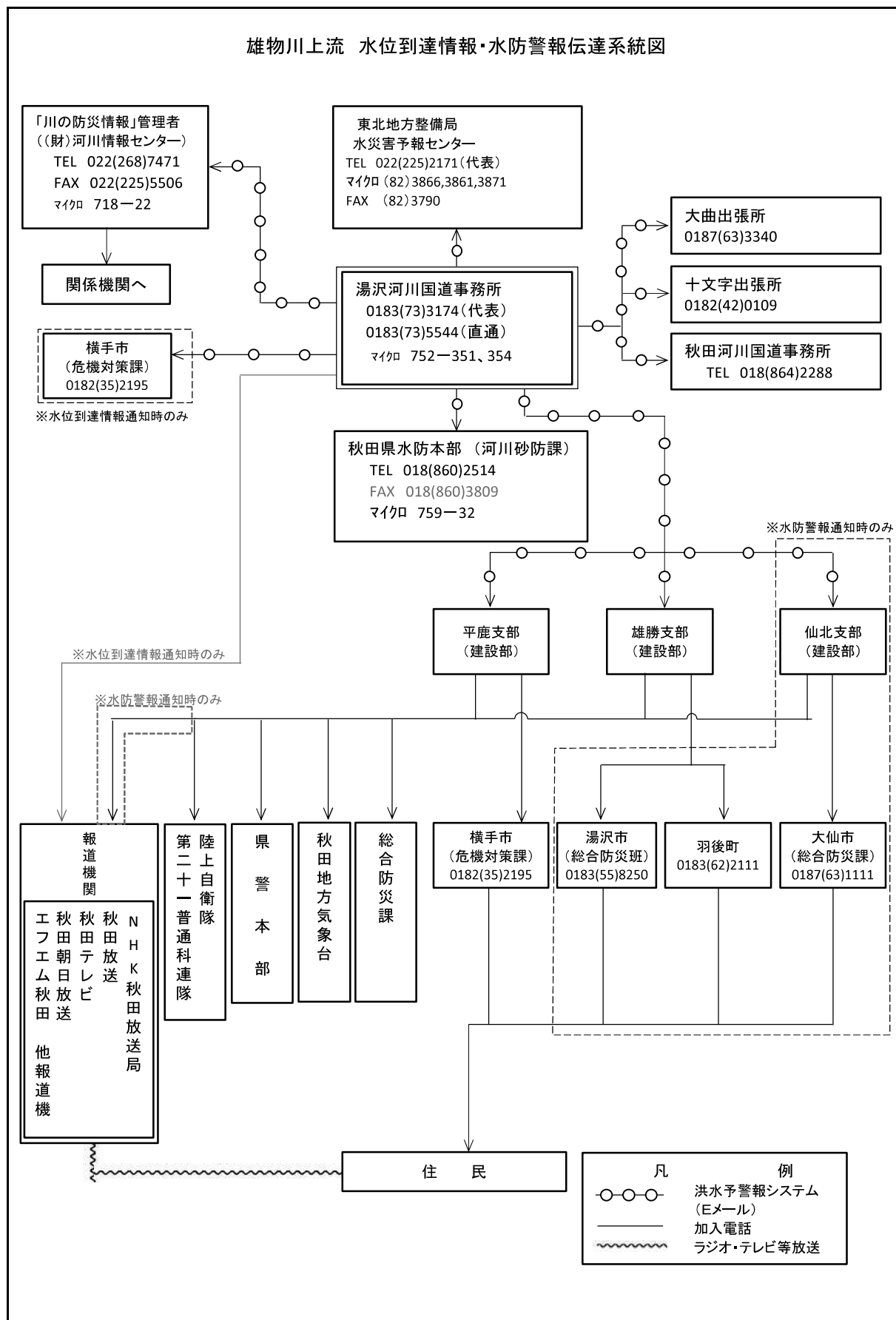


【参考】 警戒レベル
■レベル5 氾濫の発生
■レベル4 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
超過（◎◎m～）
■レベル3 避難判断水位超過（△m～◎m）
■レベル2 氾濫注意水位（警戒水位）
超過（※m～△m）

（問い合わせ先）
秋田県
TEL:

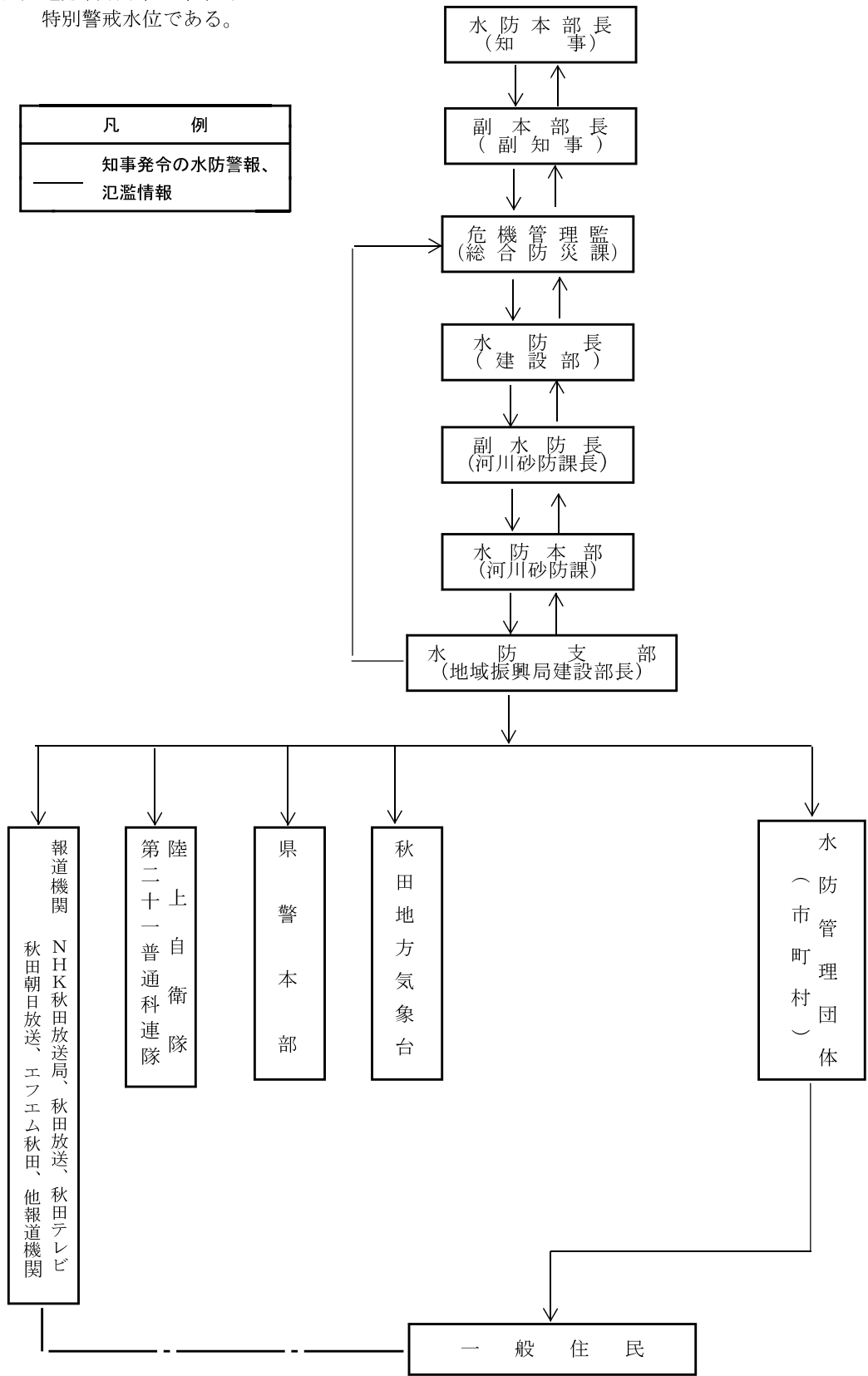






資料 5－7 秋田県管理河川 水防警報、水位到達情報通知の伝達系統図

注) 避難判断水位は、従来の特別警戒水位である。



水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

資料 5－8 直轄河川水防警報発表形式

(水防本部)

本部長	副本部長	水防長	本部付	副水防長	水防要員		
令和 年 月 日 時 分					受信取扱者		
能代河川国道 秋田河川国道 事務所 湯沢河川国道					受信取扱者		
河川名	警報	種類	発表番号	発表日時	発表事務所		
	水防報	待機 準備 出動	第 号	令和 年 月 日 時 分	能代河川国道 秋田河川国道 湯沢河川国道		
水位観測所の水位は 時現在 mに達し							
なお増水する見込みです。 氾濫注意水位を mを超えており、なお増水のおそれがあるので、 引続き減水する見込みです。							
より まで水防団の <table border="0"> <tr> <td rowspan="3"> 待機 準備 出動 </td> <td>を要します。</td> </tr> </table> 水防警報を解除します。						待機 準備 出動	を要します。
待機 準備 出動	を要します。						

資料5-9 秋田県管理河川での水防警報の発表形式

【準備】

(水 防 支 部)

支 部 長	副支部長	総括責任者	副総括責任者	水 防 要 員	
〇〇年〇〇月〇〇日 発 信 〇〇時〇〇分				発信取扱者 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 〇〇 〇〇	
発信機関名	秋田県 〇〇地域振興局				
河 川 名	警 報	種 別	発表番号	発 表 日 時	発表支部
新 城 川	水 防	準 備		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	〇〇 地域振興局
〇〇水位観測所の水位は〇〇:〇〇分現在 〇. 〇〇mに達し、 (水防団待機水位: 〇. 〇〇m、氾濫注意水位: 〇. 〇〇m)					
なお、増水する見込みです。					
〇〇〇〇〇 より 〇〇〇〇〇 までの 水防団の 準備 を要します。					
〇〇市	TEL: (昼) — — (夜) — —			受信時刻:	
	FAX: (昼) — — (夜) — —			受信者名:	
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL: 018-860-2514			受信時刻:	
	FAX: 018-860-3809			受信者名:	
秋田地方气象台	TEL: 018-823-8291				
	FAX: 018-862-5199				
県警本部 (警備二課)	TEL: (昼)018-863-1111 (内 5724) (夜・休)018-863-1111 (内 2070)				
	FAX: (昼)018-863-1451 (夜・休)018-863-1111 (内 2079)→FAX切替				
総合防災課	TEL: 018-860-4563				
	FAX: 018-824-1190				
自衛隊	TEL: (昼)018-845-0125 (内 228) (夜・休)018-845-0125 (内 302)				
	FAX: (昼)018-845-0125 (内 228)→FAX切替 (夜・休)018-845-0125 (内 302)→FAX切替				

【問い合わせ先】 秋田県 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 TEL — —
 秋田県 建設部 河川砂防課 TEL 018-860-2514

資料5-9 秋田県管理河川での水防警報の発表形式

【出動】

(水 防 支 部)

支 部 長	副支部長	総括責任者	副総括責任者	水 防 要 員	
〇〇年〇〇月〇〇日 発 信 〇〇時〇〇分				発信取扱者 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 〇〇 〇〇	
発信機関名	秋田県 〇〇地域振興局				
河 川 名	警 報	種 別	発表番号	発 表 日 時	発表支部
新 城 川	水 防	出 動		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	〇〇 地域振興局
〇〇水位観測所の水位は〇〇:〇〇分現在 〇. 〇〇mに達し、 (氾濫注意水位: 〇. 〇〇m、避難判断水位: 〇. 〇〇m)					
氾濫注意水位(警戒水位)を〇. 〇〇m超えており、なお増水のおそれがあるので、					
〇〇〇〇〇 より 〇〇〇〇〇 までの 水防団の 出動 を要します。					
〇〇市	TEL: (昼) — — (夜) — —			受信時刻:	
	FAX: (昼) — — (夜) — —			受信者名:	
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL: 018-860-2514			受信時刻:	
	FAX: 018-860-3809			受信者名:	
秋田地方气象台	TEL: 018-823-8291				
	FAX: 018-862-5199				
県警本部 (警備二課)	TEL: (昼)018-863-1111 (内 5724) (夜・休)018-863-1111 (内 2070)				
	FAX: (昼)018-863-1451 (夜・休)018-863-1111 (内 2079)→FAX切換				
総合防災課	TEL: 018-860-4563				
	FAX: 018-824-1190				
自衛隊	TEL: (昼)018-845-0125 (内 228) (夜・休)018-845-0125 (内 302)				
	FAX: (昼)018-845-0125 (内 228)→FAX切換 (夜・休)018-845-0125 (内 302)→FAX切換				

【問い合わせ先】 秋田県 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 TEL —
 秋田県 建設部 河川砂防課 TEL 018-860-2514

資料5-9 秋田県管理河川での水防警報の発表形式

【解除】

(水 防 支 部)

支 部 長	副支部長	総括責任者	副総括責任者	水 防 要 員	
〇〇年〇〇月〇〇日 発 信 〇〇時〇〇分				発信取扱者 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 〇〇 〇〇	
発信機関名	秋田県 〇〇地域振興局				
河 川 名	警 報	種 別	発表番号	発 表 日 時	発表支部
新 城 川	水 防	解 除		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	〇〇 地域振興局
〇〇水位観測所の水位は〇〇:〇〇分現在 〇. 〇〇mに達し、 (水防団待機水位:〇. 〇〇m、氾濫注意水位:〇. 〇〇m)					
引き続き、減水する見込みです。					
〇〇〇〇〇 より 〇〇〇〇〇 までの 水防警報を 解除 します。					
〇〇市	TEL:(昼) - - (夜) - -			受信時刻:	
	FAX:(昼) - - (夜) - -			受信者名:	
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL: 018-860-2514			受信時刻:	
	FAX: 018-860-3809			受信者名:	
秋田地方气象台	TEL: 018-823-8291				
	FAX: 018-862-5199				
県警本部 (警備二課)	TEL:(昼)018-863-1111(内 5724) (夜・休)018-863-1111(内 2070)				
	FAX:(昼)018-863-1451 (夜・休)018-863-1111(内 2079)→FAX切換				
総合防災課	TEL: 018-860-4563				
	FAX: 018-824-1190				
自衛隊	TEL:(昼)018-845-0125(内 228) (夜・休)018-845-0125(内 302)				
	FAX:(昼)018-845-0125(内 228)→FAX切換 (夜・休)018-845-0125(内 302)→FAX切換				

【問い合わせ先】 秋田県 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 TEL - -
 秋田県 建設部 河川砂防課 TEL 018-860-2514

第6章 水防作業及び工法

1 水防作業

洪水時において堤防に異常の起こる時期は、洪水時間にもよるが、おおむね水位の時又はその前後である。然し法崩れ陥没等の通常減水時に生ずる場合が多いことから最盛期を過ぎても完全に通過するまで警戒を解いてはならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその附近で入手し易い工法を施行するが、当初の工法で成果が認められないときはこれに代わるべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。水防作業を必要とする異常な状態は概ね次の通りである。

- (1) 漏水
- (2) 表法のかげ崩れ
- (3) 天端及裏法の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 溢水
- (5) 樋門等の漏水

2 水防工法

水防工法には現場の状態に応じた工法を必要とする関係上、その工法も23種類位ある。

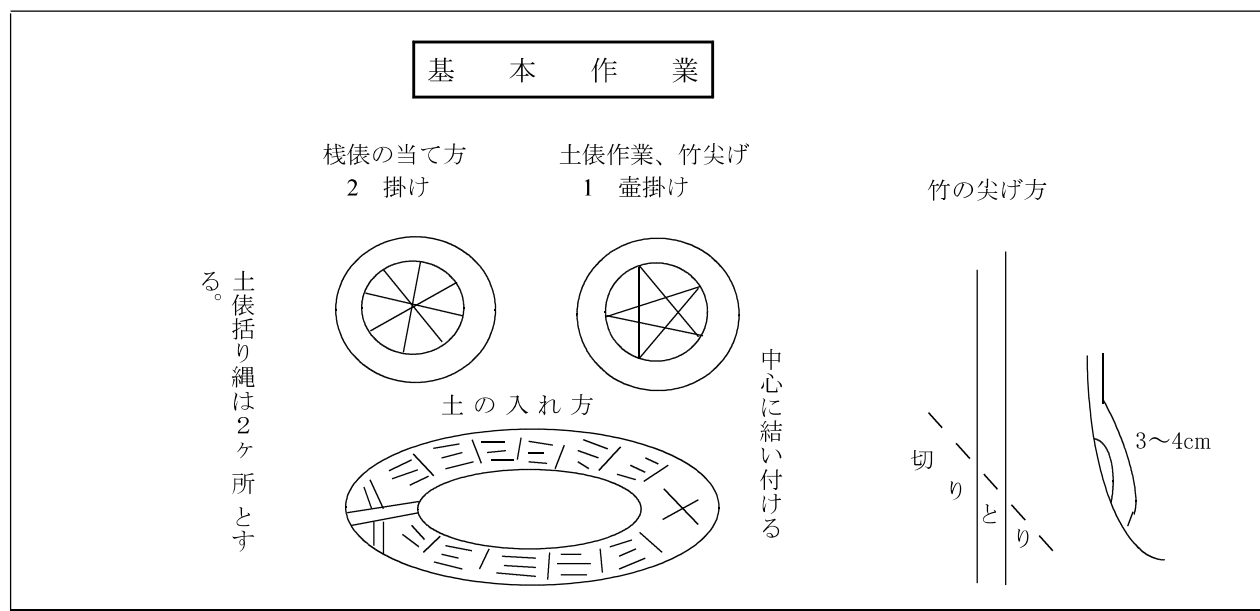
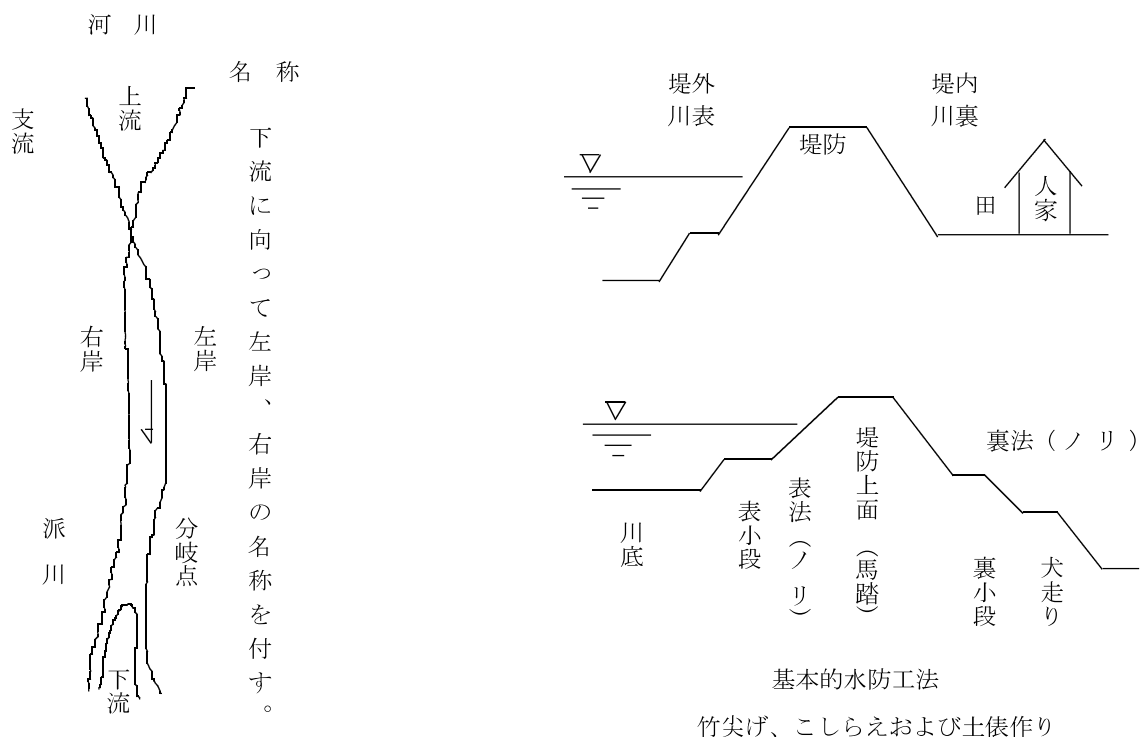
6-1 水防工法一覧表

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
水 が あ ふ れ る (越 水)		積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを 数段積み上げる	一般河川	土のう、鉄筋棒、 防水シート
		せき板工	堤防の上端（天端）にくいを打 ちせき版をたてる	都市周辺河川 （土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼 板
		蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの 代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート
		水マット工 （連結水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン 帆布製水マットを置く	都市周辺河川 （土のう、板など入 手困難）	既製水のう、 ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり 面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体 の固い箇所	むしろ、半割竹、 土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり 面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川 （むしろ、竹の入手 困難）	防水シート、 鉄筋ピン、土のう、 軽量鉄パイプ
漏 水	居 住 側 (川 裏)	釜段工 （釜築き、釜止 め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏の り）先平地に円形に積み、土俵 にする	一般河川	土のう、鉄筋棒、 防水シート、 ビニールパイプ
		水マット式 釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏の り）先平地にビニロン帆布製中 空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入 手困難）	既製水のうポンプ、 鉄パイプ
		鉄板式釜段工 （簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏の り）先平地に鉄板を円筒形に組 み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入 手困難）	鉄板、土のう、 パイプ、 鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部 によりかかり半円形に積み土俵す る	一般河川	土のう、パイプ、 防水シート、鉄筋 棒
	対 策	水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏の り）先にかかるとようにビニロン 帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入 手困難）	既製水のう、 くい土のう、 ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏の り）先平地に底抜きたる又はお けを置く	一般河川	たる、防水シート、 土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬 走りにむしろなどを敷きならべ る	一般河川 （漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、 竹
漏 水	川 側 (川 表) 対 策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の 漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 （構造物のあるところ、 水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、 竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろ を張る	一般河川 （水深の浅い所）	むしろ、竹、土の う、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむ しろを張る	一般河川 （漏水面の広い所）	むしろ、なわ、く い、ロープ、竹、 土のう

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
漏 水	川 側 （ 川 表 ） 対 策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 （むしろが入手困難）	防水シート、くい、鉄パイプ、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川 （水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深 掘 れ （ 洗 掘 ）		むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工、 シート張り工、 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的 緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 （竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、鉄線、ロープ、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、くい、詰め石、鉄線
		捨て土のう工、 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石、異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決 壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、蛇かご、石俵、鉄線
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き 裂	上端 （ 天端 ）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端 （ 天端 ）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
	居住側 堤防 斜面 （ 裏 のり ）	継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、くい、詰め石、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

6-2 本県の河川に適していると思われる水防工法

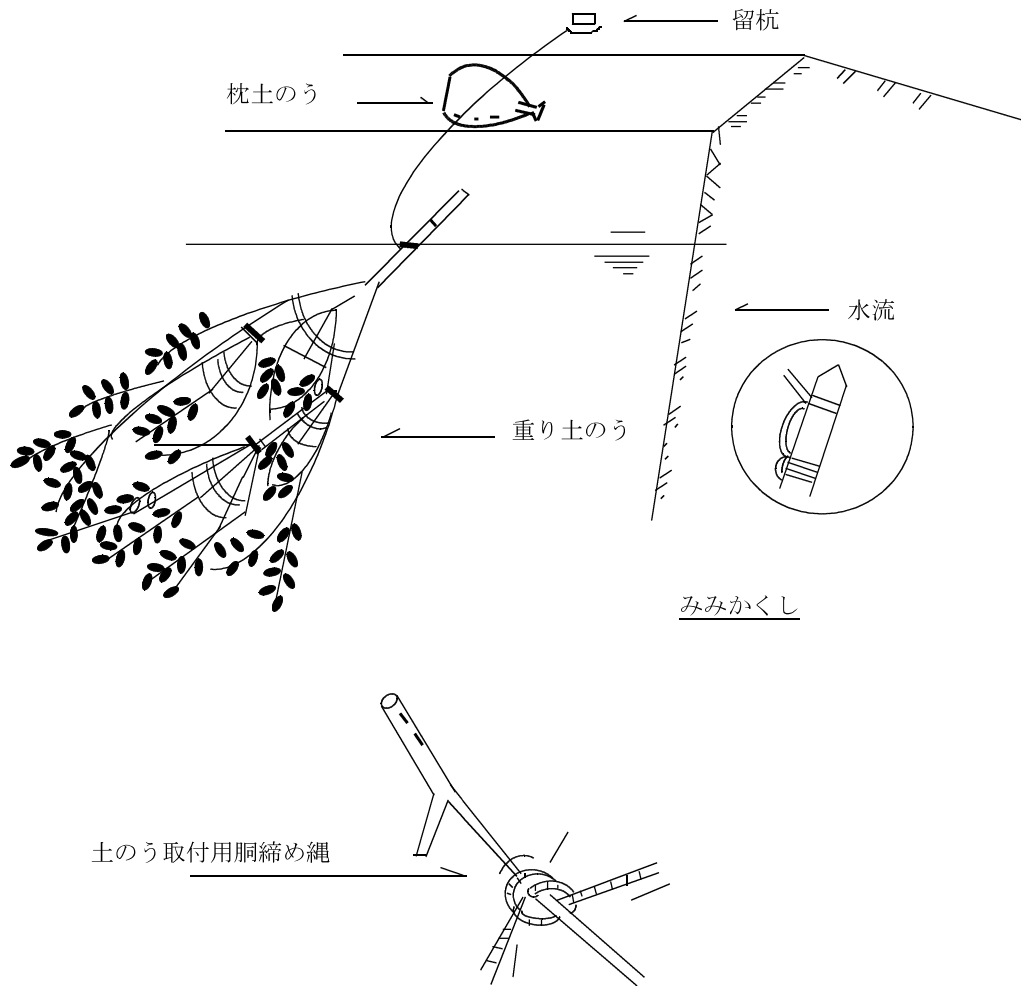


竹尖げの方法は、竹の経の5倍のあいだを斜めにそいで、割れを防ぐため図のように節を残す。

竹の太い場合には節の後方の両側をそぐ、竹天げの数が多い場合などを用いるが、数の多い場合で、迅速に行わねばならない時には竹天げ専用の鎌を使用する。

土俵作りの方法は、空俵の両端に棧俵を当て、1壺がけ、又は2壺がけに取りつけ、（普通は2壺がけを用いる）、次に俵の腹を縦に鎌で切り開き、土砂を50~60kg位になるべく均等に詰め、胴を2~3ヶ所縄で2重巻にして強く締める。

第 1 図 木 流 し 工



木流し工（掛け木）

目 的

流水を緩和して川表堤防腹崩壊の拡大を防止する。

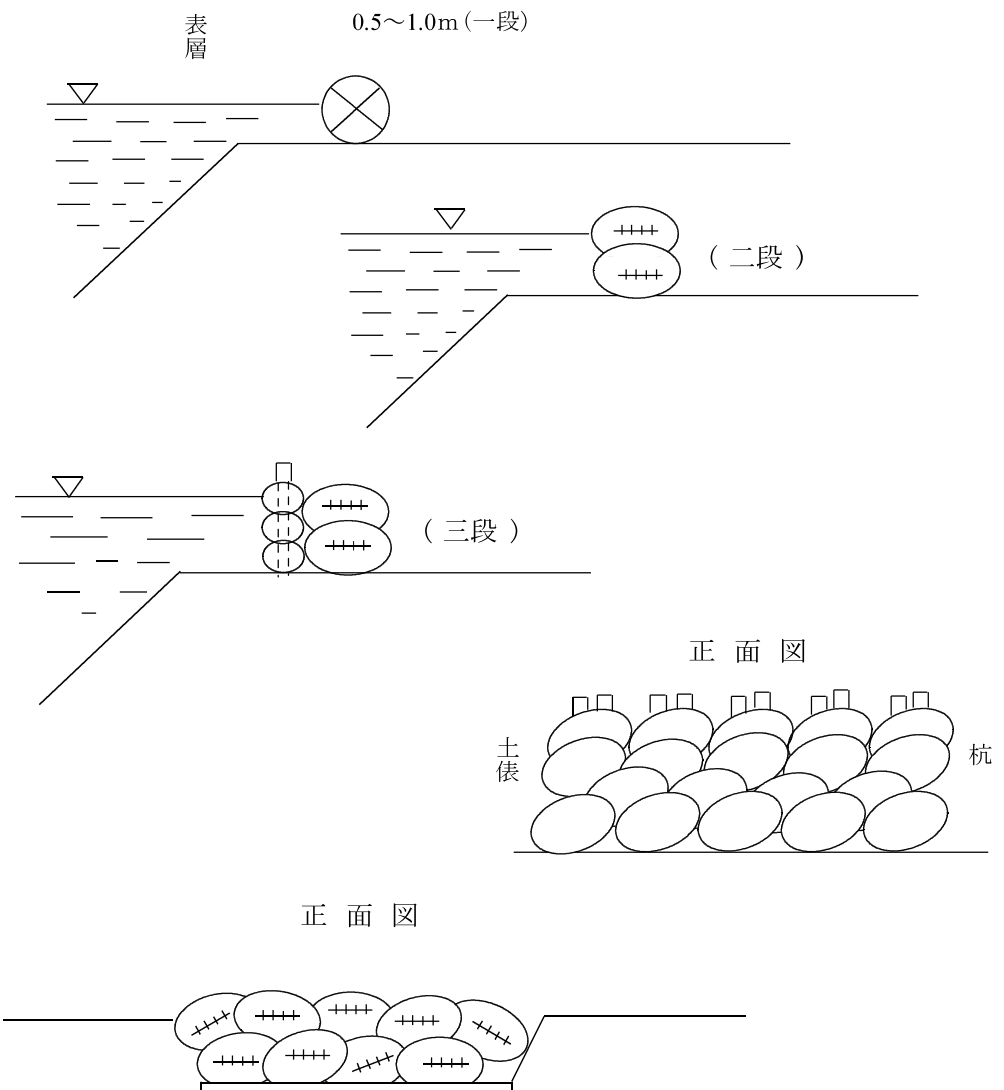
考 え 方

急流部に適する工法で、樹木を根本から伐り、枝に重り土のう（又は石俵）をつけ、根本は鉄線又は縄でしばり、その一端を留杭に結束し、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。枝を用いる場合は数本結束して用いる。

用 材

松、杉、柳などの枝葉の茂ったもの、土のう、鉄線、（縄）杭

第 2 図 積 土 の う 工



積 土 の う 工

目 的

洪水防止

拵 え 方

表層が欠け込んでも差支えないように川表層から 50cm 乃至 1 米引退けて所要の高さに土俵を積み上げる。

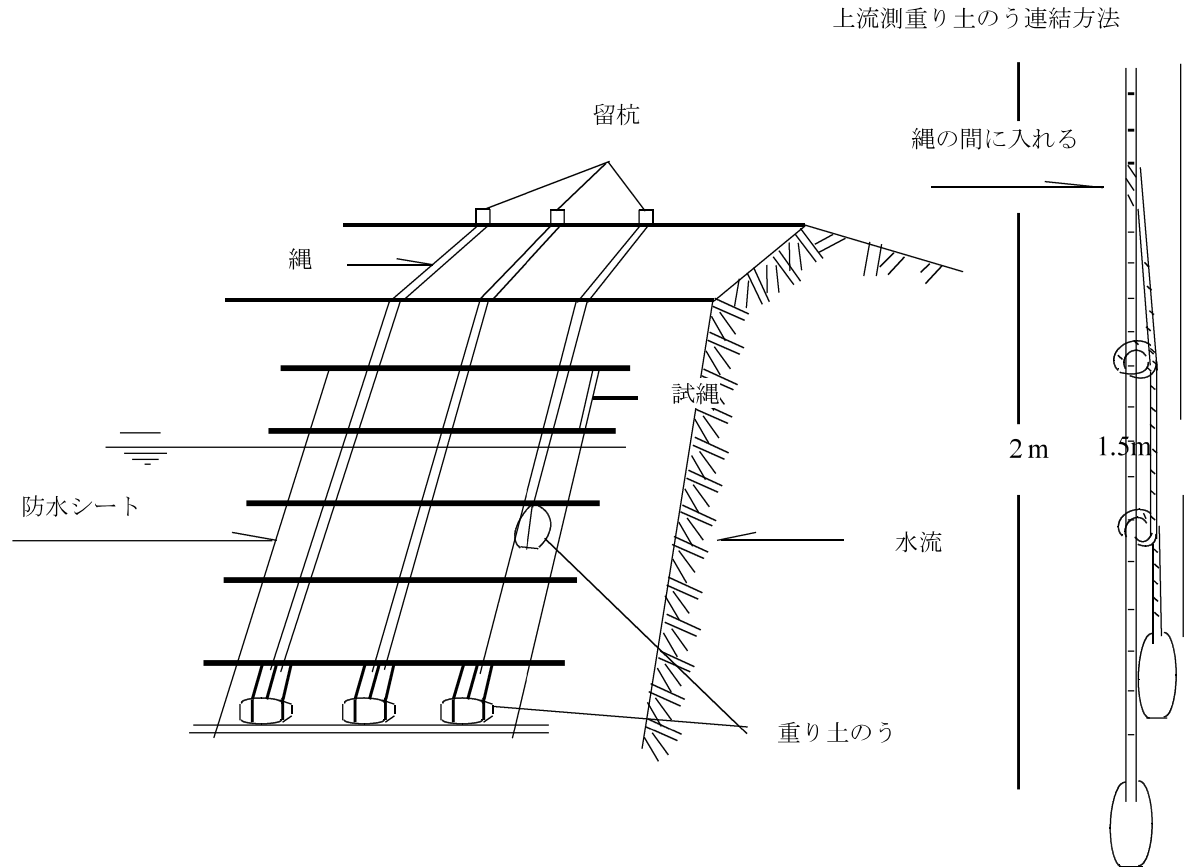
1 段積のときは長手又は小口積とし、俵の継目に土を填めて十分にふみ固め葎や藁などを押しあて透水を防ぐ。

3 俵重ねのときは木杭を串差とする。

用 材

土のう、木杭、塊土

第 3 図 シート張り工



シート張り工

目 的

堤防表法崩壊及び透水防止。

拵 え 方

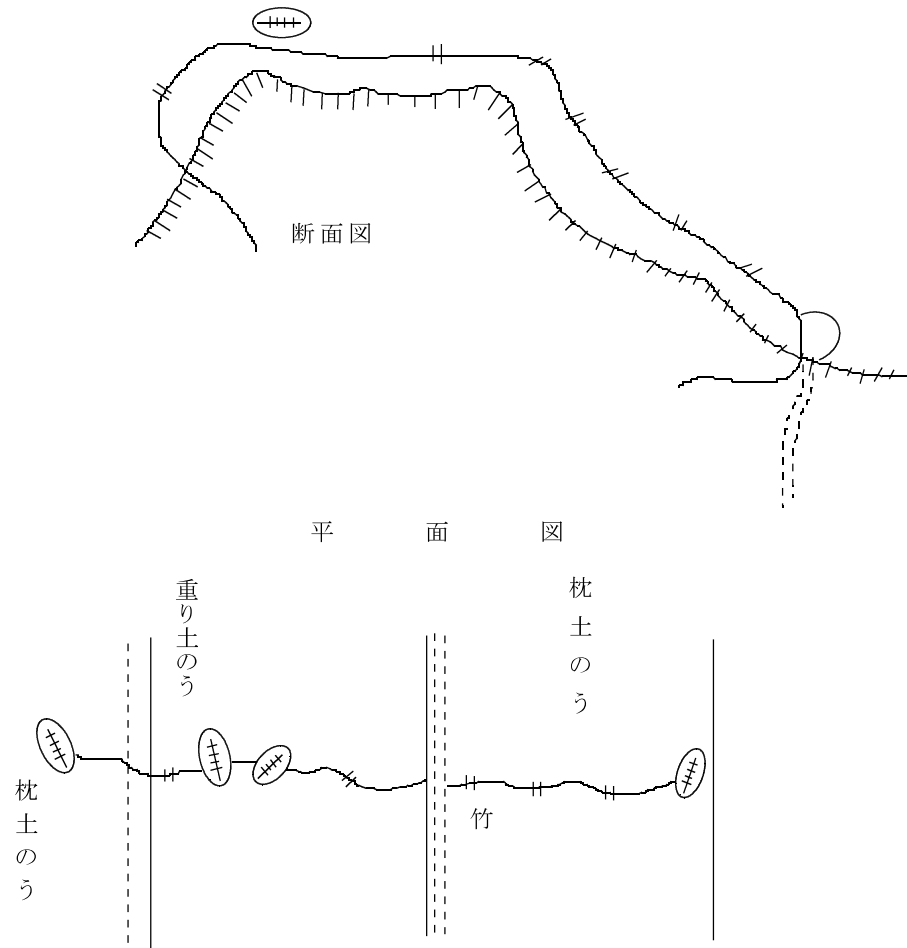
崩壊面の大きさに応じ、シートを 9 枚、12 枚或は 15 枚を縄で縫い合せ、横に 90cm 間隔に細竹をあらく縫い付け、下端に重り土俵を取り付け、これを心にして簀の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし所々針子縫をし煽りどめの重り土のうを載せて固定させる。

下端の重り土のうの荷を直接筵に負わせぬよう二本撚り縄で各々の細竹を繋ぎ天端の留杭に結束する。シートをはぎ合わすには細竹で拵えた縫針を使うのが便利である。

用 材

シート、二子縄、土俵、竹、(簀子用)、留杭

第 4 図 控 取 り



控 取 り 目 的

堤防天端及び裏法面の亀裂をしぼって崩壊を防止する。

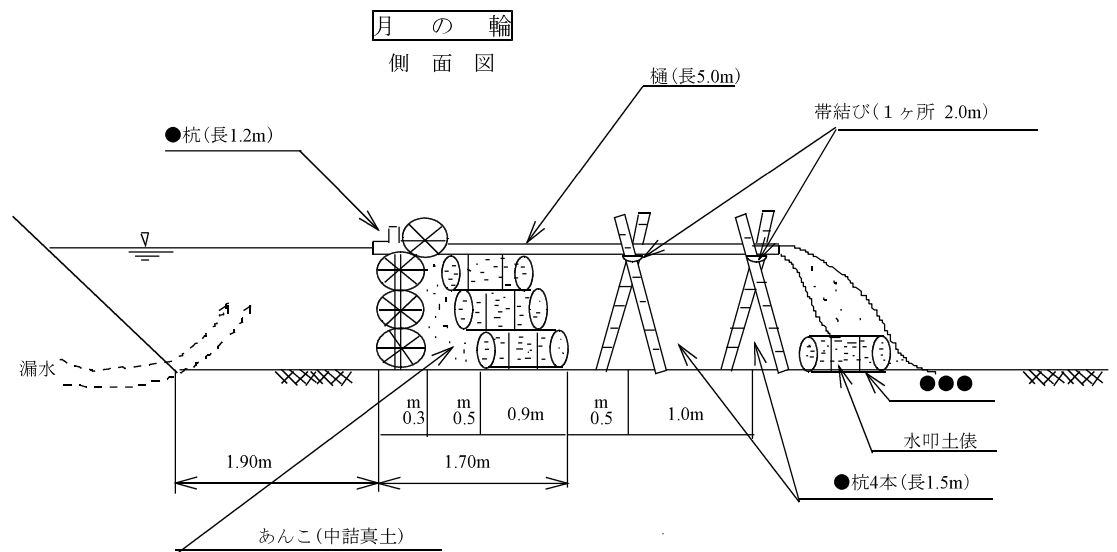
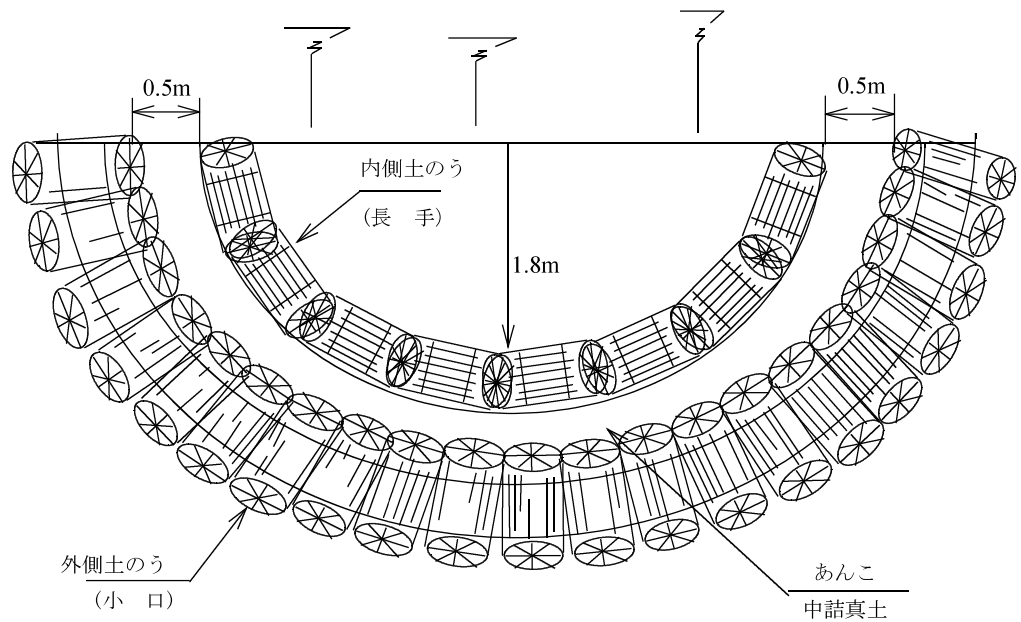
控 え 方

川裏の法尻に2米乃至5米間隔に土のうをおき、竹で蛇腹縫して固定させる。これに竹をつき差し、双方の竹を折返して縄にして結束する。折返し部分には栈俵などを中心にして又折返し工と同様枕土のうを用いる。

用 材

土のう、栈俵、竹

第 5 図
月 の 輪 工



月 の 輪 工 目 的

堤防裏法の漏水を堰き上げて圧力を弱める。

拵 え 方

漏水口の周囲尻法に土のうを半月状に積み上げ、この中に漏れ水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。

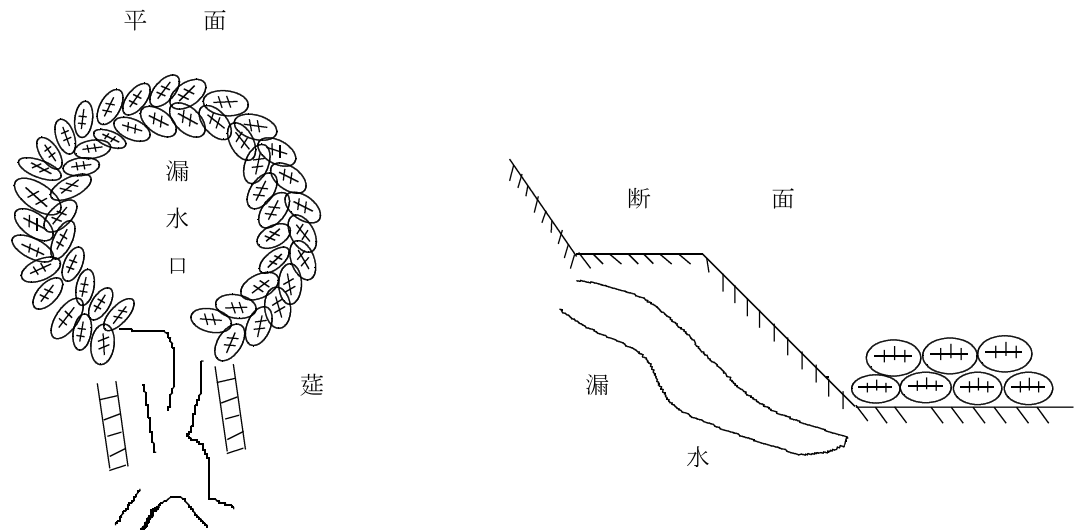
土のう積の高さは水压を弱めうる程度でよく、若し三俵重ね以上になるときは留杭又は欄杭を打ち、土のうの頂部を蛇腹縫にする場合もある。上透水の流し口には筵をあげ、その先に樋をかけて導く。

土俵と土俵の間には塊土を詰め充分ふみ固めて空隙より漏水を防ぐ。

月の輪の大きさは普通半径 1.5 米～ 2 米位。

用 材 土のう、塊土、樋、杭木

第 6 図
釜 段 工



釜築き（釜段）

目 的

堤防裏法尻平場の噴水をせき上げて圧力を弱める。

拵 え 方

漏水口又は噴出口の周囲に環状に土のうを積み上げこの内に水をせき上げて圧力を弱め、水流から上透水をすみやかに放流させる。

噴出口の小さい場合は底抜きの樋、樽、又は土管で足りる。

土のうと土のうの間には塊土を飼い込んで十分にふみ固め漏れ水を防ぐ。水流しには葎を当て、その先に樋を仕掛ける場合もある。

釜築きの大きさは普通直径2～3米。

3段以上のときは杭棚にして崩れを防ぐ。

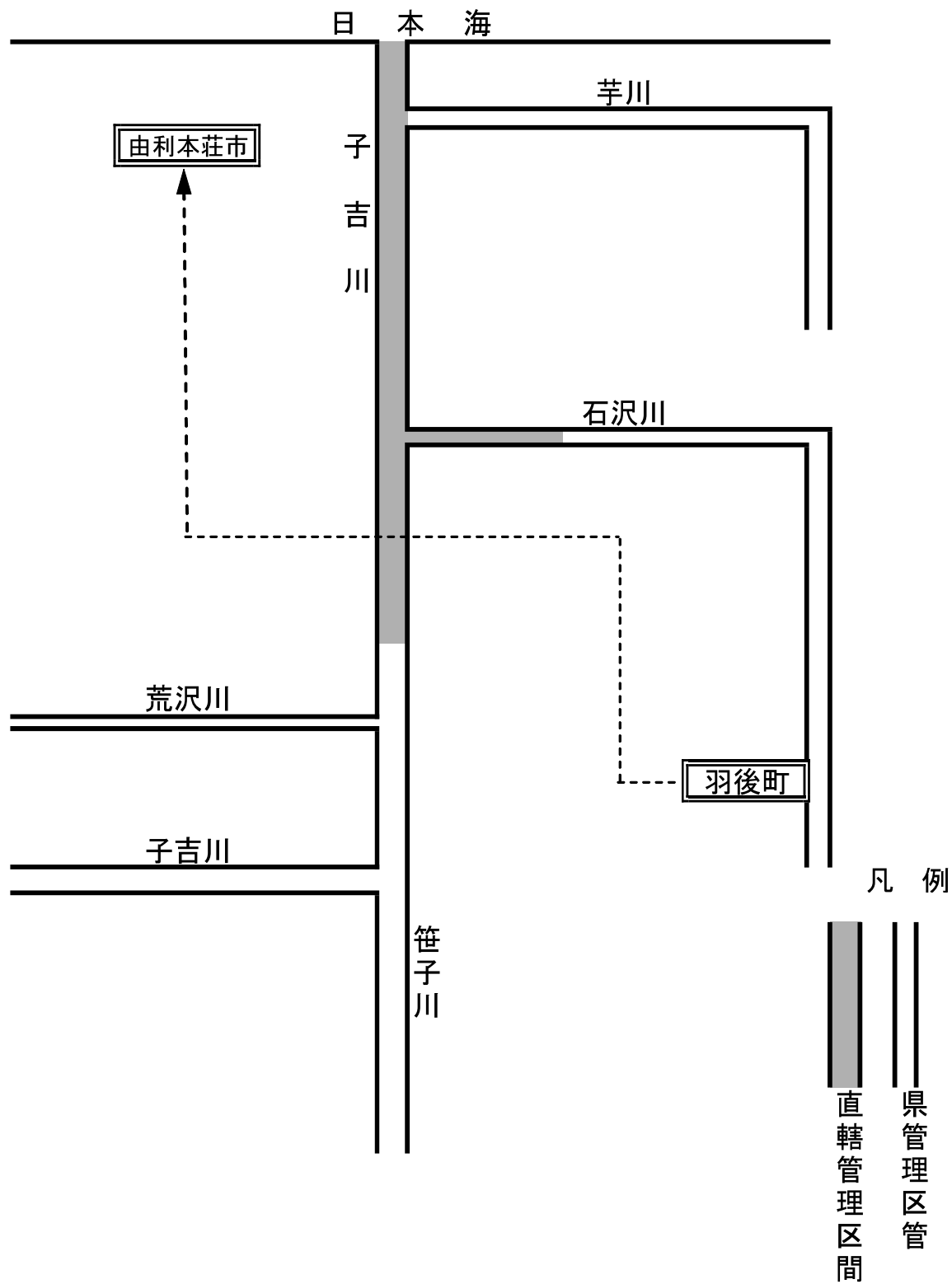
用 材

土のう（空俵）、塊土、葎（棚杭用）、柳（棚用）

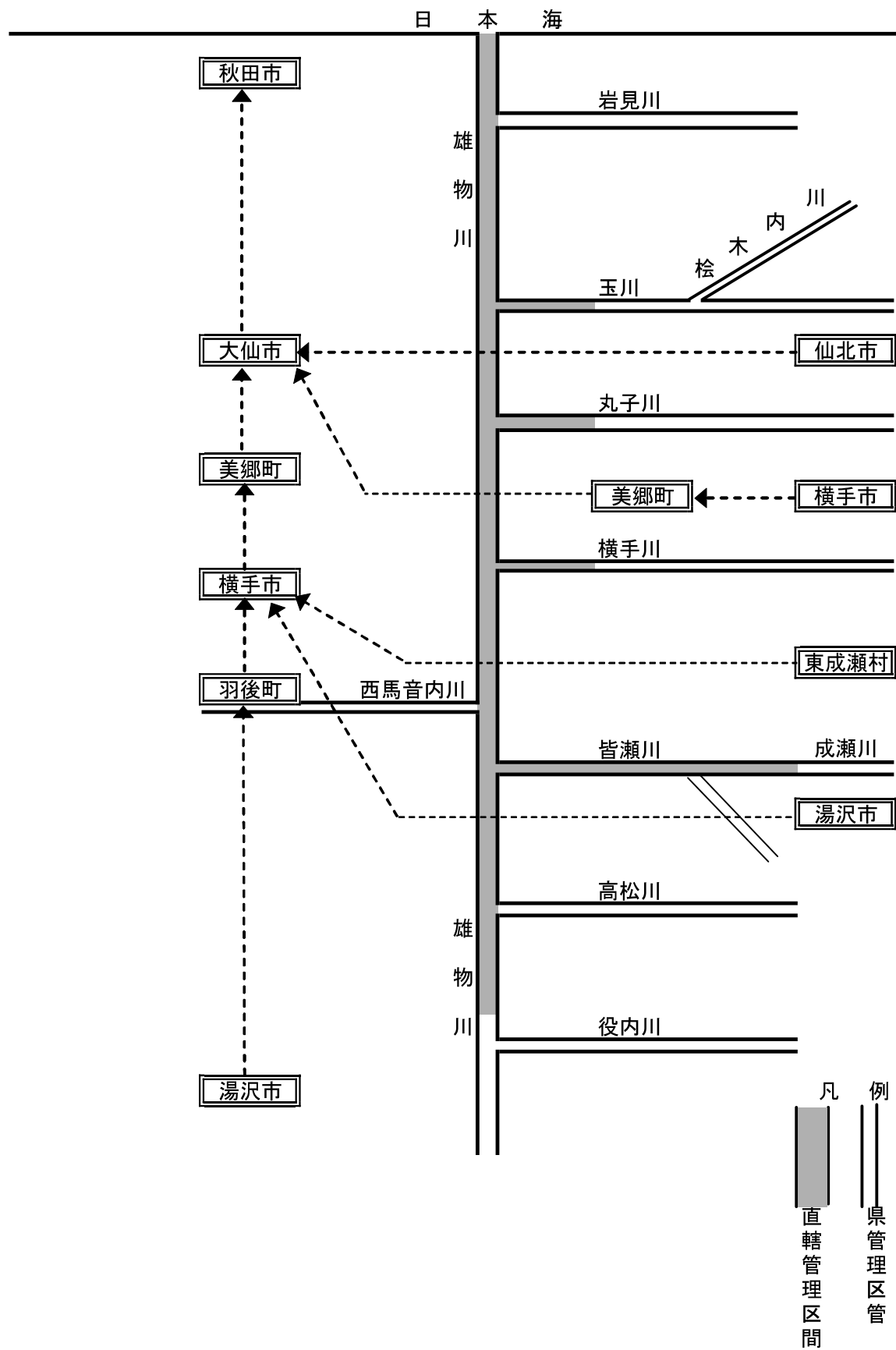
第7章 隣接市町村に対する水防通報

7-1 隣接市町村に対する水防通報

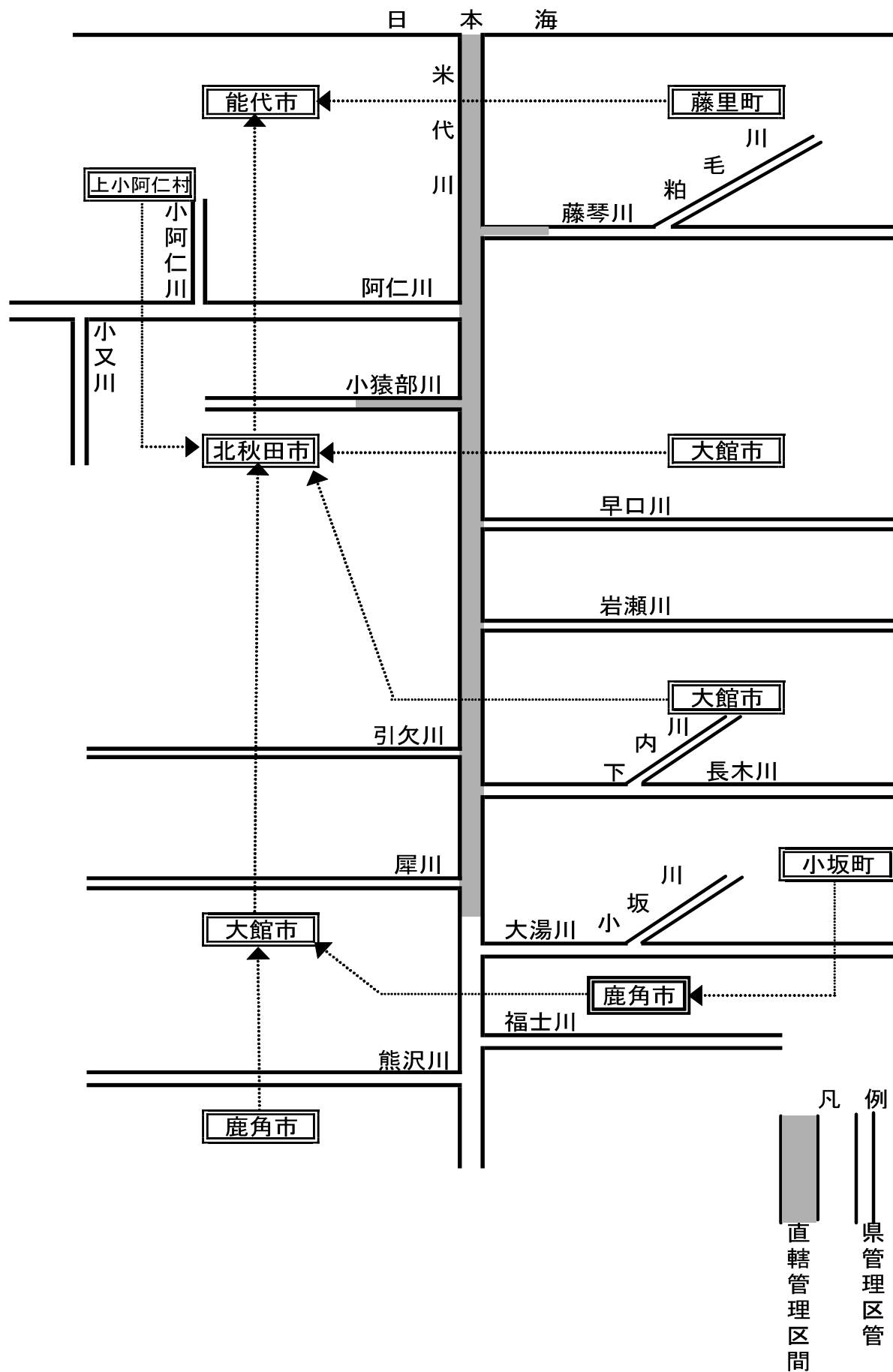
(子吉川水系)



(雄物川水系)



(米代川水系)



第8章 ダム一覧表

8-1 秋田県内ダム一覧表 (県所管)

ダム名	萩 形	森 吉	早 口	山 瀬	素 波 里	水 沢	旭 川
諸 元	米代川左支川 小阿仁川	米代川左支川 小又川	米代川右支川 早口川	米代川右支川 岩瀬川	米代川右支川 粕毛川	水沢川本川	雄物川右支川 旭川
型 式	重 力 式 コンクリート	重 力 式 コンクリート	重 力 式 コンクリート	中 央 コ ア 型 ロックフィル	重 力 式 コンクリート	中 央 コ ア 型 ロックフィル	重 力 式 コンクリート
堤 高	m 61.0	62.0	61.0	62.0	72.0	46.5	51.5
堤 頂 長	m 173.0	105.0	178.0	380.0	142.0	235.0	380.0
堤 体 積	m ³ 111,000	75,000	199,000	1,625,000	115,000	568,000	125,000
堤 頂 標 高	m 227.0	353.0	316.0	198.0	152.0	186.5	146.5
集 水 面 積	km ² 86.7	直接125.0間節14.0	48.5	67.2	100.0	27	34.4
貯 水 池 面 積	km ² 0.85	1.56	0.33	0.94	1.92	0.24	0.35
総 貯 水 容 量	m ³ 14,950,000	37,200,000	6,550,000	12,900,000	42,500,000	3,001,000	5,200,000
有 効 貯 水 容 量	m ³ 11,650,000	26,900,000	5,050,000	10,900,000	39,500,000	2,596,000	4,200,000
堆 砂 容 量	m ³ 3,300,000	4,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	405,000	1,000,000
サ ー チ ャ ー ジ 容 量	m ³ 2,750,000	3,400,000	800,000	1,800,000	3,000,000	1,726,000	4,200,000
予 備 放 流 量	m ³ 520,000	4,300,000	150,000	—	1,000,000	—	—
洪 水 調 節 容 量	m ³ 10,000,000	9,800,000	5,050,000	7,900,000	13,000,000	2,312,000	4,200,000
常 時 満 水 位	m 223.0	350.0	311.5	190.80	149.6	172.5	128.5
サ ー チ ャ ー ジ 水 位	m 226.0	352.0	314.0	192.70	151.0	181.5	144.5
洪 水 期 間 制 限 水 位	m 211.5	348.6	290.2	181.50	144.2	168.0	—
予 備 放 流 水 位	m 210.25	洪水期融雪期345.6 348.6	289.0	—	143.5	—	—
堆 砂 位	m 205.50	320.0	289.0	173.50	110.6	165.0	125.0
計 画 高 水 流 量	m ³ /s 650	440	630	760	900	188.5	220
計 画 放 流 量	m ³ /s 50	190	170	200	250	27.0	50
調 節 流 量	m ³ /s 600	250	460	560	650	161.5	170
洪 水 流 量	m ³ /s 50	82	50	100	100	60	40
発 電 最 大 使 用 水 量	m ³ /s 14.0	16.5	6.0	5.5	12.0	—	—
発 電 常 時 使 用 水 量	m ³ /s 2.58	4.59	0.85	1.73	3.30	—	—
発 電 最 大 出 力	kw 15,500	6,500	7,500	2,100	6,300	—	—
発 電 常 時 出 力	kw 1,900	1,680	740	540	970	—	—
洪 水 調 節 方 式	一 定 量	一 定 率 一 定 量	一 定 率 一 定 量	自 然 調 節	一 定 率 一 定 量	自 然 調 節	自 然 調 節
着 手 年 月 日	S 37.4	S 27.4	S 46.4	S 52.4	S 42.4	S 52.4	S 43.4
完 成 年 月 日	S 42.3	S 28.10	S 52.3	H 4.3	S 46.3	H 7.3	S 48.3
放 流 設 備	クレストラジアル ゲート 1門 コンジットラジアルゲ ート 1門 放流ゲート 1門 (ジェットフロー ゲート φ700)	クレストローラー ゲート 1門	クレストラジアル ゲート 2門 コンジットラジアル ゲート 1門	オリリスゲート 2.47×5.0 2門 オリフィスゲート 2.40×3.80 1門 自由越流堤 1.90×5.0 2門 自由越流堤 3.0×100.0 1門	クレストラジアル ゲート 2門 放流管 1門 温水放流管 1門	半管路式ローラー ゲート 1.3×1.3 1門 スライドゲート φ900 2門 自由越流堤 (直入式シュート型) 2.5×80.27 1門	クレストラジアル ゲート 2門 コンジットコース ターゲート 1門 コンジットラジ アルゲート 1門

(県所管)

岩 見	大 内	鎧 畑	協 和	大 松 川	皆 瀬	板 戸	砂 子 沢
雄物川右支川 三内川	子吉川右支川 畑川	雄物川右支川 玉川	雄物川右支川 淀川	雄物川右支川 松川	雄物川右支川 皆瀬川	雄物川右支川 皆瀬川	米代川水系右 支川砂子沢川
重 力 式 コンクリート	重 力 式 コンクリート	重 力 式 コンクリート	重 力 式 コンクリート	重 力 式 コンクリート	表面遮水壁型 ロックフィル	重 力 式 コンクリート	重 力 式 コンクリート
66.5	27.5	58.5	49.3	65.0	66.5	28.7	78.5
242.0	106.0	236.0	222.5	296.0	215.0	120.0	185.0
197,000	21,490	192,000	168,900	294,000	コ 95,000 ロ 480,000	30,900	283,000
152.5	76.0	328.5	239.3	192.0	255.0	202.0	353.5
73.1	3.37	320.3	24.4	38.15	172.0	182.0	17.0
0.95	0.13	2.55	0.49	0.74	1.5	0.21	0.44
19,300,000	724,000	51,000,000	7,800,000	12,150,000	31,600,000	1,598,000	8,650,000
16,000,000	626,000	43,000,000	7,050,000	11,000,000	26,300,000	1,371,000	7,630,000
3,300,000	98,000	8,000,000	750,000	1,150,000	5,300,000	227,000	1,020,000
3,300,000	443,000	5,000,000	5,500,000	2,900,000	1,600,000	-	2,000,000
-	-	非洪水期 4,176,000	-	-	-	-	-
12,500,000	443,000	32,000,000	5,500,000	6,300,000	16,200,000	-	2,000,000
147.5	67.0	325.0	220.4	183.7	250.0	194.9	343.0
150.5	71.0	327.0	235.3	188.0	251.0	-	348.0
133.0	-	309.5	-	177.5	237.5	-	-
排洪水期 133.0	-	非洪水期 322.97	-	-	非洪水期 237.5	-	-
124.0	63.0	299.0	212.0	160.2	222.5	184.5	314
660	45	700	390	390	1,300	-	130
30	8	200	39	45	400	-	30
630	37	500	351	345	900	-	100
30	8	200	40	45	100	-	25
12.0	-	35.0	-	2.9	12.0	15.0	-
4.29	-	11.82	-	1.11	4.58	3.82	-
5,400	-	15,700	-	1,000	5,300	2,000	-
1,100	-	3,000	-	230	2,700	480	-
一 定 量	自 然 調 節	自然調節、一定量	自 然 調 節	自 然 調 節	自然調節、一定量	-	自 然 調 節
S 47.4	H 3.4	S 27.4	S 60.4	S 58.4	S 33.4	S 56.4	H 4.4
S 54.3	H 20.3	S 33.3	H 10.3	H 11.3	S 38.10	S 60.3	H 22.9
クレストラジアル ゲート 2門 コンジットコース ターゲート 1門 コンジットホロー ジェットバルブ 1門	オリフィスゲート 1.40×1.30 1門 自由越流堤 3.0×5.5 2門	クレストラジアル ゲート 3門 オリフィスローラー ゲート 2門	オリシゲート 2.1×2.0 1門 自由越流堤 2.4×11.5 6門	オリフィスゲート 2.35×2.35 1門 2.15×2.45 2門 自由越流堤 2.0×11.5 11門	クレストローラー ゲート 2門 オリフィスゲート 1門 ハウエルバンガー バルブ 1門	自由越流堤 7.1×60 1門 高圧スライドゲート 1.65×1.65 1門	自由越流堤 5.0×3.9 1門 2.9×12.0 2門 ジェットフローゲート φ500×1条、 φ300×1条

(国土交通省所管)

ダム名	玉川ダム	森吉山ダム					
諸 元	雄物川右支川 玉川	米代川左支川 阿仁川右支川 小又川					
型 式	重 カ 式 コンクリート	ロックフィル					
堤 高	m 100.0	89.9					
堤 頂 長	m 441.5	786.0					
堤 体 積	m ³ 1,150,000	5,850.0					
堤 頂 標 高	m 406.0	183.9					
集 水 面 積	km ² 287.0	248.0					
貯 水 池 面 積	km ² 8.3	3.2					
総 貯 水 容 量	m ³ 254,000,000	78,100,000					
有 効 貯 水 容 量	m ³ 229,000,000	68,100,000					
堆 砂 容 量	m ³ 25,000,000	10,000,000					
サ ー チ ャ ー ジ 容 量	m ³ 39,000,000	—					
予 備 放 流 量	m ³ —	—					
洪 水 調 節 容 量	m ³ 107,000,000	50,500,000					
常 時 満 水 位	m 397.4	156.7					
サ ー チ ャ ー ジ 水 位	m 402.4	177.2					
洪 水 期 間 制 限 水 位	m 387.2	—					
予 備 放 流 水 位	m —	—					
堆 砂 位	m 353.7	143.20					
計 画 高 水 流 量	m ³ /s 2,800	2,300					
計 画 放 流 量	m ³ /s 200	160					
調 節 流 量	m ³ /s 2,600	2,200					
洪 水 流 量	m ³ /s 200	160					
発 電 最 大 使 用 水 量	m ³ /s 40.0	20.0					
発 電 常 時 使 用 水 量	m ³ /s 10.93	3.52					
発 電 最 大 出 力	kw 23,600	11,000					
発 電 常 時 出 力	kw 3,300	0					
洪 水 調 節 方 式	一 定 量	自 然 調 節					
着 手 年 月 日	S 50.4	S60.8					
完 成 年 月 日	H 3.3	H24.4					
放 流 設 備	クレストゲート 4門 リフティングゲート 1門 コンジットゲート 2門 放流ゲート 1門 (ジェットフロー ゲート φ2,400)	放流ゲート 1門 (ジェットフロー ゲートφ2,700) 常用洪水吐 非常用洪水吐					

第9章 水防報告

資料9－1 水防活動報告書様式(例)

水防活動実施報告書

令和 年 月 日
作成責任者

出水の概況	川		警戒水位		m					
			雨量		mm					
水防実施箇所	川		左岸		地先		m			
			右岸							
日時	自 月 日 時		至 月 日 時							
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇所		m		工法					
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家戸 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の傷死				
	丸太									
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する										
自己批判										
備考										

平成27年台風○号における水防活動 (○○県○○市消防団・平成27年8月○日～○日)		
○概 要 ○○市消防団は、平成27年8月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。		
活動時間 8/○～8/○ 約12時間	出動延人数 ○名	主な活動内容 ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
○○川左岸(○○地先) 堤防巡視	○○川左岸(○○地先) 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	
○○川右岸(○○地先) 月の輪工	○○地区の浸水被害	

第 10 章 水防協力団体の申請・指定及び運用

10-1 水防協力団体指定要領

〇〇市（町、村）水防協力団体指定要領

1. 通則

〇〇市（町、村）における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

2. 水防協力団体の要件（法第36 条第1 項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

3. 水防協力団体の業務（法第37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法第36 条第1 項・第3 項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町、村）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市（町、村）水防協力団体指定申請書」（資料10-2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料10-3）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、申請するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36 条第2 項・第4 項関係）

- （1）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町、村）水防協力団体認定書」（資料10－4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

10-2 水防協力団体指定申請書様式

〇〇市（町、村）水防協力団体指定申請書	
	年 月 日
〇〇市（町、村）水防管理者	
〇〇市（町、村）長	様
	住 所
	（事務所所在地）
	団体の名称
	代表者氏名
水防法第36条第1項及び〇〇市（町、村）水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、 〇〇市（町、村）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料10-3）を添えて申請します。	

10-3 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書	
	年 月 日
〇〇市（町、村）水防管理者	
〇〇市（町、村）長	様
	住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名
〇〇市（町、村）の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。	
※自由記載	
【記載例】	
<u>平時の活動事例</u>	
・ 土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供 ・ 水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示 ・ 講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発 ・ 小中学校や自治会に対する出前講座等の実施 ・ 水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催 ・ 水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展	
	など
<u>災害時の活動事例</u>	
・ 土のうの袋詰めや運搬 ・ 子どもやお年寄りなどの救護 ・ 住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援 ・ 土のう袋など水防資器材の設備等の提供 ・ 水防団員・消防団員の休憩場所の提供	
	など
◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。	
※自由記載	

10-4 水防協力団体認定書様式

〇〇市（町、村）水防協力団体認定書	
	年 月 日
住 所	
（事務所所在地）	
団体の名称	
代 表 者〇〇〇〇 様	
	〇〇市（町、村）水防管理者
	〇〇市（町、村）長
水防法第36条第1項及び〇〇市（町、村）水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、 貴団体を〇〇市（町、村）水防協力団体に指定します。	

10-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領

〇〇市（町、村）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 通則

〇〇市（町、村）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに〇〇市（町、村）水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法第38条関係）

水防法第36条及び〇〇市（町、村）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料10-6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、〇〇市（町、村）水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

5. その他

- （1）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

10－6 水防協力団体協力活動報告書様式

〇〇市（町、村）水防協力団体協力活動報告書	
	年 月 日
〇〇市（町、村）水防管理者	
〇〇市（町、村）長	様
	住 所
	（事務所所在地）
	団体の名称
	代表者氏名
別紙のとおり水防協力活動を実施したので、〇〇市（町、村）水防協力団体との水防協働活動実施要領第3の規定に基づき提出します。	

秋田県水防協議会

1 秋田県水防協議会委員名簿

(令和6年度)

役職	現職名	委員氏名	就任年月日	選任の理由
会長	秋田県知事	佐竹 敬久	平成21年4月20日	水防法第8条第4項
委員	秋田県町村会副会長 五城目町長	渡邊 彦兵衛	平成30年7月2日	町村会の代表 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	秋田県指定水防管理団体連合 協議会会長	福原 淳嗣	平成29年5月1日	河川協会等の代表 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員秋田支社長	井料 青海	令和4年6月22日	輸送関係者の代表 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	東日本電信電話株式会社 秋田支店長	澤村 誉	令和4年7月1日	通信関係者の代表 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	東北電力株式会社 執行役員秋田支店長	寺崎 芳典	令和6年4月1日	工作物管理者等の代表 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	陸上自衛隊第21普通科連隊長 (兼)秋田駐屯地司令	妹尾 研作	令和4年8月1日	水防に密接な関係者 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	東北森林管理局長	大政 康史	令和6年1月1日	水防に密接な関係者 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	秋田地方気象台長	山本 佳緒里	令和5年4月1日	気象関係職員 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	東北地方整備局 秋田河川国道事務所長	松本 章	令和5年4月1日	地方整備局関係職員 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所長	松原 寛	令和5年4月1日	地方整備局関係職員 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	東北地方整備局 能代河川国道事務所長	小笠原 清	令和6年4月1日	地方整備局関係職員 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	公募委員	蝦名 萬智子	令和4年4月1日	民間の知識経験者 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	秋田県警察本部長	山本 哲也	令和6年4月1日	警察関係職員 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	秋田県総務部危機管理監 (兼)広報監	菅生 淑子	令和6年4月1日	消防関係職員 (昭和24年建設次官通牒による)
委員	秋田県建設部長	川辺 透	令和5年7月21日	土木関係職員 (昭和24年建設次官通牒による)

2 秋田県水防協議会条例

昭和25年4月25日

秋田県条例第15号

最終改正平成26年4月1日条例第72号

秋田県水防協議会条例をここに公布する。

秋 田 県 水 防 協 議 会 条 例

(設 置)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第八条第一項の規定に基づき、水防計画その他水防に関重要な事項を調査審議するため、秋田県水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(会 長)

第二条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2. 会長に事故あるときは、会長のあらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

3. 会長及び会長の職務を代理する者に事故あるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(委員)

第三条 委員の定数は、十五人以内とする。

2. 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3. 前項の委員は再任されることができる。

(招 集)

第四条 会長は、会議を招集し、議長となる。

(議 事)

第五条 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開く事ができない。

2. 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑 則)

第六条 この条例の定めるものを除く外、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(平成12年条例第100号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成26年条例第72号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

関係法令

1 水防法

(昭和二十四年六月四日法律第百九十三号)
最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

- 第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

- 第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

- 第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害

の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で

定める事項を明らかにしてするものとする。

- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場

等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）

当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とある

のは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長

- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

- 第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

- 第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、そ

の旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

- 第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

- 第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

- 第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

- 第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。
- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

- 第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防に

より著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、

関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、

必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月一日法律第六一号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一日法律第一四一号） 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三二年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和四七年六月二三日法律第九四号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五十九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成七年四月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年一月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二四号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第

五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年十一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高

潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計

画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

2 水防法施行規則

(平成十二年十一月二十一日建設省令第四十四号)

最終改正：令和二年十二月二十三日国土交通省令第九十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

(洪水浸水想定区域の指定)

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢いつ流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まなければならない。
- 4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

(洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準)

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）
- 四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（次条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

(洪水浸水想定区域等の公表)

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

(雨水出水浸水想定区域の指定)

第四条 法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

- 2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

(雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準)

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

(雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

- 2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

(高潮浸水想定区域の指定)

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

- 2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

- 4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

（高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準）

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

（高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

（高潮浸水想定区域等の公表）

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置）

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
- 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

- 三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
 - 四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
 - 五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - 六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項
- 2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

- 2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
- 3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
- イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
- ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
- ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

(浸水被害軽減地区の指定の公示)

第十九条の三 法第十五条の六第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
- 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
- 三 当該浸水被害軽減地区の位置
- 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- 2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。
 - 一 市町村、大字、字、小字及び地番
 - 二 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
- イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
- ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先

ニ 標識の設置者及びその連絡先

二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類

明示すべき事項

縮尺

備考

浸水被害軽減地区の位置図

浸水被害軽減地区の位置

二千五百分の一以上

浸水被害軽減地区の現況図

浸水被害軽減地区の形状

二千五百分の一以上

平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図

当該行為を行う場所

二千五百分の一以上

当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状

二千五百分の一以上

平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項)

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知)

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号）

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三年七月三日）から施行する。

附 則 （平成一七年六月一日国土交通省令第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則 （平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則 （平成二七年一月一六日国土交通省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則 （平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則 （平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則 （令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

3 秋田県水防規則

(昭和二十五年九月九日秋田県規則第三十一号)
最終改正：令和十七年七月一日規則第七二号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十一条、第十三条第一項及び第三十六条第二項の規定に基き、秋田県水防規則を次のように制定する。

(優先通行の標識)

第一条 防法第十八条の規定による優先通行の標識の様式は、様式第一号によるものとする。

2 水防のため出動する車両は、前項の標識を使用しなければならない。

(平一七規則七二・一部改正)

(水防信号)

第二条 水防法第二十条第一項の規定による水防信号は、別表のとおりとし、水防管理者又はその命を受けた者が発しなければならない。

(平一七規則七二・一部改正)

(身分証明書)

第三条 水防法第四十九条第二項の規定により県の職員が携帯する身分を示す証票の様式は、様式第二号によるものとする。

(平一七規則七二・一部改正)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三五年規則第五七号)

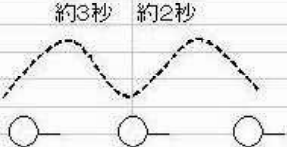
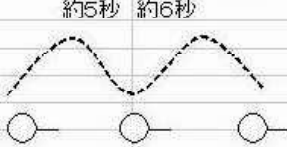
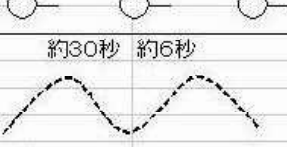
この規則は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附則(平成一七年規則第七二号)

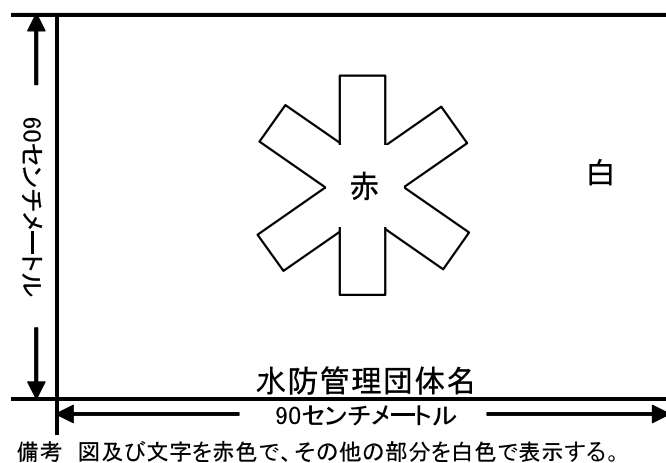
この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

別表 水防信号(第2条関係)

(平17規則72・追加)

前記の信号を次の方法によって発信する		
方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
避難信号		
出動信号		
警戒信号		

様式第1号 優先通行の標識(第1条関係)
(平17規則72・追加)



様式第2号 身分証明書(第3条関係)
(平17規則72・追加)

(表面)

7センチメートル	身 分 証 明 書		第 号
	所 属 職氏名		
	年 月 日生		
	上記の者は、水防法第49条第1項の規定による立入りをすることができる職員であることを証明する。		
	年 月 日交付		
	秋田県知事		印
	9センチメートル		

(裏面)

水防法抜粋	
(資料の提出及び立入り)	
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。	
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

4 水防施設費国庫補助規則

(昭和二十六年三月二十九日建設省令第五号)

最終改正：平成二三年七月一日国土交通省令第五〇号

水防施設費国庫補助規則を次のように定める。

(補助の目的)

第一条 国土交通大臣は、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防施設の充実強化を図るため、都道府県に対して、この規則の定めるところにより、補助金を交付する。

(定義)

第二条 この規則で「水防施設」とは、水防に必要な器具、資材及び設備をいう。

(補助の対象)

第三条 国は、左に掲げる費用について、毎年度予算の範囲内において、補助金を当該都道府県に対して交付する。

- 一 都道府県が水防施設を整備するために要する費用
- 二 水防管理団体が水防施設を整備するために要する費用について、都道府県が当該水防管理団体に対して助成する費用
- 三 都道府県がその助成に係る水防管理団体の水防施設の整備の状況を監督するために要する費用

(計画書の提出・内定額の通知)

第四条 都道府県知事は、水防施設について国庫の補助を受けようとするときは、あらかじめ、別に定める様式の計画書を水管理・国土保全局長に提出しなければならない。

2 前項の計画書に基き国庫において補助しようとする額が内定したときは、水管理・国土保全局長は、内定した金額を当該都道府県知事に通知しなければならない。

(国庫補助申請書の提出)

第五条 都道府県知事は、同条第二項の内定通知を受けたときは、都道府県の議会のこれに関する議決を経て、当該予算書の関係部分の写及び実施計画書を添えて、国土交通大臣に国庫補助申請書を提出しなければならない。

2 前項の実施計画書及び国庫補助申請書の様式は、別に定める。

(国庫補助通知書の交付)

第六条 国土交通大臣は、前条の国庫補助申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助額を決定し、国庫補助通知書を交付するものとする。

(実施計画書の変更)

第七条 前条の国庫補助通知書を受けた後において、実施計画書の内容について著しい変更をしようとするときは、都道府県知事は、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(報告事項)

第八条 都道府県知事は、天災その他の災害により国庫の補助に係る水防施設に著しい被害を受けたときは、直ちにその状況を水管理・国土保全局長に報告しなければならない。

(検査)

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国庫の補助に係る水防施設に関して、必要な検査をすることができる。

(認定)

第十条 国庫の補助に係る水防施設が整備されたときは、都道府県知事は、直ちに別に定める様式の精算書を国土交通大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

(補助金の返納)

第十一条 水防施設が整備された場合において、整備費に剰余を生じたときは、その剰余のうち、補助金に相当する額は国庫に返納しなければならない。但し、百円に満たないときは、この限でない。

(補助金の返還命令)

第十二条 補助金の交付を受けた都道府県について、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、国土交通大臣は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助金を使用しないとき、又は補助の目的に反して使用したとき。
- 二 この規則の規定に違反したとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。

(水防管理団体に対する助成の手続)

第十三条 水防管理団体に対して都道府県が助成をする場合の手続その他必要な事項は、都道府県知事が定める。

附 則

この省令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二十七年七月一四日建設省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一一月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成二三年七月一日国土交通省令第五〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

5 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

（昭和三十七年九月六日法律第百五十号）

最終改正：平成二七年五月二七日法律第二九号

（趣旨）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

6 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

（昭和三十七年十月十日政令第四百三号）

最終改正：平成二八年十一月二四日政令第三五三号

（水防資材に関する補助の特例の対象となる地域）

第三十九条 法第二十一条の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- 一 法第二十一条の規定により都道府県に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該都道府県が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が百九十万円を超える都道府県の区域
- 二 法第二十一条の規定により水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体（以下この号及び次条において「水防管理団体」という。）に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該水防管理団体が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が三十五万円を超える水防管理団体の区域

2 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

（水防資材の費用）

第四十条 法第二十一条の政令で定める費用は、激甚災害に関し水防のため使用した資材の取得に要した費用のうち、都道府県にあつては百九十万円を超える部分、水防管理団体にあつては三十五万円を超える部分とする。

- 2 前項の資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とする。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第四条の規定により災害復旧事業の事業費に含まれる費用に係るものを除く。

7 気象業務法（抄）

（昭和二十七年六月二日法律第百六十五号）
最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

（2から5項まで省略）

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

（8項省略）

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起るおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 4 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 5 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

8 気象業務法施行令（抄）

（昭和二十七年十一月二十九日政令第四百七十一号）

最終改正：平成二五年八月二六日政令第二四一号

（一般の利用に適合する予報及び警報）

第四条 法第十三条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
天気予報	当日から三日以内における風、天気、気温等の予報
週間天気予報	当日から七日間の天気、気温等の予報
季節予報	当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地震動予報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。）の予報
火山現象予報	噴火、降灰等の予報
津波予報	津波の予報
波浪予報	当日から三日以内における風浪、うねり等の予報
気象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地震動注意報	地震動によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火山現象注意報	噴火、降灰等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波浪注意報	風浪、うねり等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気象警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地震動警報	地震動に関する警報
火山現象警報	噴火、降灰等に関する警報
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報
津波警報	津波に関する警報
高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波浪警報	風浪、うねり等に関する警報
海面水温予報	海洋の表面における水温の予報
海流予報	海流の状況の予報
海水予報	沿岸における海水の状況の予報
浸水注意報	浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸水警報	浸水に関する警報
洪水警報	洪水に関する警報

（特別警報）

第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報
高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	風浪、うねり等に関する特別警報

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第七条 法第十四条の二第一項 の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種類	内容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によつて水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によつて重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用津波警報	津波に関する警報
水防活動用高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために 行う予報
水防活動用高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第八条 法第十五条第一項 の規定による通知は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 法第十三条第一項 の規定による警報の種類及び通知先

種類	通知先
気象警報 高潮警報 波浪警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動警報	日本放送協会の機関
火山現象警報 津波警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象警報 洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

(二 省略)

三 法第十四条の二第一項 の規定による警報の種類及び通知先

種類	通知先
水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四 法第十四条の二第二項 又は第三項 の規定による警報の種類及び通知先

種類	通知先
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

9 退職水防団員等報償規程

昭和38年2月9日
建設省告示第162号

(趣 旨)

第1条 水防団長又は水防団員(以下「団員等」という。)の勤務の特殊性にかんがみ、団員等として多年勤続した者が退職した場合において、その功労に報いたるため、この規程の定めるところにより、報償を行う。

(報償を受ける者)

第2条 報償は、団員等として15年以上勤務して退職した者に対して行う。ただし、すでに報償を受けた者については、この限りでない。

第3条 報償は、国土交通大臣が行う。

(報償の方法)

第4条 報償は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 団員等が死亡により退職し、又は退職後報償の日前に死亡したときは、その者に対する賞状及び記念品は、その者の遺族に交付する。

(勤続期間の計算)

第5条 報償の決定の基礎となる勤続期間の計算は、団員等としての在職期間による。

2 団員等が退職した後再び団員等となったときは、前項の勤続期間の計算については、前後の在職期間を合算する。

3 前2項の規定による在職期間の計算は、団員等となった日の属する月(前項の規定による後の在職期間については、再び団員等となった日の属する月の翌月)から退職した日の属する月までの月数による。

(報償の制限)

第6条 団員等が次の各号の一に該当する場合においては、その引き続いた在職期間については、報償を行なわない。

- (1) 在職中禁こ以上の刑に処せられたとき。
- (2) 懲戒免職若しくは停職処分又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、報償を行なうことが不相当と認められるとき。

(報償の時期)

第7条 報償は、毎年1回11月に行う。ただし、特別の必要があるときは随時報償を行う。

(報償の手続)

第8条 都道府県知事は、その統括する都道府県の区域内においてこの規程により報償を受ける資格があると認められる者を調査してその名簿(以下「名簿」という。)を作成し、毎年9月15日までに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の調査は、毎年8月1日現在において行う。

3 国土交通大臣は、前2項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、期日を示して都道府県知事に第1項の調査並びに名簿の作成及び提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は名簿を審査して報償を受けるべき者を決定する。

5 名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 勤続期間
- (3) 所属水防団名及び当該水防団が所属する水防管理団体名

10 水防功労者表彰規則

(昭和三十一年三月三十日建設省令第六号)

最終改正：平成二八年一〇月一七日国土交通省令第七四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十四条の二の規定に基づき、水防功労者報賞規則を次のように定める。

（通則）

第一条 国土交通大臣が、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるもの（以下「水防功労者」という。）に対して行う表彰については、この規則の定めるところによる。

（表彰の推薦）

第二条 都道府県知事は、当該都道府県に水防功労者であると認められる者があるときは、その旨を国土交通大臣に推薦するものとする。

（表彰の方法）

第三条 国土交通大臣は、前条の規定による推薦に基づいて表彰を行うものとする。

2 前項の表彰は、賞状を授与して行うものとする。

3 第一項の表彰は、前項の賞状に報賞金その他の副賞を付して行うことができる。

（報賞金）

第四条 前条第三項の報賞金は、表彰を受ける者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合に付するものとし、その額は次のとおりとする。

一 死亡した者に対しては、その功労の程度に応じて別表第一に定める額

二 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条第二項に規定する第一級から第八級までの障害等級に該当する障害の状態となつた者に対しては、その功労及び障害の程度に応じて別表第二に定める額

三 前二号に該当する者以外の者に対しては、その功労及び負傷、病気又は障害の程度に応じて百九十万円以下で国土交通大臣が定める額

（表彰の時期）

第五条 表彰は、毎年一回行う。ただし、特別の必要があるときは、随時表彰を行うことができる。

（死亡した者の表彰）

第六条 表彰を受ける者が、表彰の日以前に死亡したときは、その者に対する賞状及び報賞金その他の副賞は、その者の遺族に交付するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年五月七日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年九月二九日建設省令第一三号）

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年七月二五日建設省令第七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の水防功労者報賞規則別表第一及び別表第二の規定は、昭和六十一年三月一日以後に行われた水防に係る水防功労者に対する報賞金について適用し、同日前に行われた水防に係る水防功労者

に対する報賞金については、なお従前の例による。

附 則 （平成一〇年三月三〇日建設省令第四号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の水防功労者報賞規則第四条第三号、別表第一及び別表第二の規定は、平成十年一月一日以後に行われた水防に係る水防功労者に対する報賞金について適用し、同日前に行われた水防に係る水防功労者に対する報賞金については、なお従前の例による。

附 則 （平成一二年一月二〇日建設省令第四一号） 抄
（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一七年六月一日国土交通省令第六二号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年一〇月三日国土交通省令第九九号）
この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 （第四条第一号関係）

功労の程度	金額
（一）特に抜群の功労があり他の模範となると認められる者	25,200,000円
（二）抜群の功労があり他の模範となると認められる者	18,700,000円
（三）特に顕著な功労があると認められる者	13,600,000円以下9,000,000円以上
（四）多大な功労があると認められる者	4,900,000円

別表第二 （第四条第二号関係）

功労の程度 障害の程度	（一）抜群の功労があり他の模範となると認められる者	（二）特に顕著な功労があると認められる者	（三）多大な功労があると認められる者
第一級	18,700,000円	13,600,000円以下9,000,000円以上	4,900,000円
第二級	15,500,000円	12,100,000円以下7,900,000円以上	4,600,000円
第三級	13,600,000円	10,700,000円以下7,100,000円以上	4,100,000円
第四級	12,100,000円	9,500,000円以下6,400,000円以上	3,600,000円
第五級	10,300,000円	8,200,000円以下5,500,000円以上	3,100,000円
第六級	9,000,000円	7,000,000円以下4,700,000円以上	2,800,000円
第七級	7,600,000円	5,900,000円以下4,100,000円以上	2,300,000円
第八級	6,400,000円	4,900,000円以下3,400,000円以上	1,900,000円
一 この表の障害等級及び金額の決定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条第五項から第八項まで（第六項第一号を除く。）の規定の例による。 二 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であつて障害等級が第一級に該当するものについては、第一級の最高額に1,900,000円を加算することができる。			